

奈良市公報

第71号

令和4年5月2日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月	日	番号	件名	主管
4	1	203	奈良市営住宅等空家入居者の募集	住宅課
4	1	204	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の取消し	危機管理課
4	1	205	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	危機管理課
4	1	206	収納事務の委託	納税課
4	1	207	指定納付受託者の指定	納税課
4	1	208	道路の区域変更	土木管理課
4	1	209	道路の供用開始	土木管理課
4	1	210	市道路線の廃止	土木管理課
4	1	211	市道路線の認定	土木管理課
4	1	212	道路の区域決定	土木管理課
4	1	213	道路の供用開始	土木管理課
4	1	214	道路の区域変更	土木管理課
4	1	215	道路の供用開始	土木管理課
4	1	216	歩行者利便増進道路の指定	土木管理課
4	1	217	利便増進誘導区域の指定	土木管理課
4	1	218	予防接種の実施	健康増進課
4	1	219	一般廃棄物処理基本計画	廃棄物対策課
4	1	220	奈良市公報号外第21号に掲載	人事課
4	1	221	徴収及び収納事務の委託	会計課
4	1	222	指定納付受託者の指定	会計課
4	1	223	徴収事務の委託	斎苑管理課
4	1	224	徴収事務の委託	環境政策課
4	1	225	固定資産課税台帳に登録すべき令和4年度の固定資産の価格等の登録	資産税課
4	1	226	収納事務の委託	市民課
4	1	227	指定納付受託者の指定	市民課
4	1	228	徴収事務の委託	保健衛生課
4	1	229	徴収事務の委託	医療政策課

4	1	230	令和4年度一般廃棄物処理実施計画	廃棄物対策課
4	1	231	徴収事務の委託	廃棄物対策課
4	1	232	徴収事務の委託	障がい福祉課
4	4	233	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
4	4	234	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
4	5	235	指定管理者の指定	障がい福祉課
4	6	236	包括外部監査契約の締結	法務ガバナンス課
4	6	237	住居番号の設定	市民課
4	7	238	放置自転車等の保管	環境政策課
4	7	239	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	7	240	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	8	241	奈良市公報号外第21号に掲載	子育て相談課
4	13	242	児童自立支援施設の事務の委託	子育て相談課
4	13	243	認可地縁団体が所有する不動産の登記に係る公告	地域づくり推進課
4	13	244	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	13	245	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	13	246	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
4	13	247	障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業者の指定	障がい福祉課
4	13	248	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定	障がい福祉課
4	13	249	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課
4	13	250	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の廃止	障がい福祉課
4	13	251	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の廃止	障がい福祉課
4	13	252	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
4	13	253	差押調書の公示送達	滞納整理課
4	13	254	国土調査の実施	土木管理課
4	14	255	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
4	14	256	奈良市公報号外第21号に掲載	河川耕地課
4	14	257	放置自転車等の保管	環境政策課
4	14	258	奈良市公報号外第21号に掲載	介護福祉課
4	14	259	奈良市公報号外第21号に掲載	介護福祉課
4	14	260	奈良市公報号外第21号に掲載	介護福祉課
4	15	261	令和4年奈良市告示第218号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課

4	15	262	住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況	市民課
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
4	1	11	下水道事業受益者負担金の賦課対象区域	下水道事業課
4	1	12	徴収事務等の委託	企業出納課
4	1	13	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
4	1	14	農業集落排水事業の供用及び汚水の処理の開始	下水道事業課
4	12	15	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
4	13	8	定例教育委員会の開催	教育政策課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
4	7	4	農業委員会総会の招集	

告

示

奈良市告示第 203 号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集する。

令和 4 年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込受付期間及び受付場所

令和 4 年 4 月 1 日（金）から令和 5 年 3 月 31 日（金）までの間。ただし、土日祝、令和 4 年 12 月 29 日（木）から令和 5 年 1 月 3 日（火）までを除く。

住宅課の窓口のみで受付する。

(2) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、住宅課窓口へ提出する。

イ 申込みは 1 世帯 1 通に限る。2 通以上の申込みや、重複した申込みは無効となる。

(3) 申込資格

市営住宅 一般向 (ア) から (ウ) までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から 3 箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。）があること。単身者の申込みは、次の a から j までのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60 歳以上の者

b 身体障害のある者（障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級まで）

c 精神障害のある者（障害の程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級まで）

d 知的障害のある者（障害の程度が c に相当）

e 戦傷病者で、その障害の程度が、恩給法（大正 12 年法律第 48 号）に規定する特別項症から第 6 項症まで又は第 1 款症の者

f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者

g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者

h 海外からの引揚者で引き揚げた日から 5 年を経過していない者

i ハンセン病療養所入所者等

j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の規定による一時保護若しくは保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者又は裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない者

(イ) 奈良市営住宅条例（昭和 61 年奈良市条例第 14 号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた者は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している者が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。（住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記 (エ) の不正の行為に該当する。）

3 入居者の決定

(1) 先着順により入居予定者を決定する。

(2) 入居予定者に決定された者の提出書類

ア 住民票（市町村発行。提出日の3か月以内に発行されたもの）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要とする。

イ 所得に関する証明書（提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書

所得額、扶養人数、控除額記載のもの。ただし、aが奈良市から発行される者は提出不要。

b 雇用契約書及び給与明細の写し

令和2年1月1日以降に就職又は転職した者についてはaのほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出を求める場合がある。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票

令和2年1月1日以降に退職した者についてはa、転職した者についてはa及びbのほか、退職証明書又は離職票の提出を求める場合がある。

d 収支明細書

令和2年1月1日以降に事業を始めた者についてはaのほか、収支明細書の提出を求める場合がある。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の自らの署名が必要である。）

ク 各種控除に関する証明書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者に特別控除対象者がいる場合、特別控除対象者であることを証明する書類が必要である。

※ 障害者が単身で入居する場合、社会福祉事務所の発行する単身で日常生活ができる旨の証明が必要な場合がある。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から3箇月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

コ パートナーシップ宣誓書受領証等（該当者のみ）

奈良市パートナーシップ宣誓制度に登録している者は、パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードを提示し、パートナーシップ宣誓登録簿の状況照会に関する同意書に必要事項を記入し、自

ら署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約 2 週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(3) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合、失格とする。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、申込みを無効とする。

(4) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の 3 箇月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の 3 箇月分。駐車場使用申込者のみ。）、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ。）並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ。）を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

(令和 4 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 204 号

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 6 第 1 項及び第 49 条の 7 第 2 項の規定により、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を取り消したので、同法第 49 条の 6 第 2 項及び第 49 条の 7 第 2 項の規定により次のとおり公示する。

令和 4 年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定緊急避難場所の指定の取り消し

平城西中学校（奈良市神功二丁目 1 番地）

一条高等学校（奈良市法華寺町 1351 番地）

県立平城高等学校（奈良市朱雀二丁目 11 番地）

県立登美ヶ丘高等学校（奈良市二名町 1944 番地の 12）

2 指定避難所の指定の取り消し

平城西中学校（奈良市神功二丁目 1 番地）

一条高等学校（奈良市法華寺町 1351 番地）

県立平城高等学校（奈良市朱雀二丁目 11 番地）

県立登美ヶ丘高等学校（奈良市二名町 1944 番地の 12）

3 指定の取り消し年月日

令和 4 年 4 月 1 日

(令和 4 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 205 号

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 4 第 1 項及び第 49 条の 7 第 1 項の規定により、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したので、同法第 49 条の 4 第 3 項及び第 49 条の 7 第 2 項の規定により次のとおり公示する。

令和4年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定緊急避難場所

ならやま小中学校（奈良市神功二丁目1番地）
一条高等学校及び附属中学校（奈良市法華寺町1351番地）
県立奈良高等学校（奈良市朱雀二丁目11番地）
県立国際高等学校（奈良市二名町1944番地の12）

2 指定避難所

ならやま小中学校（奈良市神功二丁目1番地）
一条高等学校及び附属中学校（奈良市法華寺町1351番地）
県立奈良高等学校（奈良市朱雀二丁目11番地）
県立国際高等学校（奈良市二名町1944番地の12）

3 指定年月日

令和4年4月1日

(令和4年4月1日揭示済)

奈良市告示第206号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

マルチペイメント（多様な支払・決済方法）に係る受託者

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 株式会社トラストバンク 代表取締役 川村 憲一	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス 楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史	

2 委託の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(令和4年4月1日揭示済)

奈良市告示第207号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の2第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

マルチペイメント（多様な支払・決済方法）に係る指定納付受託者

1 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 株式会社トラストバンク 代表取締役 川村 憲一	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	

楽天クリムゾンハウス
 楽天グループ株式会社
 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

2 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

クレジット決済に係る指定納付受託者

1 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
奈良県生駒市東生駒一丁目61番地7 南都ディーシーカード株式会社 代表取締役 東川 晃三	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金
東京都港区南青山五丁目1番22号 株式会社ジェーシービー 代表取締役会長兼執行役員社長 浜川 一郎	
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス 楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史	

2 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(令和4年4月1日揭示済)

奈良市告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理番号	路線名	区 間	変更前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	中部第1291号線	奈良市大宮町四丁目465番10地先から 奈良市大宮町四丁目465番1地先まで	前	4.1～4.3	12.9	
			後	5.3～4.5	12.9	

(令和4年4月1日揭示済)

奈良市告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理番号	路線名	区 間	延長 (m) 幅員 (m)
1	中部第1291号線	奈良市大宮町四丁目465番10地先から 奈良市大宮町四丁目465番1地先まで	L=12.9 W=5.3～4.5

(令和4年4月1日揭示済)

奈良市告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、令和4年4月1日から次に掲げる市道の路線の供用を廃止する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m) 幅員 (m)
1	北部第268号線	奈良市大森西町 191 番 1 地先から	奈良市大森西町 172 番 1 地先まで	L=323.0 W=3.5～8.0
2	北部第426号線	奈良市法蓮佐保山三丁目 1630 番 1 地先から	奈良市法蓮佐保山三丁目 1626 番 2 地先まで	L=302.0 W=2.2～4.3

(令和4年4月1日掲示済)

奈良市告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、令和4年4月1日から次に掲げる路線を本市の市道路線に認定する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路線名	起 点	終 点	備考 (m)
1	北部第268号線	奈良市大森西町 177 番 1 地先から	奈良市大森西町 172 番 1 地先まで	L=137.7 W=4.0～8.0
2	中部第1762号線	奈良市押熊町 894 番 12 地先から	奈良市押熊町 894 番 15 地先まで	L=80.4 W=6.0～8.0
3	中部第1763号線	奈良市中山町 1619 番 1 地先から	奈良市中山町 1688 番 7 地先まで	L=62.3 W=6.0～8.0
4	中部第1764号線	奈良市中山町 1619 番 15 地先から	奈良市中山町 1692 番 10 地先まで	L=29.6 W=6.0～8.0
5	中部第1765号線	奈良市中山町 1752 番 22 地先から	奈良市中山町 1752 番 25 地先まで	L=40.3 W=6.0～8.0
6	西部第1496号線	奈良市学園南二丁目 915 番 269 地先から	奈良市学園南二丁目 915 番 265 地先まで	L=65.5 W=6.0～8.0
7	西部第1497号線	奈良市西登美ヶ丘一丁目 4100 番 181 地先から	奈良市大湊町 3893 番 10 地先まで	L=213.6 W=6.0～8.0
8	西部第1498号線	奈良市大湊町 3893 番 7 地先から	奈良市大湊町 3893 番 3 地先まで	L=31.9 W=6.0～8.0
9	西部第1499号線	奈良市大湊町 4035 番 5 地先から	奈良市大湊町 3893 番 21 地先まで	L=27.1 W=6.0～8.0
10	西部第1500号線	奈良市大湊町 4035 番 10 地先から	奈良市西登美ヶ丘一丁目 4100 番 304 地先まで	L=25.2 W=6.0～8.0
11	西部第1501号線	奈良市朝日町二丁目 566 番 6 地先から	奈良市敷島町一丁目 566 番 106 地先まで	L=111.8 W=6.0～ 13.0
12	西部第1502号線	奈良市学園緑ヶ丘二丁目 2830 番 20 地先から	奈良市学園緑ヶ丘二丁目 2830 番 1 地先まで	L=40.3 W=6.0～8.0
13	西部第1503号線	奈良市中町 247 番 22 地先から	奈良市中町 247 番 9 地先まで	L=68.7 W=6.0～ 14.5

14	西部第 1504 号線	奈良市中町 2099 番 8 地先から	奈良市中町 2102 番 7 地先まで	L=31.2 W=4.0～9.7
15	西部第 1505 号線	奈良市中登美ヶ丘二丁目 1984 番 126 地先から	奈良市中登美ヶ丘二丁目 1984 番 222 地先まで	L=34.1 W=6.0～8.0
16	西部第 1506 号線	奈良市三碓三丁目 112 番 6 地先から	奈良市三碓三丁目 112 番 10 地先まで	L=44.9 W=6.0～8.0
17	西部第 1507 号線	奈良市中町 510 番 5 地先から	奈良市中町 506 番 16 地先まで	L=60.3 W=6.0～8.0
18	西部第 1508 号線	奈良市中町 506 番 18 地先から	奈良市中町 506 番 8 地先まで	L=22.7 W=6.0～8.0
19	西部第 1509 号線	奈良市三碓二丁目 234 番 11 地先から	奈良市三碓二丁目 234 番 1 地先まで	L=40.2 W=6.2～10.3
20	名阪小倉工業団地 1 号線	奈良市上深川町 758 番 43 地先から	奈良市上深川町 758 番 8 地先まで	L=798.1 W=9.0～12.0
21	名阪小倉工業団地 2 号線	奈良市上深川町 758 番 6 地先から	奈良市上深川町 755 番 3 地先まで	L=312.3 W=4.0～9.0

(令和 4 年 4 月 1 日掲示済)

奈良市告示第 212 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理番号	路線名	起 点	終 点	備考 (m)
1	北部第 268 号線	奈良市大森西町 177 番 1 地先から	奈良市大森西町 172 番 1 地先まで	L=137.7 W=4.0～8.0
2	中部第 1762 号線	奈良市押熊町 894 番 12 地先から	奈良市押熊町 894 番 15 地先まで	L=80.4 W=6.0～8.0
3	中部第 1763 号線	奈良市中山町 1619 番 1 地先から	奈良市中山町 1688 番 7 地先まで	L=62.3 W=6.0～8.0
4	中部第 1764 号線	奈良市中山町 1619 番 15 地先から	奈良市中山町 1692 番 10 地先まで	L=29.6 W=6.0～8.0
5	中部第 1765 号線	奈良市中山町 1752 番 22 地先から	奈良市中山町 1752 番 25 地先まで	L=40.3 W=6.0～8.0
6	西部第 1496 号線	奈良市学園南二丁目 915 番 269 地先から	奈良市学園南二丁目 915 番 265 地先まで	L=65.5 W=6.0～8.0
7	西部第 1497 号線	奈良市西登美ヶ丘一丁目 4100 番 181 地先から	奈良市大湊町 3893 番 10 地先まで	L=213.6 W=6.0～8.0
8	西部第 1498 号線	奈良市大湊町 3893 番 7 地先から	奈良市大湊町 3893 番 3 地先まで	L=31.9 W=6.0～8.0
9	西部第 1499 号線	奈良市大湊町 4035 番 5 地先から	奈良市大湊町 3893 番 21 地先まで	L=27.1 W=6.0～8.0
10	西部第 1500 号線	奈良市大湊町 4035 番 10 地先から	奈良市西登美ヶ丘一丁目 4100 番 304 地先まで	L=25.2 W=6.0～8.0

11	西部第1501号線	奈良市朝日町二丁目566番6地先から	奈良市敷島町一丁目566番106地先まで	L=111.8 W=6.0～13.0
12	西部第1502号線	奈良市学園緑ヶ丘二丁目2830番20地先から	奈良市学園緑ヶ丘二丁目2830番1地先まで	L=40.3 W=6.0～8.0
13	西部第1503号線	奈良市中町247番22地先から	奈良市中町247番9地先まで	L=68.7 W=6.0～14.5
14	西部第1504号線	奈良市中町2099番8地先から	奈良市中町2102番7地先まで	L=31.2 W=4.0～9.7
15	西部第1505号線	奈良市中登美ヶ丘二丁目1984番126地先から	奈良市中登美ヶ丘二丁目1984番222地先まで	L=34.1 W=6.0～8.0
16	西部第1506号線	奈良市三碓三丁目112番6地先から	奈良市三碓三丁目112番10地先まで	L=44.9 W=6.0～8.0
17	西部第1507号線	奈良市中町510番5地先から	奈良市中町506番16地先まで	L=60.3 W=6.0～8.0
18	西部第1508号線	奈良市中町506番18地先から	奈良市中町506番8地先まで	L=22.7 W=6.0～8.0
19	西部第1509号線	奈良市三碓二丁目234番11地先から	奈良市三碓二丁目234番1地先まで	L=40.2 W=6.2～10.3
20	名阪小倉工業団地1号線	奈良市上深川町758番43地先から	奈良市上深川町758番8地先まで	L=798.1 W=9.0～12.0
21	名阪小倉工業団地2号線	奈良市上深川町758番6地先から	奈良市上深川町755番3地先まで	L=312.3 W=4.0～9.0

(令和4年4月1日揭示済)

奈良市告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理番号	路線名	起 点	終 点	備考 (m)
1	北部第268号線	奈良市大森西町177番1地先から	奈良市大森西町172番1地先まで	L=137.7 W=4.0～8.0
2	中部第1762号線	奈良市押熊町894番12地先から	奈良市押熊町894番15地先まで	L=80.4 W=6.0～8.0
3	中部第1763号線	奈良市中山町1619番1地先から	奈良市中山町1688番7地先まで	L=62.3 W=6.0～8.0
4	中部第1764号線	奈良市中山町1619番15地先から	奈良市中山町1692番10地先まで	L=29.6 W=6.0～8.0
5	中部第1765号線	奈良市中山町1752番22地先から	奈良市中山町1752番25地先まで	L=40.3 W=6.0～8.0
6	西部第1496号線	奈良市学園南二丁目915番269地先から	奈良市学園南二丁目915番265地先まで	L=65.5 W=6.0～8.0

7	西部第1497号線	奈良市西登美ヶ丘一丁目4100番181地先から	奈良市大湊町3893番10地先まで	L=213.6 W=6.0～8.0
8	西部第1498号線	奈良市大湊町3893番7地先から	奈良市大湊町3893番3地先まで	L=31.9 W=6.0～8.0
9	西部第1499号線	奈良市大湊町4035番5地先から	奈良市大湊町3893番21地先まで	L=27.1 W=6.0～8.0
10	西部第1500号線	奈良市大湊町4035番10地先から	奈良市西登美ヶ丘一丁目4100番304地先まで	L=25.2 W=6.0～8.0
11	西部第1501号線	奈良市朝日町二丁目566番6地先から	奈良市敷島町一丁目566番106地先まで	L=111.8 W=6.0～13.0
12	西部第1502号線	奈良市学園緑ヶ丘二丁目2830番20地先から	奈良市学園緑ヶ丘二丁目2830番1地先まで	L=40.3 W=6.0～8.0
13	西部第1503号線	奈良市中町247番22地先から	奈良市中町247番9地先まで	L=68.7 W=6.0～14.5
14	西部第1504号線	奈良市中町2099番8地先から	奈良市中町2102番7地先まで	L=31.2 W=4.0～9.7
15	西部第1505号線	奈良市中登美ヶ丘二丁目1984番126地先から	奈良市中登美ヶ丘二丁目1984番222地先まで	L=34.1 W=6.0～8.0
16	西部第1506号線	奈良市三碓三丁目112番6地先から	奈良市三碓三丁目112番10地先まで	L=44.9 W=6.0～8.0
17	西部第1507号線	奈良市中町510番5地先から	奈良市中町506番16地先まで	L=60.3 W=6.0～8.0
18	西部第1508号線	奈良市中町506番18地先から	奈良市中町506番8地先まで	L=22.7 W=6.0～8.0
19	西部第1509号線	奈良市三碓二丁目234番11地先から	奈良市三碓二丁目234番1地先まで	L=40.2 W=6.2～10.3
20	名阪小倉工業団地1号線	奈良市上深川町758番43地先から	奈良市上深川町758番8地先まで	L=798.1 W=9.0～12.0
21	名阪小倉工業団地2号線	奈良市上深川町758番6地先から	奈良市上深川町755番3地先まで	L=312.3 W=4.0～9.0

(令和4年4月1日掲示済)

奈良市告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理番号	路線名	区 間	変更前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	登美ヶ丘中町線	奈良市鶴舞東町657番4地先から 奈良市鶴舞西町3142番55地先まで	前	18.0～16.1	671.6	
			後	19.6～18.0	671.6	
2	中部第2号線	奈良市疋田町一丁目69番1地先から 奈良市疋田町一丁目71番3地先まで	前	10.0～8.0	31.9	
			後	8.6～8.0	31.9	
3	歌姫佐紀線	奈良市歌姫町1042番地先から 奈良市佐紀町2299番地先まで	前	3.6～2.4	37.0	
			後	3.1～2.4	37.0	
4	東部第146号線	奈良市忍辱山町1143番地先から	前	5.7～2.5	189.2	

		奈良市忍辱山町 1245 番地先まで	後	7.8～5.0	189.2	
5	東部第 233 号線	奈良市水間町 1012 番地先から	前	5.0～3.0	23.1	
		奈良市水間町 1047 番地先まで	後	5.8～3.0	23.1	
6	東部第 285 号線	奈良市横井町 960 番 121 地先から	前	6.2～4.1	192.8	
		奈良市横井町 924 番 7 地先まで	後	9.3～4.5	192.8	
7	東部第 327 号線	奈良市米谷町 343 番 3 地先から	前	18.5～4.9	160.4	
		奈良市興隆寺町 209 番 2 地先まで	後	18.0～5.3	160.4	
8	東部第 355 号線	奈良市高樋町 774 番地先から	前	3.8～2.4	42.9	
		奈良市高樋町 690 番地先まで	後	3.8～2.4	42.9	
9	南部第 41 号線	奈良市恋の窪三丁目 313 番 6 地先から	前	8.6～8.0	38.9	
		奈良市恋の窪三丁目 313 番 2 地先まで	後	8.1～8.0	36.2	
10	南部第 42 号線	奈良市恋の窪三丁目 316 番 6 地先から	前	5.0～4.0	24.8	
		奈良市恋の窪二丁目 235 番 2 地先まで	後	5.5～4.0	24.8	
11	南部第 50 号線	奈良市恋の窪二丁目 230 番 169 地先から	前	6.2～6.1	31.2	
		奈良市恋の窪二丁目 230 番 204 地先まで	後	6.8～6.1	31.2	
12	南部第 96 号線	奈良市八条一丁目 786 番地先から	前	4.6～3.1	101.9	
		奈良市八条一丁目 828 番 1 地先まで	後	6.1～3.4	101.9	
13	南部第 120 号線	奈良市東九条町 1178 番 1 地先から	前	3.7～2.8	86.3	
		奈良市東九条町 1354 番 3 地先まで	後	3.7～2.6	86.3	
14	南部第 179 号線	奈良市杏町 228 番 1 地先から	前	6.1～6.0	114.1	
		奈良市杏町 287 番 1 地先まで	後	6.8～6.0	114.1	
15	南部第 180 号線	奈良市杏町 216 番 4 地先から	前	6.1～6.0	60.4	
		奈良市杏町 203 番 2 地先まで	後	6.1～6.0	60.4	
16	南部第 255 号線	奈良市古市町 1378 番 1 地先から	前	8.6～7.5	15.7	
		奈良市古市町 1424 番 3 地先まで	後	8.6～8.0	15.7	
17	南部第 292 号線	奈良市古市町 554 番 1 地先から	前	2.6～2.4	28.4	
		奈良市古市町 553 番 1 地先まで	後	2.7～2.4	28.4	
18	南部第 294 号線	奈良市古市町 469 番地先から	前	3.9～2.7	52.1	
		奈良市古市町 459 番 1 地先まで	後	4.0～3.3	52.1	
19	北部第 255 号線	奈良市東紀寺町三丁目 1179 番 2 地先から	前	4.1～4.1	31.0	
		奈良市東紀寺町三丁目 1180 番 2 地先まで	後	4.1～4.1	29.0	
20	北部第 266 号線	奈良市肘塚町 181 番 5 地先から	前	5.2～4.9	77.9	
		奈良市肘塚町 178 番 18 地先まで	後	4.0～3.7	77.9	
21	北部第 270 号線	奈良市大安寺六丁目 758 番 4 地先から	前	6.6～5.6	81.8	
		奈良市大安寺七丁目 678 番 1 地先まで	後	6.6～5.6	81.8	
22	北部第 299 号線	奈良市鳴川町 37 番 4 地先から	前	2.1～2.1	39.9	
		奈良市鳴川町 32 番 1 地先まで	後	2.1～2.1	39.9	
23	北部第 350 号線	奈良市南京終町四丁目 199 番 23 地先から	前	6.2～4.8	107.0	
		奈良市南京終町四丁目 201 番 1 地先まで	後	3.7～2.4	107.0	
24	北部第 376 号線	奈良市鳴川町 8 番地先から	前	4.3～4.2	29.6	
		奈良市鳴川町 32 番 1 地先まで	後	4.3～4.2	29.6	
25	中部第 29 号線	奈良市押熊町 333 番地先から	前	2.1～1.0	11.7	
		奈良市押熊町 331 番 1 地先まで	後	3.0～1.2	11.7	

26	中部第51号線	奈良市秋篠町1567番7地先から 奈良市秋篠町1567番1地先まで	前	11.2～6.3	106.9	
			後	10.9～9.4	106.9	
27	中部第67号線	奈良市歌姫町1042番地先から 奈良市歌姫町1130番地先まで	前	3.0～1.9	100.9	
			後	4.5～2.4	100.9	
28	中部第153号線	奈良市中山町1584番地先から 奈良市中山町1472番1地先まで	前	2.5～1.2	78.0	
			後	4.0～1.2	78.0	
29	中部第157号線	奈良市中山町1275番地先から 奈良市中山町1240番地先まで	前	3.4～2.9	55.0	
			後	3.8～3.1	55.0	
30	中部第1365号線	奈良市中山町1746番1地先から 奈良市中山町1749番1地先まで	前	5.4～4.8	48.2	
			後	6.9～4.8	48.2	
31	中部第239号線	奈良市二条町一丁目2578番3地先から 奈良市二条町一丁目2583番地先まで	前	3.4～2.9	60.4	
			後	4.0～4.5	60.4	
32	中部第242号線	奈良市二条町一丁目2583番地先から 奈良市二条町一丁目2580番1地先まで	前	2.4～2.3	15.9	
			後	3.3～3.2	15.1	
33	中部第292号線	奈良市四条大路三丁目113番1地先から 奈良市四条大路四丁目110番1地先まで	前	7.1～6.6	94.8	
			後	7.0～6.7	94.8	
34	中部第295号線	奈良市四条大路四丁目114番3地先から 奈良市四条大路四丁目110番1地先まで	前	5.6～2.5	30.8	
			後	3.5～2.5	30.8	
35	中部第338号線	奈良市七条一丁目358番1地先から 奈良市七条一丁目390番3地先まで	前	5.5～3.1	103.4	
			後	5.9～3.0	103.4	
36	中部第346号線	奈良市七条一丁目404番3地先から 奈良市七条一丁目400番4地先まで	前	6.7～5.5	69.6	
			後	6.7～5.8	69.6	
37	中部第534号線	奈良市尼辻北町3294番1地先から 奈良市尼辻北町3297番地先まで	前	2.8～2.1	57.8	
			後	3.5～2.2	57.8	
38	中部第645号線	奈良市大宮町三丁目162番3地先から 奈良市大宮町三丁目207番3地先まで	前	5.9～5.7	41.8	
			後	6.0～5.5	41.8	
39	中部第666号線	奈良市恋の窪二丁目238番4地先から 奈良市恋の窪三丁目316番3地先まで	前	11.7～10.2	100.2	
			後	13.0～13.2	100.2	
40	中部第675号線	奈良市大安寺西一丁目1002番地先から 奈良市恋の窪一丁目289番1地先まで	前	0.0～0.0	0.0	
			後	2.3～2.3	25.7	
41	中部第678号線	奈良市西大寺赤田町一丁目675番1地先 から 奈良市西大寺北町四丁目884番地先まで	前	5.4～4.2	24.9	
			後	5.9～4.2	24.9	
42	中部第799号線	奈良市平松三丁目663番3地先から 奈良市平松五丁目651番3地先まで	前	5.9～5.2	69.8	
			後	6.0～5.1	69.8	
43	中部第1333号線	奈良市疋田町407番62地先から 奈良市疋田町407番104地先まで	前	8.0～8.0	139.2	
			後	9.6～9.6	139.2	
44	中部第1346号線	奈良市宝来四丁目497番1地先から 奈良市宝来四丁目511番1地先まで	前	10.2～7.1	107.3	
			後	11.7～8.3	107.3	
45	中部第1385号線	奈良市疋田町407番86地先から 奈良市疋田町407番108地先まで	前	6.0～6.0	63.2	
			後	6.0～6.0	61.4	
46	中部第1385号線	奈良市疋田町407番110地先から 奈良市疋田町407番100地先まで	前	6.0～6.0	18.6	
			後	6.0～6.0	16.8	
47	中部第1386号線	奈良市疋田町407番109地先から 奈良市疋田町407番92地先まで	前	6.0～6.0	40.8	
			後	6.0～6.0	39.1	
48	西部第280号線	奈良市学園朝日元町二丁目472番3地先	前	4.4～2.3	75.9	

		から 奈良市学園朝日元町二丁目477番2地先 まで	後	4.2～3.3	75.9	
49	西部第280号線	奈良市中山町西三丁目307番1地先から 奈良市中山町西三丁目305番4地先まで	前	4.1～3.2	50.4	
			後	4.2～4.0	50.4	
50	西部第323号線	奈良市学園北二丁目1090番85地先から 奈良市学園北二丁目1090番41地先まで	前	6.4～5.8	116.4	
			後	6.6～6.0	116.4	
51	西部第324号線	奈良市学園北二丁目1090番84地先から 奈良市学園南一丁目1092番2地先まで	前	4.4～4.2	116.3	
			後	4.4～4.0	116.3	
52	西部第328号線	奈良市学園北二丁目1090番18地先から 奈良市学園北二丁目1090番32地先まで	前	4.0～4.0	49.3	
			後	4.7～4.7	48.6	
53	西部第415号線	奈良市学園大和町五丁目748番1地先から 奈良市三碓三丁目851番10地先まで	前	5.0～4.0	172.9	
			後	6.5～5.0	172.9	
54	西部第429号線	奈良市学園南三丁目988番1地先から 奈良市学園大和町一丁目992番1地先まで	前	6.2～4.6	27.6	
			後	5.4～3.9	27.6	
55	西部第444号線	奈良市百楽園一丁目4850番地先から 奈良市百楽園一丁目3001番地先まで	前	5.3～2.3	67.0	
			後	5.3～2.3	67.0	
56	西部第533号線	奈良市二名平野一丁目2番地先から 奈良市二名平野一丁目2070番地先まで	前	2.8～2.5	39.8	
			後	2.8～2.5	39.8	
57	西部第574号線	奈良市富雄北三丁目2596番6地先から 奈良市富雄北一丁目2755番3地先まで	前	6.3～6.1	56.6	
			後	6.9～6.1	56.6	
58	西部第580号線	奈良市富雄北二丁目408番72地先から 奈良市富雄北二丁目408番56地先まで	前	6.0～5.0	32.1	
			後	7.1～5.8	32.1	
59	西部第893号線	奈良市富雄川西二丁目170番2地先から 奈良市富雄川西二丁目163番10地先まで	前	4.1～2.1	194.3	
			後	7.2～4.9	194.3	
60	西部第899号線	奈良市三碓町2201番12地先から 奈良市三碓町2231番地先まで	前	5.0～3.0	49.3	
			後	6.4～3.0	49.3	
61	西部第1374号線	奈良市鶴舞東町657番4地先から 奈良市鶴舞東町3172番10地先まで	前	9.9～6.4	37.6	
			後	6.2～6.0	36.8	
62	尾山岩ノ尻線	奈良市月ヶ瀬長引745番地先から 奈良市月ヶ瀬長引753-1番地先まで	前	2.3～1.5	68.4	
			後	2.5～1.5	68.4	
63	尾山西浦線	奈良市月ヶ瀬尾山142-1番地先から 奈良市月ヶ瀬長引376番地先まで	前	11.0～2.8	281.7	
			後	8.0～2.8	281.7	
64	尾山ロマントピア 線	奈良市月ヶ瀬長引390-1番地先から 奈良市月ヶ瀬長引707-1番地先まで	前	3.5～3.2	68.2	
			後	3.5～3.2	66.7	
65	のぼりを線	奈良市針ヶ別所町401の4地先から 奈良市針ヶ別所町401の2地先まで	前	7.8～4.4	65.8	
			後	32.0～4.3	65.8	
66	名阪国道針第1側 道線	奈良市針町738の1地先から 奈良市針町2330の3地先まで	前	6.7～6.0	78.6	
			後	9.4～6.0	77.3	
67	針金平2号線	奈良市針町790の1地先から 奈良市針町2331の2地先まで	前	4.5～3.9	15.6	
			後	5.5～4.0	13.9	

(令和4年4月1日揭示済)

奈良市告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)
1	登美ヶ丘中町線	奈良市鶴舞東町 657 番 4 地先から	奈良市鶴舞西町 3142 番 55 地先まで	L=671.6 W=19.6 ～ 18.0
2	中部第2号線	奈良市疋田町一丁目 69 番 1 地先から	奈良市疋田町一丁目 71 番 3 地先まで	L=31.9 W=8.6～8.0
3	歌姫佐紀線	奈良市歌姫町 1042 番地先から	奈良市佐紀町 2299 番地先まで	L=37.0 W=3.1～2.4
4	東部第146号線	奈良市忍辱山町 1143 番地先から	奈良市忍辱山町 1245 番地先まで	L=189.2 W=7.8～5.0
5	東部第233号線	奈良市水間町 1012 番地先から	奈良市水間町 1047 番地先まで	L=23.1 W=5.8～3.0
6	東部第285号線	奈良市横井町 960 番 121 地先から	奈良市横井町 924 番 7 地先まで	L=192.8 W=9.3～4.5
7	東部第327号線	奈良市米谷町 343 番 3 地先から	奈良市興隆寺町 209 番 2 地先まで	L=160.4 W=18.0 ～ 5.3
8	東部第355号線	奈良市高樋町 774 番地先から	奈良市高樋町 690 番地先まで	L=42.9 W=3.8～2.4
9	南部第41号線	奈良市恋の窪三丁目 313 番 6 地先から	奈良市恋の窪三丁目 313 番 2 地先まで	L=36.2 W=8.1～8.0
10	南部第42号線	奈良市恋の窪三丁目 316 番 6 地先から	奈良市恋の窪二丁目 235 番 2 地先まで	L=24.8 W=5.5～4.0
11	南部第50号線	奈良市恋の窪二丁目 230 番 169 地先から	奈良市恋の窪二丁目 230 番 204 地先まで	L=31.2 W=6.8～6.1
12	南部第96号線	奈良市八条一丁目 786 番地先から	奈良市八条一丁目 828 番 1 地先まで	L=101.9 W=6.1～3.4
13	南部第120号線	奈良市東九条町 1178 番 1 地先から	奈良市東九条町 1354 番 3 地先まで	L=86.3 W=3.7～2.6
14	南部第179号線	奈良市杏町 228 番 1 地先から	奈良市杏町 287 番 1 地先まで	L=114.1 W=6.8～6.0
15	南部第180号線	奈良市杏町 216 番 4 地先から	奈良市杏町 203 番 2 地先まで	L=60.4 W=6.1～6.0
16	南部第255号線	奈良市古市町 1378 番 1 地先から	奈良市古市町 1424 番 3 地先まで	L=15.7 W=8.6～8.0
17	南部第292号線	奈良市古市町 554 番 1 地先から	奈良市古市町 553 番 1 地先まで	L=28.4 W=2.7～2.4
18	南部第294号線	奈良市古市町 469 番地先から	奈良市古市町 459 番 1 地先まで	L=52.1 W=4.0～3.3
19	北部第255号線	奈良市東紀寺町三丁目 1179 番 2 地先から	奈良市東紀寺町三丁目 1180 番 2 地先まで	L=29.0 W=4.1～4.1

20	北部第 266 号線	奈良市肘塚町 181 番 5 地先から	奈良市肘塚町 178 番 18 地先まで	L=77.9 W=4.0～3.7
21	北部第 270 号線	奈良市大安寺六丁目 758 番 4 地先から	奈良市大安寺七丁目 678 番 1 地先まで	L=81.8 W=6.6～5.6
22	北部第 299 号線	奈良市鳴川町 37 番 4 地先から	奈良市鳴川町 32 番 1 地先まで	L=39.9 W=2.1～2.1
23	北部第 350 号線	奈良市南京終町四丁目 199 番 23 地先から	奈良市南京終町四丁目 201 番 1 地先まで	L=107.0 W=3.7～2.4
24	北部第 376 号線	奈良市鳴川町 8 番地先から	奈良市鳴川町 32 番 1 地先まで	L=29.6 W=4.3～4.2
25	中部第 29 号線	奈良市押熊町 333 番地先から	奈良市押熊町 331 番 1 地先まで	L=11.7 W=3.0～1.2
26	中部第 51 号線	奈良市秋篠町 1567 番 7 地先から	奈良市秋篠町 1567 番 1 地先まで	L=106.9 W=10.9 ～ 9.4
27	中部第 67 号線	奈良市歌姫町 1042 番地先から	奈良市歌姫町 1130 番地先まで	L=100.9 W=4.5～2.4
28	中部第 153 号線	奈良市中山町 1584 番地先から	奈良市中山町 1472 番 1 地先まで	L=78.0 W=4.0～1.2
29	中部第 157 号線	奈良市中山町 1275 番地先から	奈良市中山町 1240 番地先まで	L=55.0 W=3.8～3.1
30	中部第 1365 号線	奈良市中山町 1746 番 1 地先から	奈良市中山町 1749 番 1 地先まで	L=48.2 W=6.9～4.8
31	中部第 239 号線	奈良市二条町一丁目 2578 番 3 地先から	奈良市二条町一丁目 2583 番地先まで	L=60.4 W=4.0～4.5
32	中部第 242 号線	奈良市二条町一丁目 2583 番地先から	奈良市二条町一丁目 2580 番 1 地先まで	L=15.1 W=3.3～3.2
33	中部第 292 号線	奈良市四条大路三丁目 113 番 1 地先から	奈良市四条大路四丁目 110 番 1 地先まで	L=94.8 W=7.0～6.7
34	中部第 295 号線	奈良市四条大路四丁目 114 番 3 地先から	奈良市四条大路四丁目 110 番 1 地先まで	L=30.8 W=3.5～2.5
35	中部第 338 号線	奈良市七条一丁目 358 番 1 地先から	奈良市七条一丁目 390 番 3 地先まで	L=103.4 W=5.9～3.0
36	中部第 346 号線	奈良市七条一丁目 404 番 3 地先から	奈良市七条一丁目 400 番 4 地先まで	L=69.6 W=6.7～5.8
37	中部第 534 号線	奈良市尼辻北町 3294 番 1 地先から	奈良市尼辻北町 3297 番地先まで	L=57.8 W=3.5～2.2
38	中部第 645 号線	奈良市大宮町三丁目 162 番 3 地先から	奈良市大宮町三丁目 207 番 3 地先まで	L=41.8 W=6.0～5.5
39	中部第 666 号線	奈良市恋の窪二丁目 238 番 4 地先から	奈良市恋の窪三丁目 316 番 3 地先まで	L=100.2 W=13.0 ～ 13.2
40	中部第 675 号線	奈良市大安寺西一丁目 1002 番地先から	奈良市恋の窪一丁目 289 番 1 地先まで	L=25.7 W=2.3～2.3
41	中部第 678 号線	奈良市西大寺赤田町一丁目 675 番 1 地先から	奈良市西大寺北町四丁目 884 番地先まで	L=24.9 W=5.9～4.2
42	中部第 799 号線	奈良市平松三丁目 663 番 3 地先から	奈良市平松五丁目 651 番 3 地先まで	L=69.8

		ら	先まで	W=6.0～5.1
43	中部第 1333 号線	奈良市疋田町 407 番 62 地先から	奈良市疋田町 407 番 104 地先まで	L=139.2 W=9.6～9.6
44	中部第 1346 号線	奈良市宝来四丁目 497 番 1 地先から	奈良市宝来四丁目 511 番 1 地先まで	L=107.3 W=11.7 ～ 8.3
45	中部第 1385 号線	奈良市疋田町 407 番 86 地先から	奈良市疋田町 407 番 108 地先まで	L=61.4 W=6.0～6.0
46	中部第 1385 号線	奈良市疋田町 407 番 110 地先から	奈良市疋田町 407 番 100 地先まで	L=16.8 W=6.0～6.0
47	中部第 1386 号線	奈良市疋田町 407 番 109 地先から	奈良市疋田町 407 番 92 地先まで	L=39.1 W=6.0～6.0
48	西部第 280 号線	奈良市学園朝日元町二丁目 472 番 3 地先から	奈良市学園朝日元町二丁目 477 番 2 地先まで	L=75.9 W=4.2～3.3
49	西部第 280 号線	奈良市中山町西三丁目 307 番 1 地先から	奈良市中山町西三丁目 305 番 4 地先まで	L=50.4 W=4.2～4.0
50	西部第 323 号線	奈良市学園北二丁目 1090 番 85 地先から	奈良市学園北二丁目 1090 番 41 地先まで	L=116.4 W=6.6～6.0
51	西部第 324 号線	奈良市学園北二丁目 1090 番 84 地先から	奈良市学園南一丁目 1092 番 2 地先まで	L=116.3 W=4.4～4.0
52	西部第 328 号線	奈良市学園北二丁目 1090 番 18 地先から	奈良市学園北二丁目 1090 番 32 地先まで	L=48.6 W=4.7～4.7
53	西部第 415 号線	奈良市学園大和町五丁目 748 番 1 地先から	奈良市三碓三丁目 851 番 10 地先まで	L=172.9 W=6.5～5.0
54	西部第 429 号線	奈良市学園南三丁目 988 番 1 地先から	奈良市学園大和町一丁目 992 番 1 地先まで	L=27.6 W=5.4～3.9
55	西部第 444 号線	奈良市百楽園一丁目 4850 番地先から	奈良市百楽園一丁目 3001 番地先まで	L=67.0 W=5.3～2.3
56	西部第 533 号線	奈良市二名平野一丁目 2 番地先から	奈良市二名平野一丁目 2070 番地先まで	L=39.8 W=2.8～2.5
57	西部第 574 号線	奈良市富雄北三丁目 2596 番 6 地先から	奈良市富雄北一丁目 2755 番 3 地先まで	L=56.6 W=6.9～6.1
58	西部第 580 号線	奈良市富雄北二丁目 408 番 72 地先から	奈良市富雄北二丁目 408 番 56 地先まで	L=32.1 W=7.1～5.8
59	西部第 893 号線	奈良市富雄川西二丁目 170 番 2 地先から	奈良市富雄川西二丁目 163 番 10 地先まで	L=194.3 W=7.2～4.9
60	西部第 899 号線	奈良市三碓町 2201 番 12 地先から	奈良市三碓町 2231 番地先まで	L=49.3 W=6.4～3.0
61	西部第 1374 号線	奈良市鶴舞東町 657 番 4 地先から	奈良市鶴舞東町 3172 番 10 地先まで	L=36.8 W=6.2～6.0
62	尾山岩ノ尻線	奈良市月ヶ瀬長引 745 番地先から	奈良市月ヶ瀬長引 753-1 番地先まで	L=68.4 W=2.5～1.5
63	尾山西浦線	奈良市月ヶ瀬尾山 142-1 番地先から	奈良市月ヶ瀬長引 376 番地先まで	L=281.7 W=8.0～2.8
64	尾山ロマントピア線	奈良市月ヶ瀬長引 390-1 番地先から	奈良市月ヶ瀬長引 707-1 番地先まで	L=66.7 W=3.5～3.2
65	のぼりを線	奈良市針ヶ別所町 401 の 4 地先か	奈良市針ヶ別所町 401 の 2 地	L=65.8

		ら	先まで	W=32.0 ～ 4.3
66	名阪国道針第1側道 線	奈良市針町738の1地先から	奈良市針町2330の3地先まで	L=77.3 W=9.4～6.0
67	針金平2号線	奈良市針町790の1地先から	奈良市針町2331の2地先まで	L=13.9 W=5.5～4.0

(令和4年4月1日揭示済)

奈良市告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条第20第1項の規定に基づき、歩行者利便増進道路を指定したので、同条第5項の規定により下記のとおり公示する。

その関係図面は、公示の日から、1箇月間、一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

1 歩行者利便増進道路の指定日：令和4年4月1日

2 道路の種類及び路線名：奈良市道 三条線

3 歩行者利便増進道路として指定する区間

起点：奈良市油阪地方町10番1地先

終点：奈良市上三条町12番13地先

4 歩行者利便増進道路として指定する期日

道路交通法で定める「歩行者及び自転車用道路」として規制している期日の交通規制実施時間内とする。

5 図面縦覧場所：奈良市建設部土木管理課（奈良市役所 中央棟4階）

（記載要領）

1 道路の種類及び路線名は該当する路線の道路台帳から転記する。

2 利便増進誘導区域として指定する場所を、都道府県、市区町村及び地番等のみによっては正確に記載しがたいときは、別紙として付す図面の着色（赤色）した範囲等により示すものとする。

別紙省略

(令和4年4月1日揭示済)

奈良市告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第33条第2項第3号の規定に基づき、利便増進誘導区域を指定するので、同条第4項の規定により下記のとおり公示する。

その関係図面は、公示の日から、1箇月間、一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

1 利便増進誘導区域の指定日：令和4年4月1日

2 道路の種類及び路線名：奈良市道 三条線

3 利便増進誘導区域として指定する区間：（別紙参照）

起点：奈良市油阪地方町10番1地先

終点：奈良市上三条町12番13地先

4 利便増進誘導区域として指定する期日

道路交通法で定める「歩行者及び自転車用道路」として規制している期日の交通規制実施時間内とする。

5 図面縦覧場所：奈良市建設部土木管理課（奈良市役所 中央棟4階）

（記載要領）

1 道路の種類及び路線名は該当する路線の道路台帳から転記する。

2 利便増進誘導区域として指定する場所を、都道府県、市区町村及び地番等のみによっては正確に記載しがたいと

きは、別紙として付す図面の着色（緑色）した範囲等により示すものとする。

別紙省略

(令和 4 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 218 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 4 条及び第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 4 年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風（4 種混合）	生後 3 か月から生後 90 か月に至るまでの間にある者	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	別紙 1 のとおり
ジフテリア・破傷風（二種混合）	11 歳以上 13 歳未満の者		
麻しん・風しん（MR）、麻しんまたは風しん	1 生後 12 か月から生後 24 か月に至るまでの間にある者 2 5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者 3 昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までに生まれた男性		厚生労働省ホームページによる
日本脳炎	1 生後 6 か月から生後 90 か月に至るまでの間にある者 2 9 歳以上 13 歳未満の者<特例> ・平成 7 年 4 月 2 日以降に生まれた 7 歳 6 か月以上 20 歳未満の者 ・平成 19 年 4 月 2 日から平成 21 年 10 月 1 日までの間に生まれた者で平成 22 年 3 月 31 日までに第 1 期の予防接種が終了していない者で 9 歳以上 13 歳未満にある者		別紙 1 のとおり
結核（BCG）	1 歳に至るまでの間にある者		

ヒブ感染症	生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある者		
小児肺炎球菌感染症	生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある者		
ヒトパピローマウイルス感染症	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子 ＜キャッチアップ接種＞平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの女子で、3回接種が完了していない者。		
水痘	生後12か月から生後36か月に至るまでの間にある者		
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者		
ロタウイルス感染症	＜経口弱毒性ヒトロタウイルスワクチン＞出生6週0日後から出生24週0日後までの間にある者 ＜五価経口弱毒性ロタウイルスワクチン＞出生6週0日後から出生32週0日後までの間にある者		
成人用肺炎球菌感染症	65歳の者及び60歳以上65歳未満の者であって心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定める者		別紙2のとおり

2 接種不適合者

- (1) 明らかな発熱（37.5度以上）を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんの予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) 風しん予防接種の対象者3にあつては、当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの及び風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、定期の予防接種を行う必要がないと認められる者
- (6) BCG接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (7) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内または産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- (8) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものを除く。）、重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- (9) 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病にかかる法

第 5 条第 1 項の規定による予防接種を受けたことのある者

(10) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

(2) 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(3) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

(4) 過去にけいれんの既往のある者

(5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

(6) BCGについては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

(7) ロタウイルス感染症に係る予防接種対象者については、活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障害のある者

4 料金

(1) 成人用 23 価肺炎球菌感染症予防接種については、自己負担金 3,000 円

(2) それ以外の予防接種については、無料

(3) 接種当日に、奈良市に住民登録がない者や予防接種の対象者の範囲に含まれない者は有料（全額負担）

5 長期療養者

長期にわたり療養を必要とする疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかったこと、その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、ロタウイルス感染症を除く当該特定疾病に係る予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に規定する予防接種を受けることができなくなると認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して 2 年、成人用肺炎球菌感染症については 1 年を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあつては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。）、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。こと。（令第 1 条の 3 第 2 項関係）

6 その他

不明な点については、健康医療部健康増進課に問い合わせること。

別紙1

令和 4 年 4 月 1 日現在

管理医師名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		予 防 接 種 の 種 類											
	医 療 機 関 名	所 在 地 （ 奈 良 市 ）	破傷風 百日咳 ポリオ	ジフテ リア 破傷風	ポリ オ	麻疹 風しん 1期 2期	日本 脳炎	B C G	ヒ ブ	小児 肺炎 球菌	ヒト パ ロ ウ ウ イ ル ス	水 痘	B 型 肝 炎	ロ タ
有馬 純	ありまこどもク リニック	北登美ヶ丘四丁目1-18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
飯田 二昭	飯田医院	三条添川町3-3				○					○			
石井 新	あやめ池いしい 婦人科クリニック	あやめ池北一丁目32- 21A204									○			
北村 いずみ	いずみクリニック	西大寺国見町一丁目1 西大寺近鉄ビル1F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊藤 太祐	伊藤医院	南永井町377-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
乾 秀和	いぬいクリニック	疋田町二丁目1-5	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
津田 勇平	今村糖尿病内科 津田外科診療所	秋篠新町269-4		○		○	○				○			
入江 紀夫	入江診療所	西大寺新町一丁目6-7	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
岩井 均	岩井内科クリ ニック	大宮町四丁目331-1	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
岩佐 隆太郎	岩佐クリニック	朝日町一丁目3-1				○	○					○		
上繁 宣雄	うえしげクリ ニック	三条松町17-17 メディコートFSA2F							○	○	○	○		
植村 武博	植村医院	般若寺町170	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
江川 信一	江川内科消化器 科医院	杉ヶ町11-2 杉ヶ中町ビル1F	○	○	○	○	○				○	○	○	
衛藤 壽昭	衛藤医院	学園南一丁目1-17		○		○	○		○	○	○			
村井 由佳	Mキッズクリ ニック	西登美ヶ丘二丁目11-12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鶴原 志のぶ	大西クリニック	漢国町10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大橋 一博	大橋耳鼻咽喉科	三条本町1-85	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大森 正晴	おおもりクリ ニック	六条二丁目18-36		○		○	○				○	○		
三好 毅志	おかたに病院	南京終町一丁目25-1									○			
岡村 義郎	岡村産婦人科	西木辻町30-10									○			
小川 浩史	おがわ小児科診 療所	鶴舞東町2-26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奥 成顕	奥医院	東城戸町53	○	○	○	○	○		○	○	○	○		
折橋 透	折橋診療所	鳥見町三丁目11-1 富雄団地56-102	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鍛冶田 英俊	鍛冶田クリニッ ク	北登美ヶ丘三丁目12-15									○			
梶本 吉孝	かじもとこども クリニック	学園大和町二丁目31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
加藤 まどか	加藤内科医院	三条町606-98 宇和島商会ビル1F				○					○	○	○	
上辻 秀和	かみつじこども クリニック	押熊町547-1 忍熊ビル2F	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
河原 邦彦	河原医院	中登美ヶ丘二丁目1981- 105									○			1/5

北岡 健	北岡クリニック	林小路町1-11								○			
喜多野 章夫	喜多野診療所	中筋町15				○	○		○	○	○	○	○
北山 勘解由	北山医院	芝辻町一丁目9-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
木下 信英	木下こども診療 所	西大寺赤田町一丁目2- 10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
清塚 康彦	きよ女性クリ ニック	石木町50-1								○			
蘭田 典明	クレヨン小児科	三松一丁目2-8-101	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栗田 博仁	くわた在宅クリ ニック	神殿町313番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
葺石 安利	こうあん診療所	三条大路一丁目1-90 奈良セントラルビル1F				○	○		○	○			
国分 清和	国分医院	南紀寺町五丁目53-1	○	○	○	○							
後藤 昇	後藤医院	右京三丁目19-1				○	○				○		
小林 礼子	こばやし耳鼻咽 喉科	学園北一丁目9-1 パラディⅡ5F	○	○	○	○	○				○	○	○
小山 康男	小山医院	中山町西三丁目444-1		○		○	○				○		
久永 倫聖	済生会奈良病院	八条四丁目643	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
榎木 登	西大寺セントラ ルクリニック	菅原東二丁目20-13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
齋藤 裕司	齋藤医院	中登美ヶ丘二丁目1984- 58	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
酒井 基成	酒井内科医院	南京終町一丁目193-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
坂口 嘉一	坂口医院	瓦堂町6-1	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
奥野 さやか	さくらこどもク リニック	三条添川町1-20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐野 公彦	佐野内科医院	小西町10		○		○	○	○	○	○	○	○	
澤井 伸之	沢井病院	船橋町8	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
塩谷 直久	塩谷内科診療所	左京一丁目13-37		○		○	○				○	○	
志田 泰明	しだ小児科クリ ニック	中登美ヶ丘三丁目1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
庄野 正生	庄野整形外科	六条二丁目19-8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
白山 玲朗	しらやま医院	尼辻中町10-27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西尾 博至	市立奈良病院	東紀寺町一丁目50-1	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
井戸 芳樹	新大宮診療所	芝辻町四丁目7-2									○		
神野 進	しのクリニッ ク	恋の窪一丁目5-1									○		
杉原 研吾	すぎはら婦人科	中登美ヶ丘六丁目3-3 リコラス登美ヶ丘A棟3F									○		
西原 信	すくすくこども クリニック	菅原町648-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鈴木 秀夫	鈴木内科クリ ニック	西大寺本町5-8	○	○	○	○			○	○	○	○	○
須基 浩昌	須基内科医院	南京終町一丁目109-1	○	○	○	○			○	○	○	○	2/

染川 智	そめかわクリニック 内科・循環器内科	中山町西四丁目456-1 T. S. ビル201	○	○	○	○	○		○	○		○	○	
高井 一郎	高井レディース クリニック	油阪町1-66									○			
高濱 靖	高浜医院	千代ヶ丘二丁目1-31		○		○	○		○	○	○	○		
高山 辰男	高山クリニック	柏木町190-5									○			
田北 秀夫	田北クリニック	佐紀町2ならファミリー 別館3号館2・3F	○	○	○	○	○					○	○	
竹谷 直喜	竹谷内科医院	富雄元町二丁目1-19 奥川ビル2F		○			○					○		
竹村 猛雄	竹村内科医院	椿井町33	○	○	○	○	○					○	○	○
辰巳 勝彦	辰巳内科医院	六条一丁目3-39	○	○	○	○	○		○	○		○		
田中 輝房	田中小児科医院	右京四丁目14-14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
谷掛 駿介	谷掛整形外科診療 所	神殿町644-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
西 智奈美	田村医院	四条大路一丁目7-19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
園部 千絵	ちえクリニック	学園北一丁目14-13 メディカル学園前3F	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
辻本 達寛	つじもとクリ ニック	学園北二丁目1-5ローレルコー ト学園前レジデンス施設棟1F	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
鶴原 敬三	つるはら耳鼻科	神殿町694-1							○	○				
音川 公治	帝塚山クリニッ ク	帝塚山一丁目1-33-101 ツインコート帝塚山1F		○		○	○				○			
寺崎 豊博	寺崎クリニック	南城戸町67									○			
富和 清隆	東大寺福祉療育 病院	雑司町406-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千田 史郎	富雄医院	富雄元町三丁目1-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩崎 拓也	とみお岩崎クリ ニック	二名三丁目1046-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中村 徹	富雄産婦人科	三松四丁目878-1									○			
北神 敬司	登美ヶ丘クリ ニック	中登美ヶ丘四丁目3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中井 章至	中井医院	大宮町三丁目4-33									○			
中岡 伸悟	中岡内科クリ ニック	西大寺東町二丁目1-63 サンワシティ西大寺3F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中川 勝裕	なかがわ呼吸器科・ アレルギー科医院	朱雀五丁目3-8		○		○	○							
中川 佳昭	中川内科医院	あやめ池南二丁目2-9 賀川ビル1F	○	○	○	○	○				○			
中島 仁一	中島クリニック	鶴舞東町2-11 松下興産ビル1F					○				○			
永田 厚	永田医院	芝辻町四丁目13-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
永野 徳忠	永野クリニック	鳥見町二丁目11-8	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
中邨 弘重	なかむら小児科	学園北一丁目14-13 メディカル学園前3F	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
相良 洋三	奈良市立興東診 療所	大柳生町4254				○								
相良 洋三	奈良市立田原診 療所	横田町336-1				○								

3/5

園田 良英	奈良市立月ヶ瀬診療所	月ヶ瀬尾山2790		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西村 正大	奈良市立都祁診療所	都祁白石町1084		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島 正幸	奈良市立柳生診療所	邑地町2786		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
櫻井 立良	奈良西部病院	三碓町2143-1		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田中 明美	ならやま診療所	右京三丁目2-2		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			
南部 光彦	なんぶ小児科アレルギー科	三条本町1-2 JR奈良駅NKビル3F		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新家 興	にいのみ小児科	藤ノ木台三丁目4-17		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西浦 孝彦	西浦クリニック	三条本町7-21		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西尾 功	西尾外科医院	あやめ池南一丁目7-7		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西村 吉明	西村クリニック	四条大路一丁目1-30 東亜シティプラザ2F		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
諏訪 好信	西脇医院	菅原町506-7		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
西脇 英樹	西脇クリニック	東紀寺町二丁目7-13											○				
西脇 知永	西脇内科医院	神功3丁目7-29		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
野上 隆司	のがみこどもクリニック	六条西一丁目12-59		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
橋本 耕二	はしもと内科	東向北町30-1 グランドカワイビル2F						○									
秦 健司	秦医院	西大寺国見町二丁目1-13		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原田 清行	はらだ医院	紀寺町607		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原田 幸児	はらだ糖尿病・腎・内科クリニック	中登美ヶ丘三丁目1番地1階		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東谷 澄彦	東谷医院	南魚屋町37					○	○									
細川 彰子	ひかりクリニック	学園北一丁目8-8 サンライトビル5F											○				
久永 浩靖	久永婦人科クリニック	西大寺東町二丁目1-63 サンワシティ西大寺3F											○				
日吉 基文	日吉耳鼻咽喉科クリニック	中登美ヶ丘三丁目2-101		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平岡 伸太郎	ひらおか内科クリニック	あやめ池南六丁目3-36		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平野 佳成	平野医院	西大寺東町二丁目1-52											○				
平野 仁嗣	ひらのレディースクリニック	西大寺南町5-26 T・Kビル西大寺SOUTH4F											○				
広岡 孝雄	広岡西部診療所	赤膚町1032		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
戸田 慶五郎	ファミリークリニック戸田	登美ヶ丘一丁目1-13		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	
福島 徹	福島医院	学園北一丁目9-1 パラディ学園前5F						○									
福山 学	福山医院	尼辻中町11-3		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○
宮川 宣之	平城診療所	朱雀三丁目8-2		○	○	○	○	○						○	○		
堀池 信雄	堀池医院	西登美ヶ丘五丁目3-8		○	○	○	○	○						○			

4/5

前川 泰寛	前川医院	東登美ヶ丘一丁目12-3										○	○		
前田 知行	まえだ医院	朱雀四丁目1-5										○			
前田 米造	前田医院	西新在家町2-6				○	○					○			
前田 紀夫	前田小児科医院	富雄元町四丁目8-14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
松井 滋	松井医院	三条桧町19-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
横山 聡子	まほろばクリ ニック	奈良阪町2271-3										○			
三谷 紀之	三谷医院	神殿町171-4	○	○	○	○	○						○		
山本 泰弘	むくぼ医院	平松一丁目31-22		○		○	○								
村嶋 徳昭	村嶋小児科医院	芝辻町二丁目11~7 大島ビル2F	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
森井 直之	森井小児科医院	元興寺町32	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森田 正純	森田医院	高天市町32	○	○	○	○	○					○	○	○	○
森田 隆一	森田内科循環器 科クリニック	宝来三丁目3-21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森 啓一郎	森内科クリニッ ク	学園北一丁目11-4エル ・アベニュー学園前3F	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○
森村 昌史	森村医院	秋篠町922	○	○	○	○	○						○	○	
矢追 公一	矢追医院	高畑町1112	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安居 資司	やすい小児科医 院	富雄元町一丁目12-1 オルサム富雄4F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安田 慎治	安田医院	中山町西二丁目1052-50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保田 正憲	保田クリニック	東九条町718-3	○	○	○	○							○		
安田 純也	安田小児科医院	あやめ池南二丁目2-9 賀川ビル2F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山崎 政直	やまざきクリ ニック	佐紀町2762-4					○								
山田 貴	やまだクリニッ ク	あやめ池北一丁目32- 21-A205		○		○	○						○		
田浦 良彦	大和診療所	大宮町二丁目6-9	○	○	○	○	○			○	○	○	○		
山本 和邦	やまと小児科	朱雀六丁目9-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
酒井 武司	陽クリニック	大宮町四丁目241-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中川 洋子	洋子レディース クリニック	学園大和町三丁目40-2											○		
三木 隆	吉田病院	西大寺赤田町一丁目7-1											○		
古本 宗平	古本院院	大宮町六丁目5-5	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
米田 諭	よねだ内科クリ ニック	学園大和町六丁目1542- 382	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○
近藤 雄二	らくじクリニック	南新町19-1 南新町ビル1F					○						○		
和田 義史	和田医院	恋の窪三丁目7-3	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
和田 隆昭	和田内外科外科学 院	六条緑町三丁目8-48	○	○	○	○	○						○	○	○

5/5

別紙2 成人用23価肺炎球菌登録医療機関 (令和4年4月1日現在)			
管理医師名	予防接種を行う主たる場所		電話 (0742)
	医療機関名	所在地 (奈良市)	
青木 秀夫	あおきクリニック	あやめ池南六丁目8-40	81-7596
遊田 泰匠	あそだ内科クリニック	芝辻町四丁目2-2 新大宮伝宝ビル5F	35-2202
阿部 泰士	阿部クリニック	学園南一丁目2-20	44-5155
林 俊宏	あやめ池診療所	あやめ池南六丁目1-7	45-0460
石井 新	あやめ池いしい婦人科クリニック	あやめ池北一丁目32-21 A204	52-0600
飯田 孝志	飯田医院	北市町36	23-0701
飯田 二昭	飯田医院	三条添川町3-3	34-0333
五十嵐 修一	いがらし整形外科	朱雀三丁目14-1 プロムナード高の原2F	71-5553
池田 朋博	いけだクリニック	中町4842-1	93-4381
石崎 直之	石崎内科天満診療所	高畑町1073 中尾ビル102	27-3601
北村 いずみ	いずみクリニック	西大寺国見町一丁目1 西大寺近鉄ビル1F	52-2601
伊藤 蒼晃	伊藤医院	五条町9-43	35-5557
伊藤 太祐	伊藤医院	南永井町377-3	61-3677
稲垣 哲典	稲垣医院	西登美ヶ丘四丁目5-14	49-0777
乾 秀和	いぬいクリニック	疋田町二丁目1-5	81-7810
津田 勇平	今村糖尿病内科津田外科診療所	秋篠新町269-4	47-7082
入江 紀夫	入江診療所	西大寺新町一丁目6-7	30-5151
岩井 均	岩井内科クリニック	大宮町四丁目331-1	33-3006
岩崎 壽美	岩崎耳鼻咽喉科医院	西大寺南町5-58	46-3357
岩佐 隆太郎	岩佐クリニック	朝日町一丁目3-1	40-3331
上繁 宣雄	うえしげクリニック	三条桧町17-17 メディコートFSA2F	36-7564
植村 武博	植村医院	般若寺町170	26-5395
植山 和久	植山医院	朱雀五丁目11-12	70-6555
梅谷 尚弘	梅谷内科クリニック	富雄川西二丁目7-7 富雄川西メディカルビル1F	47-1151
梅木 健一	梅の木クリニック	尼辻中町10-25	30-3633
浦元 弘樹	うらもとクリニック	四条大路一丁目3-53	93-7575
江川 信一	江川内科消化器科医院	杉ヶ町11-2 杉ヶ中町ビル1F	24-9055
衛藤 壽昭	衛藤医院	学園南一丁目1-17	43-2525
枝川 右	おうとくクリニック	三条本町8-1	32-0109

大西 利明	大西内科医院	あやめ池南二丁目2-8	46-5381
大橋 一博	大橋耳鼻咽喉科	三条本町1-85	35-6860
大前 利市	おおまえ医院	大宮町三丁目1-33 エクセレンスビル1F	33-7830
大森 正晴	おおもりクリニック	六条二丁目18-36	53-3955
小川 浩史	おがわ小児科診療所	鶴舞東町2-26 第二岡田ビル1F	44-1155
奥 成顕	奥医院	東城戸町53	22-6113
尾崎 二郎	尾崎二郎整形外科東大寺前	川久保町19-1	20-2601
水本 靖士	おしくまクリニック	押熊町547-1 忍熊ビル1F	53-1700
折橋 透	折橋診療所	鳥見町三丁目11-1 富雄団地56-102	45-4777
甲斐 康之	甲斐内科消化器内科クリニック	三条本町1-2 JR奈良駅NKビル3F	81-3565
香月 憲一	学園南クリニック	学園大和町二丁目27	51-9111
鍛冶田 英俊	鍛冶田クリニック	北登美ヶ丘三丁目12-15	52-3001
柏井 浩希	柏井クリニック	芝辻町四丁目13-3	34-5451
片岡 裕	片岡診療所	二条町二丁目3-10	33-5385
香月 脩二	かづきクリニック	大宮町五丁目1-10-1	32-3201
加藤 まどか	加藤内科医院	三条町606-98 宇和島商会ビル1F	24-2048
門野 文彦	門野医院	西大寺国見町二丁目3-17	48-9267
岩本 有代	金田内科医院	南市町6	26-6170
金田 能尚	金田内科クリニック	西御門町28 北川ビル2F	26-2255
河原 邦彦	河原医院	中登美ヶ丘二丁目1981-105	44-1795
北岡 健	北岡クリニック	林小路町1-11	23-9805
喜多野 郁夫	喜多野医院	中筋町26	23-2131
喜多野 章夫	喜多野診療所	中筋町15	22-6041
北村 華奈	北村皮膚科医院	西大寺南町5-8	41-1112
北山 勘解由	北山医院	芝辻町一丁目9-5	33-6383
木下 信英	木下こども診療所	西大寺赤田町一丁目2-10	48-5899
木村 一英	木村内科医院	中山町51-1	43-1110
清塚 康彦	きよ女性クリニック	石木町50-1	53-0411
際本 宏	きわもと泌尿器科クリニック	押熊町547-1 忍熊ビル3F	52-7580
久貝 充生	くがい整形外科	あやめ池北一丁目32-21-A203	81-3218
楠原 隆義	楠原クリニック	小川町4	26-0026

栗田 博仁	くわた在宅クリニック	神殿町313	93-9323
豊石 安利	こうあん診療所	三条大路一丁目1-90 奈良セントラルビル1F	32-0510
国分 清和	国分医院	南紀寺町五丁目53-1	22-2266
小島 興二	小島診療所	学園南三丁目4-24	49-1287
小竹 志郎	こたけ整形外科	中登美ヶ丘六丁目3-3 リコラス登美ヶ丘A棟3F	52-7779
後藤 昇	後藤医院	右京三丁目19-1	71-1180
小林 礼子	こばやし耳鼻咽喉科	学園北一丁目9-1 パラディ学園前II 5F	40-1133
小山 康男	小山医院	中山町西三丁目44-1	49-2205
近藤 秀明	こんどう泌尿器科・内科クリニック	南京終町710-1	63-7150
廣岡 靖章	西大寺駅前内科・リウマチクリニック	西大寺南町5-29 大和西大寺駅前第二ビル102	53-3200
榎木 登	西大寺セントラルクリニック	菅原東二丁目20-13	49-7523
齋藤 裕司	齋藤医院	中登美ヶ丘二丁目1984-58	44-3656
斎藤 正規	斎藤医院	法蓮町969	26-5168
酒井 基成	酒井内科医院	南京終町一丁目193-5	63-0701
坂口 嘉一	坂口医院	瓦堂町6-1	22-4514
富永 佳成	さくら診療所	南京終町一丁目183-25	50-1600
櫻井 悟良	さくらい悟良整形外科クリニック	鶴舞西町1-16 マツヨシビル2F	81-9711
佐野 公彦	佐野内科医院	小西町10	22-3277
田中 茂樹	佐保川診療所	今在家町38	22-3201
塩田 國人	塩田医院	此瀬町358-1	81-0002
塩谷 直久	塩谷内科診療所	左京一丁目13-37	71-3950
敷地 宏一	しき地診療所	佐保台一丁目3571-208	71-0034
島田 礼一郎	島田医院	富雄北一丁目2-23	44-0004
島本 卓也	島本クリニック	西大寺南町5-26 T・Kビル西大寺SOUTH3F	53-2100
清水 豊信	清水整形外科	宝来三丁目7-38	44-2247
清水 和男	清水内科医院	朱雀四丁目1-26	71-3599
清水 一宏	しみず泌尿器科クリニック	西大寺南町17-3 カーサ・ウェルネス102	40-0432
庄野 正生	庄野整形外科	六条二丁目19-8	46-1235
白井 馨	しらい内科医院	青山四丁目2-3	27-4858
白山 玲朗	しらやま医院	尼辻中町10-27	35-1788
井戸 芳樹	新大宮診療所	芝辻町四丁目7-2	33-7800

神野 進	しんのクリニック	恋の窪一丁目5-1	87-0577
西原 信	すくすくこどもクリニック	菅原町648-1	40-3939
鈴木 秀夫	鈴木内科クリニック	西大寺本町5-8	33-3786
須基 浩昌	須基内科医院	南京終町一丁目109-1	61-5111
中村 聖香	せいかクリニック	藤ノ木台三丁目2-12	46-8666
染川 智	そめかわクリニック内科循環器内科	中山町西四丁目456-1 T. S. ビル2F	51-9938
高井 一郎	高井レディースクリニック	油阪町1-66	26-0551
高木 元奎	高木医院	三条町2-474 福森ビル2F	26-2050
平盛 裕子	高の原すずらん内科	右京一丁目3-4	95-6888
岡谷 鋼	高畑診療所	高畑町95-1	23-3202
高濱 靖	高浜医院	千代ヶ丘二丁目1-31	52-7010
田北 秀夫	田北クリニック	佐紀町2 ならファミリー別館3号館2・3F	36-5551
竹谷 直喜	竹谷内科医院	富雄元町二丁目1-19 奥川ビル2F	45-2011
竹村 猛雄	竹村内科医院	椿井町33	22-4617
辰巳 勝彦	辰巳内科医院	六条一丁目3-39	46-9330
田中 幸博	田中医院	百楽園二丁目1-1	44-6669
田中 輝房	田中小児科医院	右京四丁目14-14	71-6660
谷掛 駿介	谷掛整形外科診療所	神殿町644-1	62-7577
玉木 克彦	玉木耳鼻咽喉科	椿井町43	26-6587
西 智奈美	田村医院	四条大路一丁目7-19	33-0635
園部 千絵	ちえクリニック	学園北一丁目14-13 メディカル学園前3F	93-7412
埴本 敏彦	つかもと整形外科	花芝町28 丸谷ビル1F	23-5680
柳生 彰子	辻野医院	学園朝日町2-15-2	44-2435
辻本 達寛	つじもとクリニック	学園北二丁目1-5 ローレルコート 学園前レジデンス施設棟1F	51-7000
土谷 利次	土谷耳鼻咽喉科	西紀寺町32-3	23-4187
坪村 達之	坪村診療所	南市町25	22-2756
鶴田 俊介	つるた内科	学園大和町五丁目117	51-3300
鶴原 敬三	つるはら耳鼻科	神殿町694-1	64-3033
音川 公治	帝塚山クリニック	帝塚山一丁目1-33-101 ツインコート 帝塚山1F	41-8833
寺崎 豊博	寺崎クリニック	南城戸町67	22-5091
千田 史郎	富雄医院	富雄元町三丁目1-2	45-0178

岩崎 拓也	とみお岩崎クリニック	二名三丁目1046-1	93-8755
岡本 徹	とみお診療所	三碓二丁目1-6	45-7480
北神 敬司	登美ヶ丘クリニック	中登美ヶ丘四丁目3	41-6556
中井 章至	中井医院	大宮町三丁目4-33	33-7785
中井 澄子	中井耳鼻咽喉科	学園北二丁目1-6-B-3	46-2668
中岡 伸悟	中岡内科クリニック	西大寺東町二丁目1-63 サンワシ ティ西大寺3F	32-3800
中川 勝裕	なかがわ呼吸器科・アレル ギー科医院	朱雀五丁目3-8	70-5433
中川 佳昭	中川内科医院	あやめ池南二丁目2-9 賀川ビル1F	48-1509
長崎 弘	長崎医院	学園北一丁目3-17	45-4114
中島 仁一	中島クリニック	鶴舞東町2-11 松下興産ビル1F	47-3344
永田 厚	永田医院	芝辻町四丁目13-1	34-7025
中田 浩司	なかた整形外科	中山町西四丁目456-1 T.S.ビル1F	53-0051
中野 司朗	中野司朗レディースクリ ニック	北登美ヶ丘五丁目2-1	51-0101
永野 徳忠	永野クリニック	鳥見町二丁目11-8	45-3550
中邨 弘重	なかむら小児科	学園北一丁目14-13 メディカル学 園前3F	43-7713
中村 英剛	中村脳神経外科クリニック	学園大和町二丁目125-5	81-7774
池島 英之	なないろクリニック	中山町西三丁目218	52-0716
相良 洋三	奈良市立興東診療所	大柳生町4254	93-0130
相良 洋三	奈良市立田原診療所	横田町336-1	81-0027
園田 良英	奈良市立月ヶ瀬診療所	月ヶ瀬尾山2790	(0743) 92-0030
西村 正大	奈良市立都祁診療所	都祁白石町1084	(0743) 82-1411
島 正幸	奈良市立柳生診療所	邑地町2786	94-0210
應田 義雄	なら内視鏡クリニック	三条本町9-1 三条通ガーデンハイ ソ1F	32-2882
田中 明美	ならやま診療所	右京三丁目2-2	71-1000
西浦 孝彦	西浦クリニック	三条本町7-21	23-0865
西尾 功	西尾外科医院	あやめ池南一丁目7-7	45-0002
市川 益子	西川耳鼻咽喉科医院	右京三丁目23-6	71-9470
西出 正人	にしで整形外科	南京終町二丁目1201-14 エービス ビル1F	63-2500
青山 秀雄	西の京病院西大寺クリニッ ク	西大寺南町4-11 明光第6ビル2F	52-3711
西村 吉明	西村クリニック	四条大路一丁目1-30 東亜シテイブ ラザ2F	36-1241
西山 隆一	にしやまクリニック	右京一丁目3-4 すずらん南館2F	72-1122

諏訪 好信	西脇医院	菅原町506-7	44-8866
西脇 英樹	西脇クリニック	東紀寺町二丁目7-13	27-3033
西脇 知永	西脇内科医院	神功三丁目7-29	71-3336
野上 隆司	のがみこどもクリニック	六条西一丁目12-59	43-1086
橋本 耕二	はしもと内科	東向北町30-1 グランドカワイビル 2F	25-2828
長谷 隆生	長谷整形外科クリニック	藤ノ木台四丁目6-4	51-6777
秦 健司	秦医院	西大寺国見町二丁目1-13	45-0822
花本 樹芳	花本クリニック	西登美ヶ丘三丁目18-3	46-0731
玄 博允	浜田クリニック	学園南一丁目3-4	45-9000
原田 清行	はらだ医院	紀寺町607	22-6817
原田 幸児	はらだ糖尿病・腎・内科 クリニック	中登美ヶ丘三丁目1-1階	52-1171
東谷 澄彦	東谷医院	南魚屋町37	22-5731
細川 彰子	ひかりクリニック	学園北一丁目8-8 サンライトビル 5F	51-0051
日吉 基文	日吉耳鼻咽喉科クリニック	中登美ヶ丘三丁目2 ローレルスク エア登美ヶ丘東館Ⅱ101号	52-3871
平岡 伸太郎	ひらおか内科クリニック	あやめ池南六丁目3-36	41-8810
広岡 孝雄	広岡西部診療所	赤膚町1032	45-7451
戸田 慶五郎	ファミリークリニック戸田	登美ヶ丘一丁目1-13	52-5500
福島 徹	福島医院	学園北一丁目9-1 パラディ学園前 Ⅱ5F	45-3000
福山 学	福山医院	尼辻中町11-3	33-5135
藤岡 佐由里	藤岡医院	登美ヶ丘三丁目14-5	53-4615
堀池 信雄	堀池医院	西登美ヶ丘五丁目3-8	43-3359
前川 泰寛	前川医院	東登美ヶ丘一丁目12-3	46-2246
前田 知行	まえだ医院	朱雀四丁目1-5	71-1221
前田 米造	前田医院	西新在家町2-6	27-1233
前田 紀夫	前田小児科医院	富雄元町四丁目8-14	46-3113
松井 滋	松井医院	三条松町19-4	35-1310
松尾 宏	松尾医院	学園大和町一丁目26	46-3381
松尾 隆広	まつお内科	中登美ヶ丘六丁目6-3-3 リコラス 登美ヶ丘A棟3F	52-8551
松下 隆藏	松下クリニック	登美ヶ丘二丁目5-21	48-6022
横山 聡子	まほろばクリニック	奈良阪町2271-3	25-2211
森田 倫史	丸山診療所	丸山二丁目1220-163	51-7336

三谷 紀之	三谷医院	神殿町171-4	61-5057
宮際 幹	みやぎわ内科クリニック	押熊町1141	43-5508
山本 泰弘	むくぼ医院	平松一丁目31-22	44-1735
村井 聡	村井整形外科	富雄北二丁目3-3	51-6788
森井 直之	森井小児科医院	元興寺町32	24-3161
森川 暢	森川内科医院	登美ヶ丘一丁目2-16	45-4877
森田 正純	森田医院	高天市町32	22-3836
森田 博文	森田診療所	学園南一丁目2-1	45-0603
森田 隆一	森田内科循環器科クリニック	宝来三丁目3-21	47-5177
森 啓一郎	森内科クリニック	学園北一丁目11-4 エル・アベ ニュー学園前3F	49-6663
森村 昌史	森村医院	秋篠町922	45-4722
矢追 公一	矢追医院	高畑町1112	22-2225
矢倉 俊洋	やぐら歯科内科	朱雀三丁目3-6	95-5303
安居 資司	やすい小児科医院	富雄元町一丁目12-1 オルサム富雄 4F	43-2587
安田 慎治	安田医院	中山町西二丁目1052-50	47-0156
安田 純也	安田小児科医院	あやめ池南二丁目2-9 賀川ビル2F	44-0385
山形 昇	やまがた内科医院	法蓮町1095	20-6220
山崎 政直	やまざきクリニック	佐紀町2762-4	34-3675
山田 眞一	山田胃腸科肛門科	烏見町一丁目1-1	47-3870
山田 貴	やまだクリニック	あやめ池北一丁目32-21-A205	81-3246
田浦 良彦	大和診療所	大宮町二丁目6-9	36-5600
山根 佳子	やまね内科クリニック	西大寺新田町1-12-2	53-7716
山本 和邦	やまもと小児科	朱雀六丁目9-5	72-0055
酒井 武司	陽クリニック	大宮町四丁目241-1	32-3720
中川 洋子	洋子レディースクリニック	学園大和町三丁目40-2	51-1200
吉川 隆洋	吉川診療所	柴屋町4	61-7913
吉本 宗平	吉本医院	大宮町六丁目5-5	33-5111
米田 諭	よねだ内科クリニック	学園大和町六丁目1542-382	48-7310
右衛門佐 博千 代	よもさ痛みのクリニック	四條大路五丁目1-55	32-5550
近藤 雄二	らくじクリニック	南新町19-1 南新町ビル1F	26-4165
和田 義史	和田医院	恋の窪三丁目7-3	35-1771

和田 隆昭	和田内科外科医院	六条緑町三丁目8-48	41-2000
三好 毅志	おかたに病院	南京終町一丁目25-1	63-7700
北林 百合之介	五条山病院	六条西四丁目6-3	44-1811
久永 倫聖	済生会奈良病院	八条四丁目643	36-1881
澤井 伸之	沢井病院	船橋町8	23-3086
西尾 博至	市立奈良病院	東紀寺町一丁目50-1	24-1251
山形 省吾	石洲会病院	四条大路一丁目9-4	34-6300
齊藤 守重	高の原中央病院	右京一丁目3-3	71-1030
富和 清隆	東大寺福祉療育病院	雑司町406-1	22-5577
平林 秀裕	奈良医療センター	七条二丁目789	45-4591
塚口 勝彦	奈良春日病院	鹿野園町1212-1	24-4771
櫻井 立良	奈良西部病院	三碓町2143-1	51-8700
今村 豪	奈良セントラル病院	石木町800	93-8520
枝川 篤永	奈良東九条病院	東九条町752	61-1118
有田 憲生	ならまちリハビリテーション病院	杉ヶ町57-1	20-3700
松本 宗明	西奈良中央病院	鶴舞西町1-15	43-3333
高比 康臣	西の京病院	六条町102-1	35-1121
松倉 光晴	松倉病院	川之上突抜町15	26-6941
三木 隆	吉田病院	西大寺赤田町一丁目7-1	45-4601

(令和4年4月1日揭示済)

奈良市告示第219号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、一般廃棄物処理基本計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）第7条第1項の規定により、別紙のとおり告示する。

令和4年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

奈良市

目次

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の性格と位置付け.....	2
第3節 計画の目標年度.....	3

第2章 ごみの現状

第1節 ごみ搬入量の現状.....	4
第2節 ごみ減量や資源化の取り組みの現状.....	10

第3章 ごみ処理の数値目標..... 13

第4章 基本計画の方針・施策

第1節 基本方針.....	16
第2節 重点施策.....	18
第3節 災害対策.....	27

第5章 計画推進のために..... 28

(参 考) 奈良市役所からごみ行政に関するアンケート調査集計結果(令和3年8月実施)

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

「奈良市一般廃棄物処理基本計画」(以下「本計画」という)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という)第6条第1項に基づき、奈良市区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めたものです。

本計画は、本市における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものです。策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設及び処理体制の整備やそれらに係る実施計画等実現のための現実的かつ具体的な施策について検討を行います。

本市では平成4年に、最初の基本計画を策定して以来、定期的に改定を行ってきました。令和3年度をもって前回の一般廃棄物処理基本計画(以下「前計画」という)の計画期間を満了することから、今後10年の指針となる新たな基本計画を策定します。

新たな計画の策定にあたっては、地球環境を壊さずに経済を持続可能な形で発展させるため、国を超えた国際目標であるSDGs(持続可能な開発目標)¹の達成に貢献することや、世界共通の長期目標として掲げられています「カーボンニュートラル」²を達成することによる脱炭素社会の実現をめざします。国内においては、年間約600万トン以上発生しているとされる食品ロスについて「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月に施行され、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減に取り組むことが求められ、本市においても当該取り組みに努めます。本市独自の事情としては、奈良市環境清美工場の老朽化が進み、安定した稼働を続けるために、循環型社会の形成にふさわしい施設として「奈良市クリーンセンター」の新規設置が必要となっていることが挙げられます。

このような背景のもと、今後10年間の新たな基本計画は、国・県の上位計画や指針、奈良市第5次総合計画、奈良市環境基本計画等の関連計画との整合性を図ります。また、前計画では、「ピーク時(平成10年度)に比べてごみ搬入量を3分の1減らす」という厳しい目標を達成したように、本計画においても、更なる廃棄物の適正な処理及びごみの減量化を推し進めることをめざします。

¹ SDGs：平成27年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール等から構成されています。

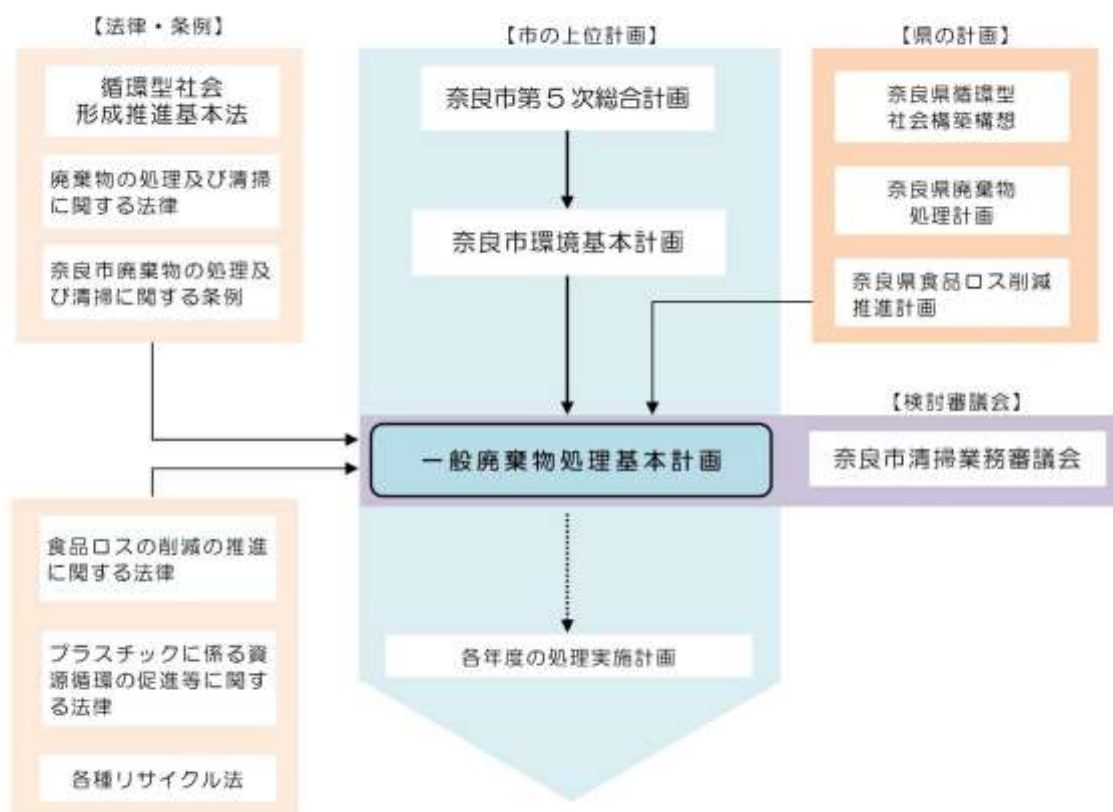
² カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な排出量から、植林、森林管理などによる人為的な吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにする取り組みです。

第2節 計画の性格と位置付け

本計画は「廃棄物処理法」第6条第2項で定める必要のある事項のうち、①「一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み」、②「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」を定めるものです。③「分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分」、④「一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項」、⑤「一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項」については、奈良市一般廃棄物処理実施計画において定めます。

上位計画である「奈良市第5次総合計画」や「奈良市環境基本計画」で掲げのごみ処理分野における計画事項を具体化させるための施策方針について示すものであり、ごみ処理に関する最上位計画と位置付けられます。なお、本計画の位置付けについて体系的に示したものを図1-1に示します。

図1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け



第3節 計画の目標年度

本計画は、令和4年度を初年度とし、令和13年度を最終目標年度とする10年の計画とします。

なお、施策の進捗状況や社会情勢、本計画策定の前提条件となっている人口やごみ排出量等の動向を踏まえ、概ね5年ごとに減量目標や各施策を見直すものとします。

また、生活様式の変化など、本計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、計画の見直しを行います。

図1-2 一般廃棄物処理基本計画の目標年度



第2章 ごみの現状

第1節 ごみ搬入量の現状

1 本市におけるごみ処理の沿革

(1) 収集について

- 明治33年に汚物掃除法が施行されたその年に塵芥搬出車4台、作業員4人で清掃業務を実施したのが始まりです。
- 昭和52年から、分別収集(燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみ・有害ごみ)を実施し、平成7年から大型ごみの収集をステーション方式から電話申し込み方式に変更しています。
- 平成9年には、ペットボトルと飲料用紙パックを分別品目に加え、平成11年から分別品目に「その他プラスチック」(平成19年7月から名称を「プラスチック製容器包装」へ変更)を加えることで、現在の「缶」、「びん」、「ペットボトル」、紙パック、「プラスチック容器包装」のリサイクルのための分別収集を開始しました。
- 平成13年には、「家電リサイクル法」が施行されたことに伴い、家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)を、平成16年には「冷蔵庫」、平成21年には「衣類乾燥機・テレビ(液晶・プラズマ)」を、それぞれ大型ごみの収集対象から除外し、リサイクルルートに基づく処理を促すこととなりました。
- 平成15年から、資源有効利用促進法に基づき「パソコン」がリサイクル対象となりました。
- 平成17年に月ヶ瀬村及び都祁村が本市に編入されたことにより、ごみ収集地域が拡大しました。
- 平成21年から大型ごみ電話受付システムを導入しました。
- 平成25年からごみの収集方法について、燃やせないごみの収集回数の増加、プラスチック製容器包装の収集日の変更及びごみ収集の民間委託地域の拡大を行い、ごみの分別方法を一部変更しました。
- 平成27年から、環境清美センターへの持ち込み車両による渋滞等への対策としてごみの持ち込みの電話予約制を開始しました。

(2) 処分について

- 当初は埋立処分のみでしたが、昭和4年から三條町に高橋焼却場を建設し焼却処理を行うようになりました。
- 昭和30年には奈良阪焼却場を建設し、昭和43年に芝辻町飛地の谷間の市有地に一般廃棄物最終処分場第1次2次(29,200㎡)を、また昭和46年に第3次(29,834㎡)を設置しました。年々増加するごみ量とごみ質の多様化に対して、昭和47年から奈良阪町地内に一般廃棄物第4次最終処分場を設置し、昭和50年には第5次最終処分場を、また昭和55年より第6次最終処分場を、昭和57年よ

り緊急時最終処分場を同地内に設置しました。

- ・昭和46年に1日360t(120t×3基)の焼却能力をもつ清掃工場を奈良市環境清美センター内に建設しました。
- ・昭和49年には粗大ごみ処理施設を環境清美工場内に併設しました。
- ・昭和57年から昭和60年にかけて、1日120t処理能力を有する新焼却炉を建設し、4基体制としました。併せて、環境清美工場の周辺大気を監視測定するため、昭和60年に固定観測局を設置しました。
- ・平成元年に粗大ごみ処理施設を更新しました。
- ・平成11年から平成14年に焼却施設のダイオキシン削減対策工事を実施しました。
- ・平成18年から、新たに循環型社会形成の推進を図る施設を建設するため、「奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会」(平成22年「奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会」に名称変更)を設置し、クリーンセンター建設計画について協議・検討を進めているところです。

2 ごみ搬入量の推移

昭和60年当初、ごみ搬入量は年間約9万8千トン(1人1日当たり約820g)でしたが、年々増加し続け、平成10年度には約14万1千トン(1人1日当たり約1,055g)にまでなりました。そこで家庭系ごみでは平成11年3月に導入した9種分別収集、平成12年には黒袋などの不透明袋の使用を控えていただくことで適正な分別排出を促しました。また、2R(リデュース(発生抑制)・リユース(再利用))の推進や小型家電回収ボックスの設置、地域の集団資源回収へのご協力などリサイクル(再生利用)を促す施策の成果もあり、全国の中核市のなかでも奈良市の1人1日当たりごみ排出量(1人1日当たり690g<令和元年度>)は中核市58市中(令和元年4月1日時点)、10番目に少なくなっています³。

事業系ごみについては、大規模事業所⁴への減量計画書に基づく指導強化や講習会の実施により、適正処理や減量化への指導・啓発を実施しています。

また、平成26年度に環境部企画総務課事業者指導係(現廃棄物対策課一般廃棄物対策係)を新たに設け、事業系ごみの搬入管理の強化をし、令和元年度には一般廃棄物処理手数料の見直しを行いました。

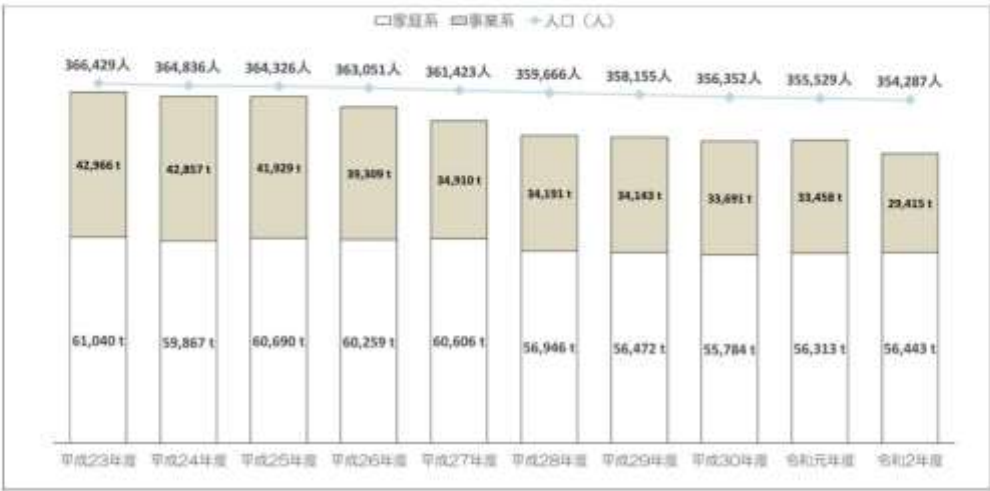
これらの施策により、平成25年度の事業系ごみの搬入量は約4万2千トンでしたが、令和2年度には約2万9千トンにまで減少しています。

なお、令和元年度及び2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、家庭系ごみは若干増加傾向にあります。事業系ごみについては、事業活動の縮小等による影響もあり排出量が大幅に減少しています。

³ 環境省令和元年一般廃棄物処理実態調査

⁴ 大規模事業所：「奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」で定める延べ床面積3千㎡以上の事業所(特定建築物)や大規模小売店舗のことを指します。

図 2-1 ごみ搬入量の推移



平成23年度～令和2年度のごみ搬入量											
年 度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人 口 (人)		366,429	364,836	364,326	361,051	361,423	359,666	358,155	356,352	355,529	354,287
ご み (トン)	市 民 系	燃やせるごみ	50,728	50,577	50,865	49,280	49,684	47,262	47,115	45,454	45,168
		燃やせないごみ	5,298	4,584	5,725	6,024	6,659	5,905	5,289	5,095	7,015
		大型ごみ	2,764	3,550	3,190	2,108	3,046	2,017	2,110	2,216	2,600
		埋立ごみ (町内清掃等)	2,241	2,142	1,919	1,929	2,199	2,152	1,950	2,114	1,597
		資源ごみ	9	8	15	17	17	11	8	4	2
		小 計	61,040	59,867	60,690	60,259	60,606	56,946	56,472	55,784	56,443
	事 業 系	燃やせるごみ	40,783	40,882	39,963	38,034	34,613	33,974	33,921	33,452	29,209
		燃やせないごみ	2,182	1,975	1,964	1,275	297	218	222	239	205
		小 計	42,966	42,857	41,929	39,309	34,910	34,191	34,143	33,691	29,415
	合 計	104,005	102,724	102,619	99,568	95,516	91,137	90,615	89,475	89,771	85,857
再 生 資 源 (トン)	プラスチック製 容器包装	2,743	2,474	2,583	2,610	3,237	3,202	3,185	3,254	3,273	3,307
	ガラスびん	1,900	1,864	1,819	1,837	1,830	1,730	1,757	1,616	1,683	1,714
	ペットボトル	458	409	483	452	439	440	437	463	454	485
	飲料用紙パック	81	87	88	80	75	74	72	72	64	72
	アルミ缶	243	236	235	217	216	221	216	209	208	226
	スチール缶	295	326	289	294	259	252	232	241	236	242
	発泡スチロール製 食品トレイ(白色)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	合 計	5,721	5,447	5,495	5,491	6,048	5,930	5,900	5,855	5,918	6,105

※小計および下第一位を四捨五入しています。このため、各数値の和が合計の数値と一致しない場合があります。

3 前計画の目標達成状況

奈良市一般廃棄物処理基本計画の前計画の各目標値の達成状況を表2-2に整理しています。

令和2年度におけるごみ搬入量については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を反映しているため、令和元年度のごみ搬入量も掲載します。

事業系ごみについては目標を達成し、家庭系ごみについては新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり未達ではありますが、達成率94%でした。

合計のごみ搬入量についても目標を達成し、焼却処理量、最終処分量についても目標を達成しました。

表2-2 前計画の減量等の目標達成状況（令和2年度）

	直近年度(R2)	前計画(R2)	目標達成率
	(実績)	(目標値)	目標値／実績
人口	354,287人	350,000人	—
ごみ搬入量 ⁵	85,857 t	87,467 t	約102%
（平成10年度＝100%）	（61%）	（62%）	
家庭系ごみ	56,443 t	53,177 t	約94%
（平成10年度＝100%）	（66%）	（62%）	
事業系ごみ	29,415 t	34,290 t	約117%
（平成10年度＝100%）	（53%）	（62%）	
焼却処理量	80,213 t	81,711 t	約102%
（平成10年度＝100%）	（63%）	（64%）	
最終処分量	14,701 t	15,275 t	約104%
（平成10年度＝100%）	（47%）	（49%）	

前計画の減量等の目標達成状況（令和元年度）

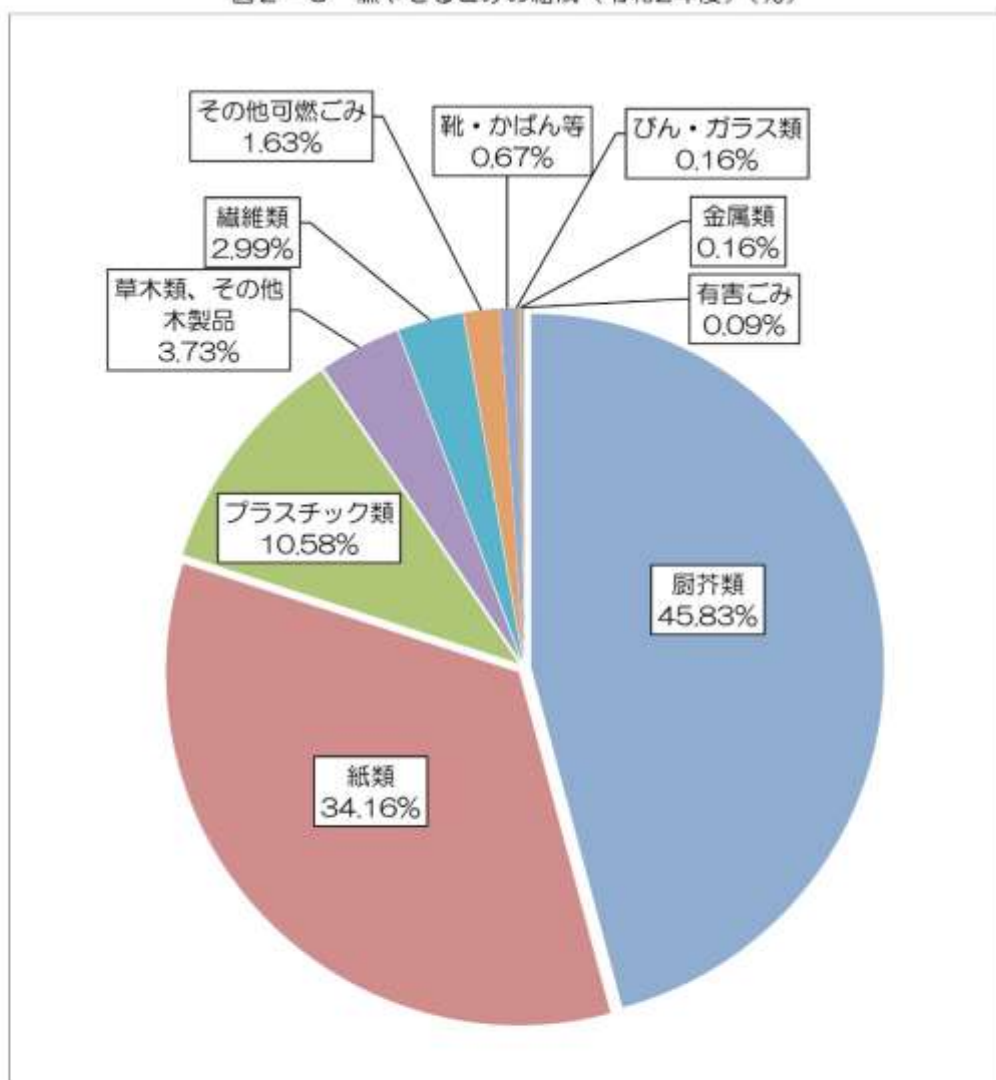
	直近年度(R1)	前計画(R1)	目標達成率
	(実績)	(目標値)	目標値／実績
人口	355,529人	352,176人	—
ごみ搬入量 ⁵	89,771 t	90,003 t	約100%
（平成10年度＝100%）	（64%）	（64%）	
家庭系ごみ	56,313 t	54,653 t	約97%
（平成10年度＝100%）	（65%）	（64%）	
事業系ごみ	33,458 t	35,350 t	約106%
（平成10年度＝100%）	（61%）	（64%）	
焼却処理量	83,839 t	84,195 t	約100%
（平成10年度＝100%）	（66%）	（66%）	
最終処分量	14,696 t	15,664 t	約107%
（平成10年度＝100%）	（47%）	（50%）	

⁵ ごみ搬入量には、再生資源搬入量を含みません。

4 ごみの組成

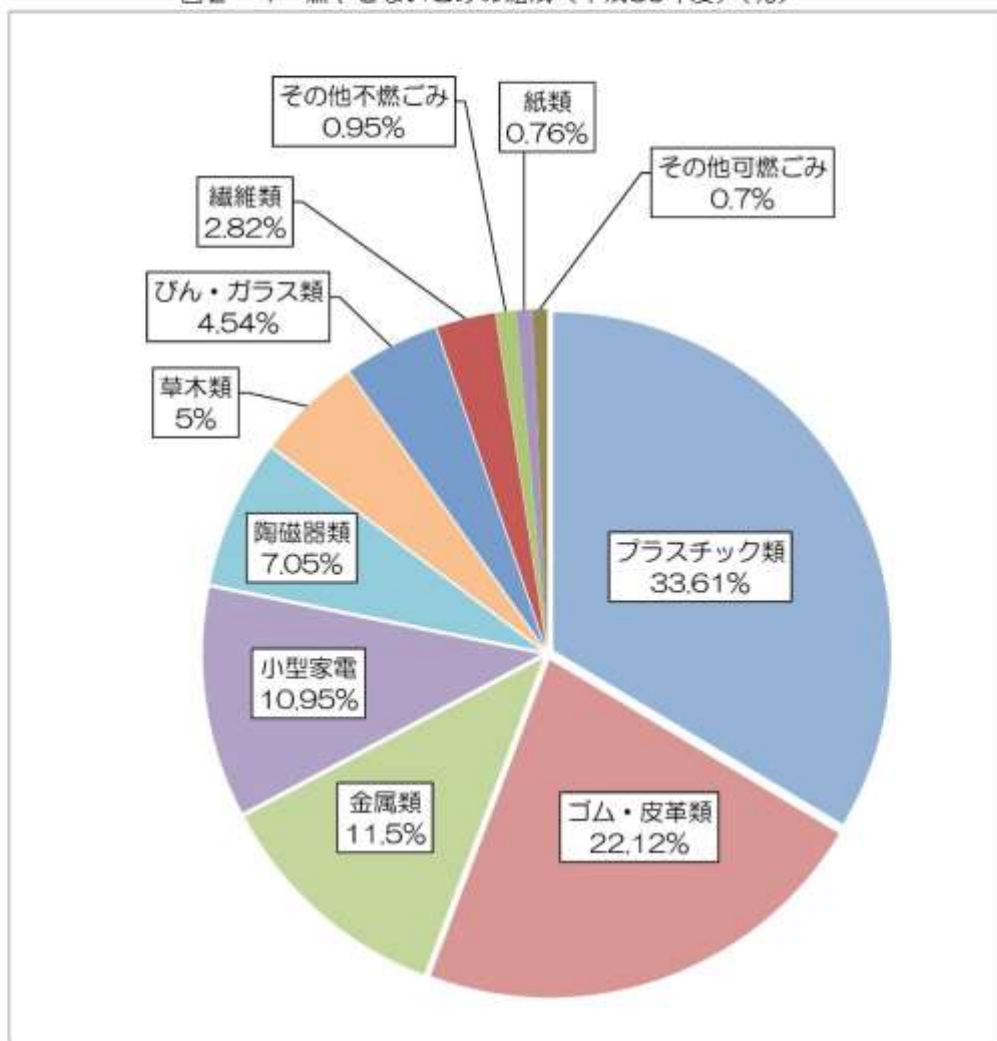
- ・本市が令和2年度に実施した燃やせるごみ（可燃ごみ）の組成分析結果と平成30年度に実施した燃やせないごみ（不燃ごみ）の組成分析結果を、図2-3及び図2-4に示しました。
- ・燃やせるごみについては、不燃性のものは1%程度であり、市民の分別に対する意識の高さがうかがえる結果となりました。一方で、厨芥類が46%程度、紙類は34%程度を占めており、食品ロス対策や古紙の再資源化の推進により、さらなるごみの減量を進めていく必要があります。

図2-3 燃やせるごみの組成（令和2年度）（%）



- ・燃やせないごみについても、90%以上を不燃性のごみが占めており、こちらも市民の分別意識の高さがうかがえる結果となりました。一方で、プラスチック類は34%程度を占めており、プラスチック製ごみの発生抑制と再資源化の推進により、さらなるごみの減量を進めていく必要があります。

図2-4 燃やせないごみの組成（平成30年度）（%）



5 ごみ行政に関するアンケート結果

令和3年8月に家庭ごみに関する市民アンケートをインターネット、郵送により市内の1,500世帯を対象に実施し、「プラスチックごみの処理」や「食品ロスの削減」のほか、「雑がみ」などについての意識調査を行いました。なお、有効回収票は699票、回収率は47%でした。

回答の集計結果については、巻末「(参考)奈良市役所からごみ行政に関するアンケート調査集計結果」に掲載しています。

第2節 ごみ減量や資源化の取り組みの現状

1 ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する取り組み

現在、本市で実施しているごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する取り組みを表2-5に示します。

表2-5 市が実施している啓発事業

区分	取組	具体的な内容
循環型社会の形成を促す情報交流・学習の推進等	インターネット、広報紙による情報発信	市ホームページ等のインターネットやSNSを活用し、ごみ処理の現状、ごみの減量、ごみの出し方等の情報を発信する。
	ごみ・再生資源の分け方と出し方 奈良市のごみ事典	ごみの分別・収集について記載した奈良市のごみ事典を主に市外からの転入者に配布するとともに、ごみ・再生資源の分け方と出し方に係るパンフレットを奈良市ホームページで公開する。
	ごみカレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市ごみ分別アプリ	ごみの適正排出の促進を図るため、スマートフォン向けアプリを配信する。
	ごみ減量キャラバン	ごみ減量に取り組んでいる市民団体が講師となり、組成分析等のデータを基にして、雑がみの判別、生ごみの水切り等の日常生活における工夫によるごみ減量を促進するための学習会を公民館での講座や、自治会を対象として実施する。
	環境学習の見直し	奈良市のごみ処理の状況及びごみ減量に関する新たな情報を提供し、環境教育の充実を図る。 また、市内小学校に呼び掛け、小学生向け「ごみ減量キャラバン」の活用を促す。
ごみ減量・資源循環を進める社会システムづくり	家庭ごみ分別・減量説明会	市民からの要望に応じ、市民の用意する会場に職員・市民団体の講師が出向き、説明会を実施する。
	家庭ごみ有料化実施の検討	廃棄物処理に係るコストや公平な負担のあり方について検証し、処理費用の適正化を図ります。
	ごみ処理（搬入）手数料の見直し	環境清美工場へのごみ搬入手数料の改定を行った。（令和元年10月実施）これを契機として事業所に対しごみの適正処理及び減量の取り組みを進めてもらう。
	リユース交換会	靴、かばん、ぬいぐるみ等を市民に持ち寄ってもらうリユース交換会をイベント等で実施する。
	学習用教材の制作	「もったいない」の心を持ち、自主的にごみ減量の行動を実践できる子ども達を育成するため、ごみに関する学習用教材を制作した。継続的に内容の見直しや新たな教材の制作を行い、教材の充実を図る。
	陶磁器製食器類リユース・リサイクル事業	ごみ減量及び資源の有効利用を目的とした陶磁器のリユース・リサイクル事業を奈良市内各所で実施する。
	食品ロス削減	「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行を受け、食品ロスの削減に必要な施策を実施する。 とりわけ、フードバンク活動について事業者や市民に広く周知し、活動の認知度を向上することで取扱い食品量を増加させ、廃棄量を減少させる。 加えて「てまえどり」の普及啓発により食品ロス削減につ

区分	取組	具体的な内容
地域での資源 循環の推進		いての市民意識の涵養を図り、食品ロス削減を推進する。
	プラスチック製ごみの 発生抑制・再資源化の 推進	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されるのに伴い（令和4年4月施行予定）、ワンウェイプラスチックごみの発生抑制を推進する。 また、製造・販売事業者などによる自主回収や市町村の分別収集・再商品化などについて、行政としての取り組み内容の調査・研究を行う。
	ごみ分別用啓発ステッ カー	再生資源が混じる等、分別が不適切なごみに対し、ステッカーを貼り、啓発を行う。
	再生資源分別収集	再生資源として、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶を収集する。
	公共施設等での再生資 源の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所、生涯学習センターにおいて、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶、発泡スチロール製食品トレイ、家庭用インクカートリッジの拠点回収を実施する。
	乾電池の回収	市役所、西部・北部出張所において、乾電池の拠点回収を実施する。また拠点回収場所の拡充を検討する。
	古紙回収協力業者との 提携	地域での雑がみ回収の促進に向け、市内で活動する古紙回収業者と協力関係を結び、集団資源回収の拡大を進める。
	古紙類・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。
	破碎スクラップ回収	破碎された不燃性のごみから鉄・アルミ等を選別し、再生利用業者に売却する。
	有害ごみ回収	回収した乾電池、蛍光灯等の有害ごみを専門処理業者に委託し、再生利用する。
	再生資源店頭回収小売 店等の情報提供	再生資源の店頭回収を行っている小売店等の情報を集約し、市ホームページ等に掲載する。
	使用済小型家電リサイ クル	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、使用済小型家電の拠点回収を行い、リサイクルを実施する。
事業所での資 源循環の推進	事業者向けごみ適正処 理説明会	大規模事業者に対し、廃棄物の減量及び適正処理等の説明会を年に1回、実施する。
	大規模事業所への指導	事業系一般廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者を通じ、自主的にごみの減量が促進されるよう指導する。
	E-changes	民間事業者の模範となるように、市役所等の公共施設でごみ減量と分別排出を徹底する。
有機性廃棄物 ⁶ の資源循環 の推進	草木類の再生利用	町内清掃により排出された草木類をチップ化し、再生利用する。また、生産されたチップはイベント等で市民に無償で配布する。また、更なる再生利用促進に向けた方法を検討する。
	汚泥発酵肥料（畑楽） の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を再生し、汚泥発酵肥料（畑楽）を製作する。製作した肥料は市民に無償で配布する。
	生ごみ処理機器購入助 成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・EMぼかし専用容器）、電気式生ごみ処理機及びダンボールコンポストの購入者に対し、助成を行う。

⁶ 有機性廃棄物：草木や食品残さなど生物由来の廃棄物のこと。

区分	取組	具体的な内容
循環型社会に対応した収集作業の推進	一般廃棄物処理業者に対する許可基準及び許可指針の適用	収集・運搬について許可を受ける一般廃棄物処理業者数は市内で排出されるごみ量に対して適正であり、指導・監視の徹底を図るため、新規許可を見合わせる。
不適正排出の防止	家庭で発生する排出禁止物の適正な排出先の確保	排出先を確保しにくい排出禁止物について、全国都市清掃会議等を通じ、国や産業界に適正な引き取りシステムの構築を要望する。
	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努め、自走式コンベアごみ投入検査機を活用しごみ搬入車の積載物の展開検査を随時行うとともに、不適切なごみを搬入した許可業者に対し、指導等を行う。
	事業系ごみの出し方に関するルールの徹底	奈良市内の事業所へ事業系ごみの適正排出に関する啓発を行い、処理に関するルールの徹底を図る。
	違法な野外焼却や不法投棄等の防止	市民、事業者への啓発活動を充実し、違法な野外焼却や不法投棄等の防止を図る。 また、不法投棄の重点監視地域を設定し、パトロールや監視センサーの設置等を行う。
既存施設における適正処理の推進	適正な運転管理の継続と運転データ等の公表	環境清美工場、最終処分場において、適正な運転管理を継続し、運転データ等を公表する。
循環型社会に対応した施設の整備	ごみ焼却施設の移転	ごみ処理広域化を視野に、建設候補地の地権者及び周辺住民の理解を得て、新クリーンセンターの建設計画を進めていく。
最終処分場の確保	最終処分量の削減による既存最終処分場の延命	ごみ減量及び中間処理により、最終処分量を削減し、既存最終処分場の延命を図るとともにフェニックス最終処分場 ⁷ への計画的な搬入を進め、市の最終処分場を効率的に活用する。
災害時の廃棄物処理	災害時等の廃棄物処理への対応	災害発生時等に迅速に対応することができるよう、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、庁内体制を整備する。
ごみ減量・資源循環のための組織づくりと連携の強化	ごみ懇談会との協働	ごみ減量などを考え、行動するための市民団体であるごみ懇談会と協働し、ごみ減量キャラバン等を実施する。
	大学との連携	「奈良市と奈良大学との包括連携協力に関する協定」に基づき、令和元年度から同大学学生有志と「ごみ減量プロジェクト」を立ち上げ、若年層に向けたごみの分別徹底、ごみ減量についての啓発活動などを行っている。今後もこの活動を継続し、他大学へも拡大・発展させていく。
	ならクリーンフェスタの開催	市民、NPO等と協働し、市民参加型のイベントとして、10月頃に「ならクリーンフェスタ」を開催する。

⁷ フェニックス最終処分場：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪処分場のこと。
ごみの中間処理後に発生する「ばいじん処理物」「焼却灰（非鉄）」を埋立対象物として、委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入された後、同センターにより埋立処分されている。

第3章 ごみ処理の数値目標

前計画の計画初年度から令和2年度にかけて、ごみの減量は進んでおり、事業系ごみを筆頭に計画目標を達成しました。本計画においては、前計画の成果を踏まえ、新たな数値目標を定めて、さらなるごみ減量を推進します。

1 数値目標

令和元年度のごみ搬入量及び処理量を基準として、令和13年度までに以下のとおりごみ減量化をめざします。

- ◆ ごみ搬入量を約1/5減量
- ◆ 焼却処理量を約1/5減量
- ◆ 最終処分量を約1/5減量

(参考) 令和元年度に比べて令和13年度までに

- ◆ ごみ搬入量を約22% (1人1日当たり104g) 減量
- ◆ 焼却処理量を約22% (1人1日当たり98g) 減量
- ◆ 最終処分量を約20% (1人1日当たり14g) 減量

表3-1 数値目標

	基準年度	中間目標年度	最終目標年度
	令和元年度 (実績)	令和8年度 (目標値)	令和13年度 (目標値)
ごみ搬入量 [*]	89,771 t	73,256 t	69,773 t
令和元年度=100%)	(100%)	(82%)	(78%)
家庭系ごみ	56,313 t	45,142 t	43,254 t
(令和元年度=100%)	(100%)	(80%)	(77%)
事業系ごみ	33,458 t	28,114 t	26,519 t
(令和元年度=100%)	(100%)	(84%)	(79%)
焼却処理量	83,839 t	68,170 t	64,979 t
(令和元年度=100%)	(100%)	(81%)	(78%)
最終処分量	14,696 t	12,453 t	11,812 t
(令和元年度=100%)	(100%)	(85%)	(80%)

【1人1日当たりに換算した目標値】

	基準年度	中間目標年度	最終目標年度
	令和元年度 (実績)	令和8年度 (目標値)	令和13年度 (目標値)
ごみ搬入量 [*]	690g	593g	586g
家庭系ごみ	433g	365g	363g
事業系ごみ	257g	228g	223g
焼却処理量	644g	552g	546g
最終処分量	113g	101g	99g

^{*} ごみ搬入量には、再生資源搬入量を含みません。

2 基本的施策の推進による主な廃棄物減量想定値

本計画の最終年度である令和13年度まで基本的施策が推進されるものとして最終年度における減量数値目標を以下のとおり設定しています。

【家庭系ごみ】

①食品ロス発生抑制の推進

→市民1人1日当たり43g（お茶碗1/3杯分）の削減

（具体的な行動）

・フードバンク事業の推進と本事業の広報による再利用の推進

・食品ロス削減方法の広報・周知

→生ごみの水切りの徹底

→無駄のない食生活による食べ残しの削減

→調理の際の工夫（調理時に皮を剥き過ぎるなどの過剰除去対策）

→皿売り・量り売りの利用

→生ごみ処理機器の購入助成

など

②プラスチック製ごみの発生抑制・再資源化の推進

→市民1人1日当たり12g（カップ1個分）の削減

（具体的な行動）

・ワンウェイプラスチック（一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製品）の使用合理化の推進

→マイカップ・マイボトル使用の実践

→使い捨てプラスチックスプーン・フォーク等の使用検討

・製造・販売事業者等の自主回収による発生抑制・再資源化

③古紙の再資源化の推進

→市民1人1日当たり新たに15g（A4封筒1枚分）の資源化

（具体的な行動）

・集団資源回収についての周知啓発

→資源回収業者名、連絡先についての周知

→資源回収対象品に関する周知

→集団資源回収を利用することによる利益に関する周知

・雑がみリサイクルについての周知啓発

→対象品目、出し方に関する周知

【事業系ごみ】

①食品ロス発生抑制の推進：新たに1,800 t /年

- ・食品ロス削減方法の広報、周知
- ・てまえどり運動（すぐに食べる食品を買う際、陳列棚の手前の商品から順番に取っていくことで食品の廃棄を減らす購買行動）の推進
- ・3010運動（宴会時等の食べ残し削減を目的に、開始後30分と終了前10分に食事を楽しむ時間を設定して食べきる運動）の推進
- ・フードバンク事業の推進と本事業の広報による再利用の推進

②事業所の自主的減量の取り組みへの指導強化・情報提供

- ・大規模事業所⁹への減量計画書に基づく指導強化
 - 古紙類の分別による再資源化：新たに700 t /年
 - 有機性廃棄物¹⁰の堆肥化による再資源化：新たに500 t /年
- ・小規模事業所への1日段ボール2箱（容量30ℓ程度 500g /箱）の資源化運動の浸透
 - 古紙類の分別による再資源化：新たに1,100 t /年

⁹ 大規模事業所：延べ床面積3千㎡以上の事業所（特定建築物）や大規模小売店舗等の減量計画書の提出対象事業所のこと。

¹⁰ 有機性廃棄物：草木や食品残さなど生物由来の廃棄物のこと。

第4章 基本計画の方針・施策

第1節 基本方針

ごみの減量や資源化は、市民生活や事業者の事業活動と密接に関連するものです。

また、ごみ減量や資源化に取り組むことにより、温室効果ガスの排出削減、自然共生、資源循環を行う持続可能な社会を達成することが可能です。

令和3年6月11日には、レジ袋の有料化やプラスチック製ごみの排出抑制、再資源化を目的とする「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布され、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制が強化されるものです（施行予定令和4年4月）。

世界では毎年生産される食料40億トンのうち、1/3にあたる13億トンもの食料が廃棄されています。日本では平成29年度に約612万トン（事業者から約328万トン、家庭から約284万トン）が発生したと推計されています。このような食品ロス削減に取り組むべく、令和元年10月には「食品ロス削減推進法」が施行され、食品ロスの削減を総合的に推進することが規定されています。

本市は中核市のなかでもごみ排出量は比較的少ない方ではありますが、ごみ処理施設の新規建設という課題もあります。本計画では、行政としての取り組みを進めるとともに、市民、事業所と連携をし、国際目標であるSDGs達成に貢献することを目指していきます。

1 3Rの推進

3R（スリーアール）とは、ごみ減量のための取り組みです。

「発生抑制」＝Reduce（リデュース）・・・ごみを出さないようにする

「再使用」＝Reuse（リユース）・・・使えるものは何度でも使う

「再生利用」＝Recycle（リサイクル）・・・ごみとせず資源として利用する

の、英語の3つ頭文字“R”をとって使われています。

本市では、「もったいない」の心を大切に、廃棄物の発生抑制、資源の再使用、再生利用という3Rの取り組みを推進しますが、できるだけ新たなエネルギーやコストを投入せずにごみ減量を進めるという観点から、特に優先課題とされる上流対策の2R、つまりReduce（リデュース）＝「発生抑制」、Reuse（リユース）＝「再使用」の取り組みを積極的に推進します。

2 多様な主体の参画・連携

ごみ減量のためには、本市、市民、事業者、NPO・NGOなどの地域の多様な主体が、それぞれの役割を果たしていく必要があり、これらの各主体の知識や知恵を最大限に活用し、持続的な取り組みとなるよう、各主体が参画・連携した取り組みを進めます。

3 適正処理の推進

3Rの取り組みを進めた上で、最終的に排出されるごみについては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から、適正な処理を行うことが必要であり、そのための安全かつ安定した処理体制の確保に努め、また、ごみの不法投棄や不適正処理対策の徹底を推進します。

4 環境への配慮

プラスチックごみ対策や食品ロス対策などの3Rの推進による資源の循環利用を通じて、温室効果ガスの発生抑制によるカーボンニュートラル¹¹への貢献、化石資源への依存度低減、海洋環境への影響低減を推進します。

¹¹ カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な排出量から、植林、森林管理などによる人為的な吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにする取り組みです。

第2節 重点施策

1 プラスチックごみの処理について

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まってきています。そのため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的資源循環体制を強化する必要があります。

(1) プラスチック製品の再資源化の現状

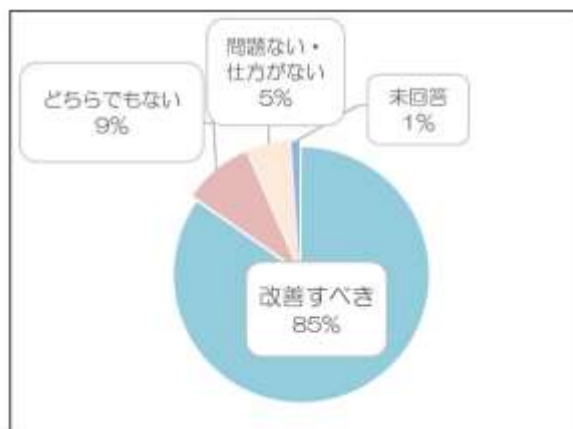
本市では、「プラスチック製容器包装」の区分を設け、「プラマーク¹²」の記載のあるごみを回収しています。回収したプラスチックごみは、再商品化事業者が独自の工程で再資源化、再商品化を行うなど容器包装リサイクル法に基づく再資源化を実施してきましたが、「プラマーク」の記載のないプラスチック製ごみの再資源化は行われてきませんでした。

本市における燃やせないごみの約34%¹²がプラスチック製品であり、今後施行予定である「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラスチック資源循環促進法」という)の法の趣旨に基づき、プラスチックごみの再資源化を推進する必要があります。

(2) 使い捨てプラスチックごみの意識調査について

使い捨てプラスチックの一人当たり廃棄量は、日本が世界第3位であると言われていています。この現状について、本市が実施した調査によると「改善すべき」との回答が約85%になり、プラスチックごみに対する市民の関心の高さが見て取れます。

図4-1 使い捨てプラスチックの一人当たり廃棄量の現状について(%)¹³



¹² 平成30年度奈良市家庭系不燃ごみ組成分析結果(P9)より

¹³ (参考)奈良市役所からごみ行政に関するアンケート調査集計結果より

(3)プラスチック資源循環促進法について

「プラスチック資源循環促進法」が令和3年6月11日に公布されました。(令和4年4月施行予定)

本法律には、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の内容が規定されています。

- ①使用の合理化
- ②製造・販売事業者等による自主回収及び再資源化
- ③排出事業者の排出抑制・再資源化
- ④市町村の分別収集・再商品化

(4)今後の対応について

プラスチック資源循環促進法の趣旨に則り、本市ではワンウェイプラスチック¹⁴ごみの発生抑制などに取り組んでいきます。

また、製造・販売事業者などによる自主回収や市町村の分別収集・再商品化などについて、行政としての取り組み内容の調査・研究を行っていきます。

これらの取り組みにより、プラスチックごみの更なる再資源化を推進していきます。

¹⁴ ワンウェイプラスチック：一度だけ使用して廃棄することが想定されるプラスチック製品のこと。

2 食品ロス削減について

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず、食品の生産・製造、流通、販売、消費の各段階において、日常的に捨てられる食べ物のことを言います。食品ロスの問題については、「持続可能な開発目標（SDGs）」で言及されるなど、その削減は、国際的にも重要な課題となっており、世界には栄養不足の状態にある人々が多数いるなか、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組む課題です。また、食品ロス削減により、焼却処理に伴うCO₂ 排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、地球環境への配慮にもつながります。

国内においては、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として、食品ロスの削減を推進するため、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下、「食品ロス削減推進法」)が施行され、さらに食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、令和2年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(以下、「食品ロス削減基本方針」)が閣議決定され、食品ロス削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項が定められ、削減の機運が高まっています。

(1) 食品ロス削減についての施策の位置づけ

本計画に掲げる食品ロス削減についての施策は、食品ロス削減推進法第13条第1項に定められた「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」として位置づけます。また、当該施策は、「食品ロス削減基本方針」のほか、令和3年4月に制定されました「奈良県食品ロス削減推進計画」を踏まえ、本市における食品ロスの削減を推進するものです。

(2) 食品ロスに関する現状

本市の燃やせるごみ全体の約46%¹⁵が食品に係るごみであり、非常に大きな割合を占めています。食品ロスを削減することができれば、ごみ減量化の達成に大きく近づくこととなります。

(3) 食品ロスに係る取組の認知状況

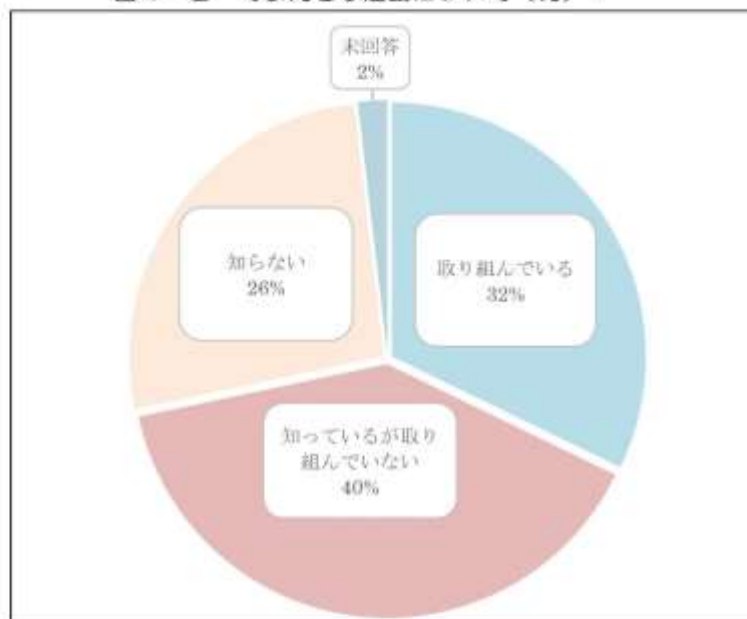
・てまえどり運動

てまえどり¹⁶について調査を実施したところ、「取り組んでいる」の割合は32%でありました。その反面「取り組んでいない」「知らない」は合わせて66%であり、食品の廃棄ロス削減のため、より一層周知・啓発に取り組む必要があります。

¹⁵ 令和2年度奈良市燃やせるごみ（可燃ごみ）組成分析結果（P8）より

¹⁶ てまえどり：すぐに食べる食品を買うとき、陳列棚の手前から商品を順番に取っていくことで食品ロスを減らす購買行動のこと。

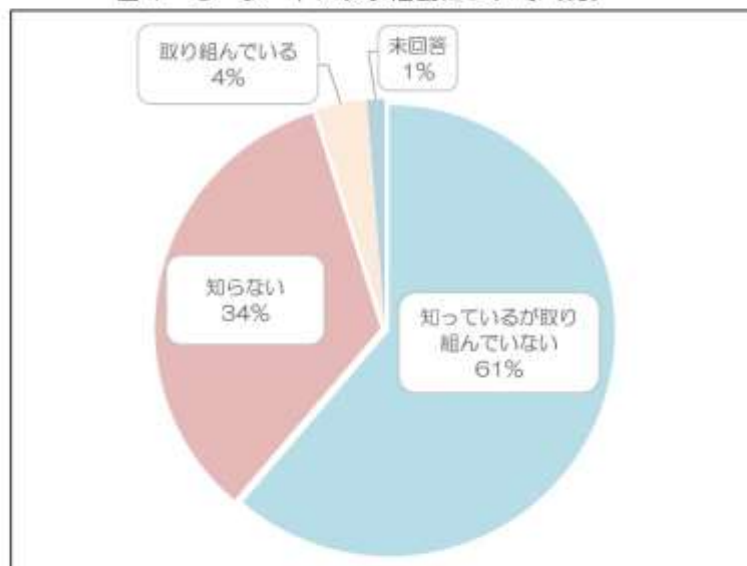
図4-2 てまどり運動について(%)¹⁷



・フードバンク活動

フードバンク¹⁸についても調査を行いました。調査結果は、「取り組んでいる」の割合が4%であり、「知らない」は34%でした。本事業は本市が実施している事業でもあり、より一層の周知・啓発の必要があります。

図4-3 フードバンク活動について(%)¹⁷



¹⁷ (参考)奈良市役所からごみ行政に関するアンケート調査集計結果より

¹⁸ フードバンク：流通されない食品や、家庭で消費できなかった未利用食品の寄付を受け、必要としている方々に無償で提供する活動のこと。

(4) 食品ロスの発生理由

家庭内で食品ロスが発生する場合の理由については、「賞味期限・消費期限が近い、過ぎた」が40％程度を占めており、「作りすぎて食べきれなかった」や「予定が変わって食べきれなかった」も合わせて26％程度を占めています。

これらについては、日々の暮らしの中での消費行動を少し見直すだけで改善が見込まれるため、今後の食品ロス対策の周知・啓発が重要であると考えられます。

図4-4 家庭で食品ロスが発生する理由（％）¹⁹



(5) 施策の方針

食品ロス削減推進法で掲げられています「国民各層それぞれの立場における主体的な取組」や「食べ物を無駄にしない意識の醸成」及び奈良県食品ロス削減推進計画で示されています「消費者及び事業者への食品ロス削減に係る方策の普及啓発」「未利用食品の利活用」などの方針を踏まえ、本市においても、地域住民等に対する食品ロス削減に関する普及啓発や未利用食品の有効活用等各種施策を実施するとともに地域住民等の取組に対する支援に努めます。

(6) 食品ロス削減の広報・周知

家庭で発生する食品ロスは、大きく以下の3つに分類されます。

- ① 食べ残し 食事の際、食べきれずに廃棄されたもの
- ② 直接廃棄 消費期限・賞味期限切れにより使用されず、廃棄されたもの
- ③ 過剰除去 野菜の皮など食べられない部分を除去する際、過剰に取り除かれた食べられる部分

食品ロスの発生理由として図4-4「賞味期限・消費期限が近い」が40％程度を占めていることから、計画的な買い物の重要性が分かります。また、おいしく食べ

¹⁹ (参考)奈良市役所からごみ行政に関するアンケート調査集計結果より

ることができる期限である「賞味期限」と安全に食べることができる期限である「消費期限」の違いを周知することも重要であると考えられます。

これらの食品ロスに対して買い物・調理・外食などに分類分けを行い、食品ロス削減に向け広報・周知を適宜実施します。

事業活動に伴い発生する食品ロスは、全体の半分以上を占めているため、多量に発生する「食品製造業」「食品卸売業」「食品小売業」「外食産業」の業種ごとに取り組み内容を取りまとめ、広報・周知を行います。

【業種別に取り組み内容の具体例】

食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業
需要予測精度向上	需要予測精度向上	需要予測精度向上	需要予測精度向上
製造ミス削減	売り切り	売り切り	調理ロス削減
賞味期限延長	配送時の汚損、	小容量販売	食べ切り運動
賞味期限年月表示化	破損削減	バラ売り	小盛サービス
期限設定情報開示			持ち帰り容認

(7) 具体的な取組

① てまえとり運動の推進

「てまえとり」とは、すぐに食べる食品を買う際、陳列棚の手前の商品から順番に取っていくことで食品の廃棄を減らす購買行動のことです。

本市では「てまえとり運動」の推進のため、啓発ポップやポスターを作製し、ご協力いただける事業者へ提供しています。

② フードバンク事業への協力と本事業の周知・啓発

「フードバンク」とは、安全に食べられるにもかかわらず、包装の破損や過剰在庫、印字ミス等の理由で流通することができない食品を企業や個人等から寄付を受け、施設や団体を通じて必要としている方々に無償で提供する活動です。

本市では NPO 法人フードバンク奈良と連携した取り組みを行い、活動の周知啓発を行っています。

③ 3010運動の推進

「3010運動」とは、宴会時等の食べ残し削減を目的に、開始後30分と終了前10分に食事を楽しむ時間を設定して食べきる運動のことです。宴会ではランチ・定食の5倍の食べ残しが発生すると言われています。

本市では、市民・事業者に向け周知啓発を行うほか、協力店募集などを行っています。

3 紙ごみの削減について

(1) 家庭から排出される紙ごみの削減について

本市における燃やせるごみのうち、34%程度²⁰が紙類となっています。この燃やせるごみに出された紙類の内訳は図4-5のとおりです。この内訳から、燃やせるごみとされた紙類に再生利用可能な雑がみ²¹が大きな割合を占めているのが分かります。

図4-5 紙類（燃やせるごみ）の内訳（%）



・雑がみの認識状況

雑がみの認識状況は図4-6のとおりです。お菓子箱は、80%程度が雑がみであることを認識している一方で、雑がみとして再生利用可能な「トイレットペーパーの芯」「チューブ類の外箱」の認識状況は60%程度でした。このことから雑がみとして再生可能な品目が広く周知できていないことが見受けられ、ごみを減らすためにも、雑がみリサイクルの啓発強化を図る必要があります。

図4-6 雑がみの認識状況（複数回答可）（%）²²



²⁰ 令和2年度燃やせるごみ（可燃ごみ）の組成分析結果（P8）より

²¹ 雑がみ：新聞紙・折り込み広告・書籍・雑誌・ダンボール・飲料用紙パック以外の大きささまざまなリサイクルできる紙のこと。

²² （参考）奈良市役所からごみ行政に関するアンケート調査集計結果より

そのため、下記のように雑がみの回収業者・回収場所の周知、対象品目や出し方の周知を今後も適宜実施することにより、「紙ごみ」のより一層の削減を目指します。

- ①雑がみの回収及び再生利用にご協力いただける業者に関する周知
- ②市内の古紙回収場所に関する周知
- ③雑がみの対象品目、禁忌品に関する周知
- ④雑がみの出し方に関する周知

(2) 事業活動に伴い排出される紙ごみの削減について

事業活動に伴い排出される紙ごみについては、新聞・雑誌・段ボールなど認知度の高いものは比較的高い割合で再生利用されていますが、オフィスペーパー²³は廃棄物として処理されている割合が比較的高い状態にあります。

そのため、下記のように再生利用可能な紙類・オフィスペーパーの情報提供を積極的に行い、「紙ごみ」のより一層の削減を目指します。

- ①大規模事業所への減量計画書に基づく指導・啓発強化
- ②紙ごみの再生利用を題材とした説明会の開催
- ③廃棄物の適正処理・減量方法を記載したリーフレットの作成・配布

²³ オフィスペーパー：オフィスより発生する紙及び紙製品で、主として製本していないバラの墨印刷・色刷りのある印刷物、使用済みのコピー用紙のこと。

4 新クリーンセンター建設について

本市の一般廃棄物を処理している奈良市環境清美工場は、稼働を開始してから35年以上が経過し老朽化が進んでいます。本施設の運営においては、修繕をしながら稼働を維持していますが、安定した稼働を続けることが困難な状況にあります。

本市では、この状況を鑑み、新クリーンセンターの建設を計画しています。

新クリーンセンターは、これからの人口減少社会において、高齢化や人口の低密度化等に対し、各市町村の資源を有効に活用する観点から、地方公共団体間の連携をこれまで以上に柔軟かつ積極的に進めていくことを見据え、ごみ処理の広域化を目指します。

また、新クリーンセンターの建設に際しては、多面的価値を創出する施設として、以下の方針に基づき整備を進め、まちづくりの中核施設として地域に貢献します。

新クリーンセンターの建設における方針

・循環型社会の形成

ごみの発生を抑制し、排出されたごみは可能な限り資源として利用し、最後にどうしても利用できないごみは適正に処分することで、環境への負荷が最大限に低減される社会の実現を目指します。

・脱炭素社会の構築

近年、国内外で様々な気象災害が発生しています。個々の気象災害と気候変動との関係を明らかにすることは容易ではないものの、気候変動に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予想されています。

気候変動の原因となっている温室効果ガスは、経済活動・日常生活に伴い排出されており、脱炭素社会の構築に向けては、誰もが無関係ではなく、あらゆる主体が取り組む必要があります。本市も、脱炭素社会の実現に貢献します。

・熱エネルギーの利活用

ごみ処理により発生するエネルギーを回収し、熱や電力を利活用することで、地域の活性化やまちづくりに寄与し、ごみの処理を行うための施設としてのみならず、地域に多面的な価値を創出します。

・地域循環共生圏への寄与

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指します。

第3節 災害対策

大規模災害が起こった場合、がれき等の廃棄物が一時大量に発生するとともに、交通の途絶等に伴い生活ごみ等の一般廃棄物についても平時と同様の収集・処理を行うことが困難となることが想定されますが、市民生活を一日も早く安定させ復旧・復興を図っていくためには、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することが重要となります。このことから、災害発生に伴う片付けごみや建物倒壊によるがれき等、また、避難所から排出されるごみ等についての処理対応について、事前に対策を講じておく必要があるため、本市では平成21年3月に「奈良市災害廃棄物処理計画」を策定しています。

奈良市災害廃棄物処理計画は、関係法令の改訂、状況の変化に合わせ、実効性を高めるため、適宜、検討や修正を図ります。また、発災後は被災経験を踏まえた見直しを行います。

なお、当該計画は、東日本大震災や熊本地震等の大災害の発生による経験からもたらされた新たな知見、環境省から発出されています指針の改定などを踏まえ、当初計画を見直した改定版の計画を令和3年度に策定します。

災害廃棄物処理計画における令和3年度の見直しの方針

本市の災害廃棄物処理計画の策定から10年以上が経過する中で、毎年のように全国各地で発生する災害に伴い、大量に排出される災害廃棄物の処理が自治体の大きな課題になっています。

国は、これらの災害への対応の経験から蓄積された多くの教訓をもとに、災害廃棄物処理に係る法令や指針の改定を行っており、本市においても、国の改定内容等を踏まえ、住民の健康への配慮や安全の確保が優先され、衛生や環境面での安全、安心のための迅速な対応とともに、分別、選別及び再生利用などによる減量化を図るため、災害に起因する廃棄物の処理に関する基本的な考え方や処理の方針を新たな災害廃棄物処理計画に示します。

第5章 計画推進のために

1 安全・安心に配慮した秩序ある取り組みの推進

- ・「奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」や要綱等を適切に運用しながら、一般廃棄物処理基本計画を推進します。
- ・国の法整備の動向や社会動向、ごみ処理技術動向等を踏まえ、条例や要綱等を適宜改正し、適正なごみ処理を推進します。
- ・ごみ収集時の事故などを防止し、ごみ処理事業の従事者や市民・事業者の安全・安心を守るため、市民・事業者にごみ排出ルールの遵守を求めます。

2 廃棄物行政への市民の参画

- ・市の廃棄物に関する施策の決定、事業実施の際に、市民参加の機会を増やします。
- ・廃棄物行政に関して市民にとって重要な事項については、市民が公募などによって検討段階から参画できるようにします。

3 市民・事業者・行政の情報の収集と提供

- ・ごみ処理量や資源化量などについて、広報紙やホームページ、ごみ分別アプリ、パンフレット等を通じて市民・事業者へ情報収集と提供を行うなど、市と市民・事業者の情報の共有化を図ります。

4 循環型の社会経済システムについての国・県、産業界への要望と連携

- ・環境負荷が減少し、真の循環型社会が形成できるように、拡大生産者責任の確立や容器包装リサイクル法における費用負担の見直し等のよりよい廃棄物処理システムの構築について、全国都市清掃会議などを通じて、国や産業界に対して要請していきます。
- ・産業界との自主協定の締結など、循環型社会形成のための具体的な取り組みを、国・県や産業界と連携して推進します。

5 コスト管理

- ・施策や事業の実施にあたっては、経営的視点を持って、より効率的な方法を選択するように、適正なコスト管理を行います。また、経費については、市民・事業者に開示し、コスト情報の透明化を図ります。

6 民間の経営能力、技術力等の活用

- ・公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の資金、経営能力、技術的能力を活用し、より効率的、効果的に施策・事業を推進する手法を検討します。
- ・地域社会のリサイクル機能を補完する役割も見られる適正な経済・市民活動について、市民が利用しやすいよう、そのリサイクル活動の紹介に努めます。

7 計画の進捗状況の把握と評価

- ・進行管理のPDCAサイクルに沿って、計画の進捗状況を把握、点検、評価し、計画を着実に推進します。
- ・計画の進捗状況や点検・評価の結果は広報紙やホームページ等によって市民や事業者に伝えるとともに、奈良市清掃業務審議会へ報告します。

8 ごみ施策のバリアフリー化

- ・身体、健康、年齢、国籍等に関わらず、バリアフリーの観点を持って、ごみ収集についての情報などをわかりやすく提供します。

9 ごみの発生抑制やごみ処理に関する広域的連携

- ・ごみの不適正排出や不法投棄の防止などを県内市町村と共同で実施する奈良モデルプロジェクト事業において、ごみの発生抑制やごみ処理に関する広域的連携を図り、将来の共通施策・共同事業の実施に向けて、研究等を推進します。
- ・災害時に備え、近隣市町村及び遠隔地の同規模の市などと災害廃棄物に関する情報交換、人的交流を進めるなど、相互応援・支援体制を確保します。
- ・ごみ処理施設の故障時や事故、改修時の相互支援ができるように、周辺都市との広域的連携の強化を図ります。

(参 考) 奈良市役所からごみ行政に関するアンケート調査集計結果

- ・市内1,500世帯対象に令和3年8月実施。
- ・有効回収票 699 票（郵送 583 票、インターネット 116 票）
- ・回収率 47%

1-1 ごみの分別やごみ出し日に関する情報はどのように得ていますか（複数回答可）

回答	回答数	%
ならしみんだより	315	45.1%
奈良市公式ホームページ	67	9.6%
SNS	2	0.3%
ごみ分別アプリ	127	18.2%
ごみカレンダー・ごみ事典	451	64.5%
自治会等回覧版	169	24.2%
近所の人・友人・知人	48	6.9%
特になし	25	3.6%
その他	22	3.1%



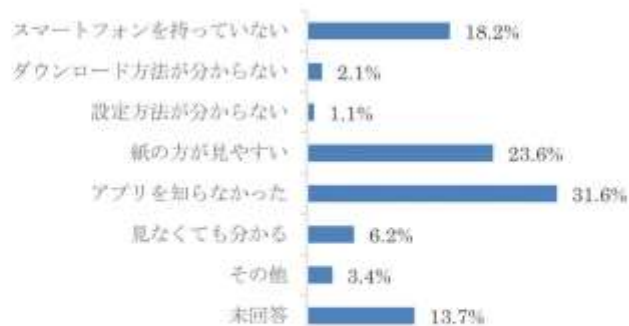
1-2 ごみ分別アプリを利用していますか

回答	回答数	%
いつも利用している	71	10.2%
たまに利用している	91	13.0%
ダウンロードしたが利用していない	14	2.0%
ダウンロードしたことがない	368	52.6%
分別アプリが同かわからない	140	20.0%
未回答	15	2.1%



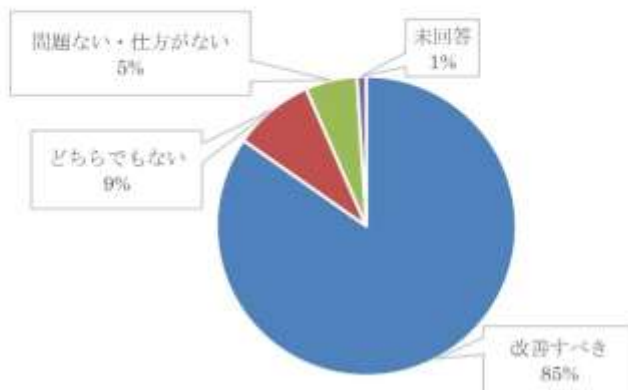
1-3 ごみ分別アプリを現在利用していない理由

回答	回答数	%
スマートフォンを持っていない	127	18.2%
ダウンロード方法が分からない	15	2.1%
設定方法が分からない	8	1.1%
紙の方が見やすい	165	23.6%
アプリを知らなかった	221	31.6%
見なくても分かる	43	6.2%
その他	24	3.4%
未回答	96	13.7%

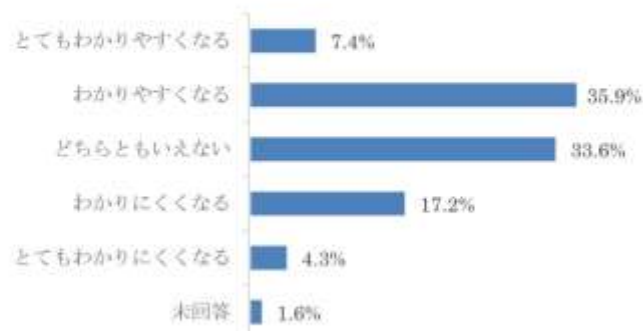


2-1 プラスチックの一人当たり廃棄量

回答	回答数	%
改善すべき	592	84.7%
どちらでもない	61	8.7%
問題ない・仕方がない	39	5.6%
未回答	7	1.0%

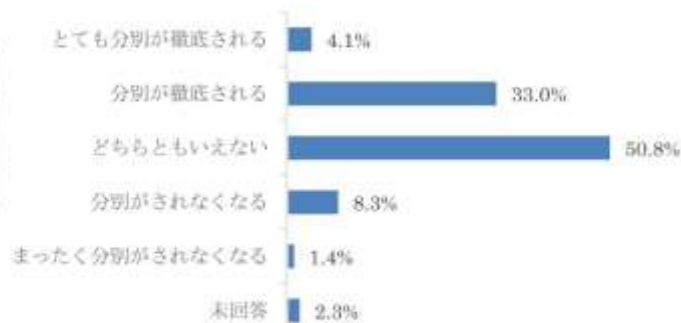
2-2 政府方針（プラマークごみは資源ごみに統一）により
プラスチックごみ全体の分別はわかりやすくなりますか

回答	回答数	%
とてもわかりやすくなる	52	7.4%
わかりやすくなる	251	35.9%
どちらともいえない	235	33.6%
わかりにくくなる	120	17.2%
とてもわかりにくくなる	30	4.3%
未回答	11	1.6%



2-3 プラスチックごみの分別状況はどうなりますか

回答	回答数	%
とても分別が徹底される	29	4.1%
分別が徹底される	231	33.0%
どちらともいえない	355	50.8%
分別がされなくなる	58	8.3%
まったく分別がされなくなる	10	1.4%
未回答	16	2.3%



3-1 雑紙（再生資源）にあたるものを選択してください。（複数回答可）

回答	回答数	%	正解
お菓子箱（雑がみ）	548	78.4%	○
せっけん・洗剤の箱	270	38.6%	
コピー用紙（雑がみ）	510	73.0%	○
シール・圧着はがき	44	6.3%	
シールの裏紙	60	8.6%	
トイレットペーパーの芯（雑がみ）	479	68.5%	○
レシート	122	17.5%	
紙コップ・紙皿	175	25.0%	
使用済みペーパータオル	70	10.0%	
ラップの固い芯（雑がみ）	393	56.2%	○
広告チラシ（雑がみ）	514	73.5%	○
チューブ類の外箱（雑がみ）	412	58.9%	○



3-2 古紙の処分方法（複数回答可）

回答	回答数	%
地域の集団回収に出している	419	59.9%
廃品回収に出している	223	31.9%
民間の回収ステーション等に出している	143	20.5%
ごみとして市の収集に出している	61	8.7%
環境清美センターへ持ち込んでいる	32	4.6%
店頭回収に出している	36	5.2%
その他	11	1.6%



3-3 ごみとして市の収集に出している理由（複数回答可）

(3-2 古紙の処分方法 回答者61人)

回答	回答数	%
ごみで出す以外の方法を知らない	22	36.1%
近所で集団回収がない	10	16.4%
保管場所がない	13	21.3%
分別が手間である	12	19.7%
回収所への持ち込みが手間である	13	21.3%
特に理由がない	18	29.5%
その他	14	23.0%



3-4 奈良市環境清美センターに持ち込んでいる理由(複数回答可)

(3-2 古紙の処分方法 回答者32人)

回答	回答数	%
センター内の資源回収所を利用	17	53.1%
ごみで出す以外の方法が不明	3	9.4%
近所で集団回収がない	2	6.3%
保管する場所がない	9	28.1%
分別が手間である	2	6.3%
特に理由はない	11	34.4%
その他	6	18.8%



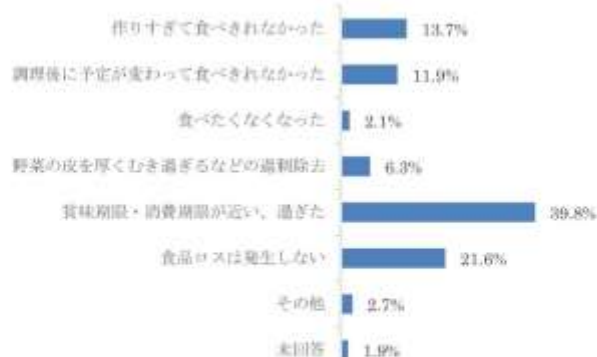
4-1 食品ロス削減のための取り組み(複数回答可)

回答	回答数	%
買い過ぎない	563	80.5%
ばら・計り売りを利用	96	13.7%
見切り品・値下げ品を購入	277	39.6%
冷蔵庫内のチェック	390	55.8%
食べ物を作り過ぎない	295	42.2%
外食を持ち帰る	64	9.2%
生ごみの水切り、堆肥化	113	16.2%
外食で食べられる量を注文	365	52.2%
特になし	27	3.9%
その他	5	0.7%



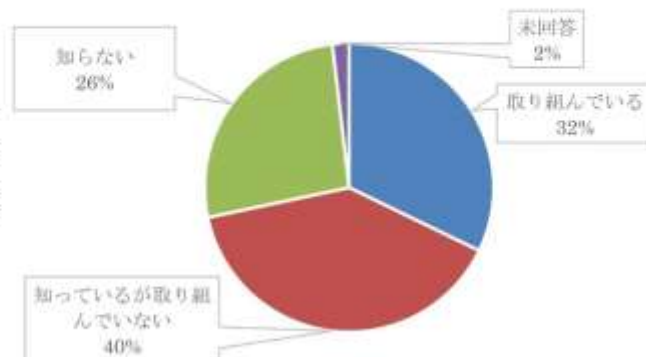
4-2 食品ロスが発生する理由

回答	回答数	%
作りすぎて食べきれなかった	96	13.7%
調理後に予定が変わって食べきれなかった	83	11.9%
食べたくなくなった	15	2.1%
野菜の皮を厚くむき過ぎるなどの過剰除去	44	6.3%
賞味期限・消費期限が近い、過ぎた	278	39.8%
食品ロスは発生しない	151	21.6%
その他	19	2.7%
未回答	13	1.9%



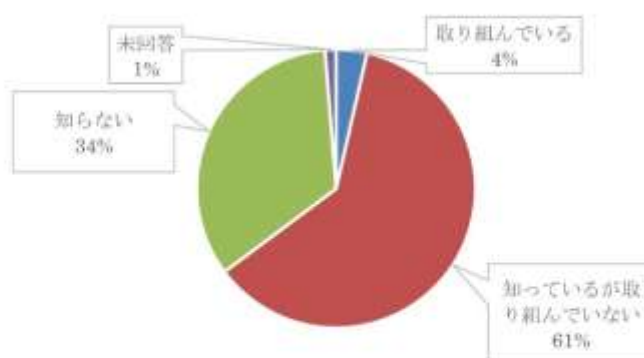
4-3 てまえどりを知っているか

回答	回答数	%
取り組んでいる	225	32.2%
知っているが取り組んでいない	276	39.5%
知らない	185	26.5%
未回答	13	1.9%



4-4 フードバンク活動を知っているか

回答	回答数	%
取り組んでいる	25	3.6%
知っているが取り組んでいない	428	61.2%
知らない	237	33.9%
未回答	9	1.3%



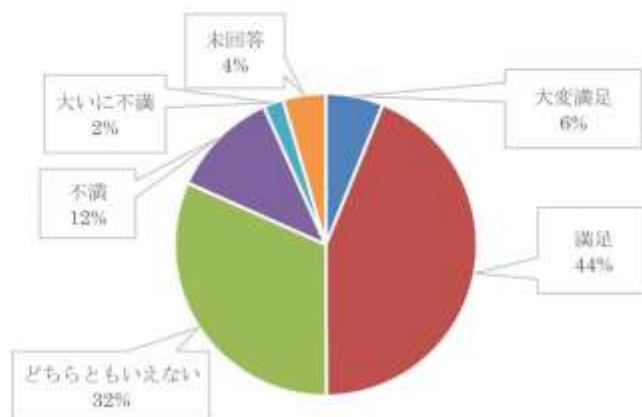
4-5 フードバンク活動について知りたいこと(複数回答可)

回答	回答数	%
寄付できる食品の種類	347	49.6%
寄付の受付場所	394	56.4%
寄付した食品の提供先	164	23.5%
団体の組織情報	137	19.6%
活動の実績	116	16.6%
食品の安全性についての責任	189	27.0%
その他	17	2.4%



5-1 現在の分別収集について

回答	回答数	%
大変満足	43	6.2%
満足	306	43.8%
どちらともいえない	222	31.8%
不満	81	11.6%
大いに不満	15	2.1%
未回答	32	4.6%



5-2 奈良市に希望するごみ施策について（複数回答可）

回答	回答数	%
生ごみ処理機購入費助成	97	13.9%
資源化・エネルギー回収施設の整備	209	29.9%
生ごみの資源化	114	16.3%
ごみ置き場のステーション化	158	22.6%
高齢者や障がい者等へのごみ出し支援	194	27.8%
家庭系ごみの有料化	27	3.9%
不法投棄やボイ捨てごみ対策強化	339	48.5%
市民に対する広報の充実	152	21.7%
ごみ処理費用の削減	92	13.2%
その他	17	2.4%



6-1 新クリーンセンター建設に際し重要な事項（あてはまるもの2つ）

回答	回答数	%
大気汚染対策	422	60.4%
水質汚濁対策	222	31.8%
騒音・振動対策	114	16.3%
臭気対策	368	52.6%
候補地のイメージアップ	49	7.0%
景観対策	49	7.0%
交通渋滞対策	174	24.9%
地震・水害等の災害対策	70	10.0%
特になし	46	6.6%
その他	11	1.6%



6-2 新クリーンセンターの役割として重要なもの（あてはまるもの2つ）

回答	回答数	%
環境負荷の少ない施設	492	70.4%
環境学習施設の併設	71	10.2%
発電・発熱を利活用した施設	423	60.5%
市民がごみを出すに見合った施設	217	31.0%
地域の賑わい創出	18	2.6%
その他	10	1.4%



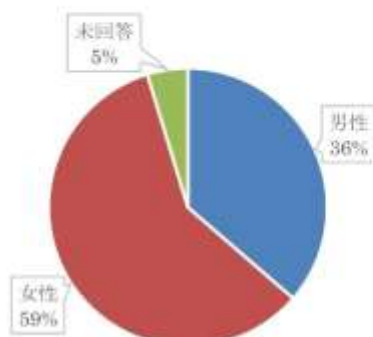
6-3 クリーンセンター建設事業を推進するにあたり必要な機会及び情報（複数回答可）

回答	回答数	%
建設予定施設の情報	461	66.0%
ごみ処理広域化の取組状況	279	39.9%
ごみ処理のコスト比較	278	39.8%
他都市の新しい施設の紹介	144	20.6%
市民参加の学習会	95	13.6%
その他	12	1.7%



7-1 性別

回答	回答数	%
男性	254	36.3%
女性	412	58.9%
未回答	33	4.7%



7-2 年齢

回答	回答数	%
20歳未満	57	8.2%
20歳～29歳	48	6.9%
30歳～39歳	59	8.4%
40歳～49歳	82	11.7%
50歳～59歳	109	15.6%
60歳～69歳	109	15.6%
70歳～79歳	116	16.6%
80歳以上	83	11.9%
未回答	36	5.2%



7-3 家族構成

回答	回答数	%
ひとり暮らし	83	11.9%
夫婦のみ	213	30.5%
親と子 (2世代)	315	45.1%
祖父母と親と子 (3世代)	34	4.9%
その他	16	2.3%
未回答	38	5.4%



奈良市一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

〈発行〉奈良市環境部廃棄物対策課
〒631-0801 奈良市左京五丁目2番地
電話：0742-71-3001 FAX：0742-71-1621

(令和 4 年 4 月 1 日掲示済)

奈良市告示第 221 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項、同令第 158 条の 2 第 1 項、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 80 条の 2、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 114 条、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 144 条の 2、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第 6 条第 5 項の規定により、次のとおり徴収及び収納の事務を委託したので、地方自治法施行令第 158 条第 2 項（同令第 158 条の 2 第 6 項により準用する場合を含む。）、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 23 第 1 項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 33 条第 1 項、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 45 条の 7 第 1 項、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 44 条第 1 項及び子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）附則第 8 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

委託者	東京都文京区本郷 3 丁目 33 番 5 号 三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長 石塚 啓
徴収及び収納の事務	市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険料（普通徴収分）・後期高齢者医療保険料（普通徴収分）・介護保険料（普通徴収分）・保育料
提携コンビニエンスストア及び決済事業者	東京都千代田区二番町 8 番地 8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 永松 文彦
	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号ゲートシティ大崎イーストタワー 株式会社ローソン 代表取締役社長 竹増 貞信
	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 細見 研介
	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 ミニストップ株式会社 代表取締役社長 藤本 明裕
	東京都千代田区岩本町 3-10-1 山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩
	東京都港区港南 1 丁目 8 番 27 号日新ビル 12 階 株式会社しんきん情報サービス 代表取締役社長 馬場 英一
	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665-1 株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒 俊治
	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地 株式会社セコマ 代表取締役社長 赤尾 洋昭
	東京都千代田区内幸町 1-1-1 帝国ホテルタワー 13F ビルディングシステム株式会社 代表取締役 江田 敏彦
	東京都千代田区紀尾井町 1-3 PayPay 株式会社 代表取締役社長執行役員 CEO 中山 一郎
	東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号住友不動産大崎ガーデンタワー 22 階 LINE Pay 株式会社 代表取締役社長 CEO 前田 貴司
	東京都港区芝浦 3-1-21msb Tamachi 田町ステーションタワー S 株式会社ファミマデジタルワン 代表取締役社長 中野 和浩
	東京都千代田区飯田橋 3 丁目 10 番 10 号ガーデンエアタワー KDDI 株式会社 代表取締役社長 高橋 誠
委託期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(令和 4 年 4 月 1 日掲示済)

奈良市告示第222号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の2第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地	東京都文京区本郷3丁目33番5号 三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長 石塚 啓
指定をした日	令和4年4月1日
納付を委託することができる歳入の種類	市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険料（普通徴収分）・後期高齢者医療保険料（普通徴収分）・介護保険料（普通徴収分）・保育料
指定納付受託者が提携しているコンビニエンスストア及び決済事業者	東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 永松 文彦
	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー 株式会社ローソン 代表取締役社長 竹増 貞信
	東京都港区芝浦三丁目1番21号 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 細見 研介
	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 ミニストップ株式会社 代表取締役社長 藤本 明裕
	東京都千代田区岩本町3-10-1 山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩
	東京都港区港南1丁目8番27号日新ビル12階 株式会社しんきん情報サービス 代表取締役社長 馬場 英一
	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665-1 株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒 俊治
	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 株式会社セコマ 代表取締役社長 赤尾 洋昭
	東京都千代田区内幸町1-1-1 帝国ホテルタワー13F ビリングシステム株式会社 代表取締役 江田 敏彦
	東京都千代田区紀尾井町1-3 PayPay株式会社 代表取締役社長執行役員 CEO 中山 一郎
	東京都品川区西品川1丁目1番1号住友不動産大崎ガーデンタワー22階 LINE Pay株式会社 代表取締役社長 CEO 前田 貴司
	東京都港区芝浦3-1-21msb Tamachi 田町ステーションタワーS 株式会社ファミマデジタルワン 代表取締役社長 中野 和浩
	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号ガーデンエアタワー KDDI株式会社 代表取締役社長 高橋 誠
委託期間	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(令和4年4月1日揭示済)

奈良市告示第223号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市高天町 43 番地 1 株式会社まほろばの杜 代表取締役 原田 徹雄	奈良市火葬場の使用料

2 委託の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日まで

(令和 4 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 224 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市八条一丁目 790-1 公益社団法人 奈良市シルバー人材センター 理事長 西谷 忠雄	放置自転車等移動手数料 放置自転車等保管手数料

2 委託の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(令和 4 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 225 号

固定資産課税台帳に登録すべき令和 4 年度の固定資産の価格等の全てを登録したので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 2 項の規定により公示する。

令和 4 年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

(令和 4 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 226 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
東京都千代田区一番町 25 番地 地方公共団体情報システム機構 理事長 吉本 和彦	戸籍謄抄本交付手数料 戸籍の附票の写し交付手数料 住民票の写し交付手数料 印鑑登録証明書交付手数料 課税（非課税）証明書交付手数料

2 委託の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(令和 4 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 227 号

地方自治法（平成 22 年法律第 67 号）第 231 号の 2 の 3 第 2 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定し

たので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の2第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定納付受託者・指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル10階 株式会社DG フィナンシャルテクノロジー 代表取締役執行役員社長 篠 寛	戸籍謄抄本等交付手数料 戸籍記載事項証明書交付手数料 除籍謄抄本等交付手数料 除籍記載事項証明書交付手数料 届出又は申請の受理等の証明書交付手数料 届書等閲覧手数料 住民基本台帳閲覧手数料 住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手数料 住民票の写し広域交付手数料 除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料 戸籍の附票の写し交付手数料 戸籍の附票の除票の写し交付手数料 印鑑登録証明書交付手数料

2 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(令和4年4月1日揭示済)

奈良市告示第228号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良県橿原市城殿町459 大和平野土地改良区内 公益社団法人 奈良県獣医師会 会長 吉岡 豊	狂犬病予防注射済票交付手数料

2 委託の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(令和4年4月1日揭示済)

奈良市告示第229号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市柏木町519番地の7 一般社団法人 奈良市医師会 会長 国分 清和	休日夜間応急診療所使用料 休日夜間応急診療所手数料
奈良市二条町二丁目9番2号	休日歯科応急診療所使用料

一般社団法人 奈良市歯科医師会 会長 森 直樹	
----------------------------	--

2 委託の期間

委託の期間	徴収事務
令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	休日夜間応急診療所使用料 休日夜間応急診療所手数料
令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	休日歯科応急診療所使用料

(令和4年4月1日揭示済)

奈良市告示第230号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、令和4年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）第7条第1項の規定により、別紙のとおり告示する。

令和4年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

令和4年度
奈良市一般廃棄物処理実施計画

目次

	ページ番号
1 総則	1
(1) 実施計画の目的	1
(2) 実施計画の期間	1
(3) 実施計画の区域	1
2 一般廃棄物処理基本計画の目標値	2
(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標	2
(2) 現状と目標	2
3 一般廃棄物処理実施計画	3
(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体	3
(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可	6
(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策	7
(4) 収集運搬計画	10
(5) 中間処理・再生利用計画	14
(6) 最終処分計画	22
4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画	23
(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体	23
(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可	24
(3) 市民等に対する広報・啓発活動	24
(4) 収集運搬計画	24
(5) 中間処理計画	25

1 総則

(1) 実施計画の目的

奈良市一般廃棄物処理基本計画及び奈良市生活排水処理基本計画を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づき、令和4年度における施策等をこの実施計画において定める。

(2) 実施計画の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

(3) 実施計画の区域

奈良市全域

2 一般廃棄物処理基本計画の目標値

(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標

奈良市一般廃棄物処理基本計画（令和4年3月策定）で定める令和13年度（最終目標年度）の数値目標は次のとおり。

令和元年度のごみ搬入量及び処理量を基準として、令和13年度までに以下のとおりごみ減量化をめざします。

- ごみ搬入量を約1/5減量
- 焼却処理量を約1/5減量
- 最終処分量を約1/5減量

(2) 現状と目標

	基準年度 令和元年度 (実績)	直近年度		本計画 令和4年度 (推計値)	中間目標 令和8年度 (目標値)	最終目標 令和13年度 (目標値)
		令和2年度 (実績)	令和3年度 (見込み)			
人口	355,529人	354,287人	350,070人	347,851人	338,538人	325,265人
ごみ搬入量	89,771t	85,857t	85,197t	85,189t	73,256t	69,773t
令和元年度比	100%	96%	95%	95%	82%	78%
1人1日当たり	690g	664g	667g	671g	593g	586g
ごみ搬入量内訳	家庭系ごみ	56,313t	56,443t	53,266t	45,142t	43,254t
	令和元年度比	100%	100%	95%	80%	77%
	1人1日当たり	433g	436g	420g	365g	363g
	事業系ごみ	33,458t	29,415t	31,923t	28,114t	26,519t
	令和元年度比	100%	88%	95%	84%	79%
	1人1日当たり	257g	227g	251g	228g	223g
焼却処理量	83,839t	80,213t	80,856t	79,621t	68,170t	64,979t
令和元年度比	100%	96%	96%	95%	81%	78%
1人1日当たり	644g	620g	633g	627g	552g	546g
最終処分量	14,696t	14,701t	12,631t	14,059t	12,453t	11,812t
令和元年度比	100%	100%	86%	96%	85%	80%
1人1日当たり	113g	114g	99g	111g	101g	99g
再生利用率	21%	21%	21%	21%	24%	24%

※令和元年度及び令和2年度の人口は、それぞれの年度末の実績値。その他は各年度末の推計値。

※ごみ搬入量には、再生資源搬入量を含まない。

※再生利用率は、（市による直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団資源回収量）／（市へのごみ搬入量（発生抑制後）及び再生資源搬入量＋集団資源回収量）。

3 一般廃棄物処理実施計画

(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体

ア 家庭から排出される一般廃棄物 ※注1

分別の区分及び該当物	収集運搬方法 ※注2	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず、カセットテープ、ビデオテープ、内側の傷まないプラスチック製容器包装等	週 2 回収集 (直営・委託)	破砕可燃物もあわせて焼却し、焼却灰、ばいじん処理物、非鉄類に選別 (直営)	焼却灰は埋立 (直営) ばいじん処理物、非鉄類は埋立 (委託)
燃やせないごみ ガラス類、陶器類、金属類、プラスチック製品等	概ね月 2 回収集 (直営・委託)	破砕後、破砕可燃物、破砕スクラップ、その他不燃物に選別し、破砕可燃物は焼却 (直営)	破砕スクラップは再生利用 (有価物として売却)
大型ごみ 重量物または45ℓのごみ袋に入らない家電製品、家具、寝具等	電話等申込により収集 ※注3 (直営・委託)		その他不燃物は埋立 (直営)
埋立ごみ 町内清掃等により排出される草木類、土砂類等	自治会等からの申込により収集 (直営・委託)	草木類、土砂類に選別 (委託)	草木類は専門処理業者で再生利用 (委託) 土砂類は埋立 (直営)
有害ごみ 蛍光灯・乾電池等の水銀含有物	大型ごみ収集の際に収集 (直営・委託) 電池類は拠点回収も実施 (直営)	専用容器に保管 (直営)	専門処理業者で再生利用 (委託)
プラスチック製容器包装 プラスチック製の容器及び包装 ※注4	週 1 回収集 (直営・委託)	選別し、梱包 (委託)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条に基づく指定法人（以下「指定法人」という。）から委託された再商品化事業者で再生利用
ガラスびん 無色・茶色・その他の色の飲料、食品等のガラス製容器 ※注4	概ね月 1 回収集 (直営・委託)	選別し、保管 (直営)	
ペットボトル 飲料、しょうゆ等のペットボトル ※注4	概ね月 1 回収集 (直営・委託)	選別し、圧縮 (委託)	(委託)
飲料用紙パック 飲料用の内側が白色で500ml以上の紙製容器 ※注4	又は	選別し、保管 (直営)	再生利用
空き缶 飲料、食品等のアルミ、スチール製容器 ※注4	公共施設で拠点回収	選別し、圧縮 (委託)	(有価物として売却)
古紙類・古布類 新聞紙、雑誌、ダンボール、古着類	環境清美センサーで拠点回収	保管 (委託)	再生利用 (委託)
使用済小型家電 携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等	公共施設及び民間施設で拠点回収	選別し、保管 (委託)	専門処理業者で再生利用 (委託)
廃陶磁器類 リユースできない陶磁器製食器類	イベント回収	破砕処理 (委託)	専門処理業者で再生利用 (委託)

※注1 市民自ら処理する場合及び市民の意向で許可業者に依頼する場合を除く。

※注2 直営・委託の区別は、収集区域により定める。

※注3 1回の申込につき、6点まで排出可能で、申込んだ日の2か月後から再度、申し込める。

※注4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第2項に規定する特定容器に限る。

イ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物 ※注

分別の区分及び該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず等	随時収集 (許可業者)		家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理
燃やせないごみ 木製家具等			
生ごみ 市立学校園給食等の残さ	随時収集 (直営)	堆肥化し、再生利用 (直営)	
公園ごみ 落ち葉、剪定枝等	随時収集 (委託)		家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理

※注 事業者自ら処理する場合を除く。

ウ 動物の死体 ※注

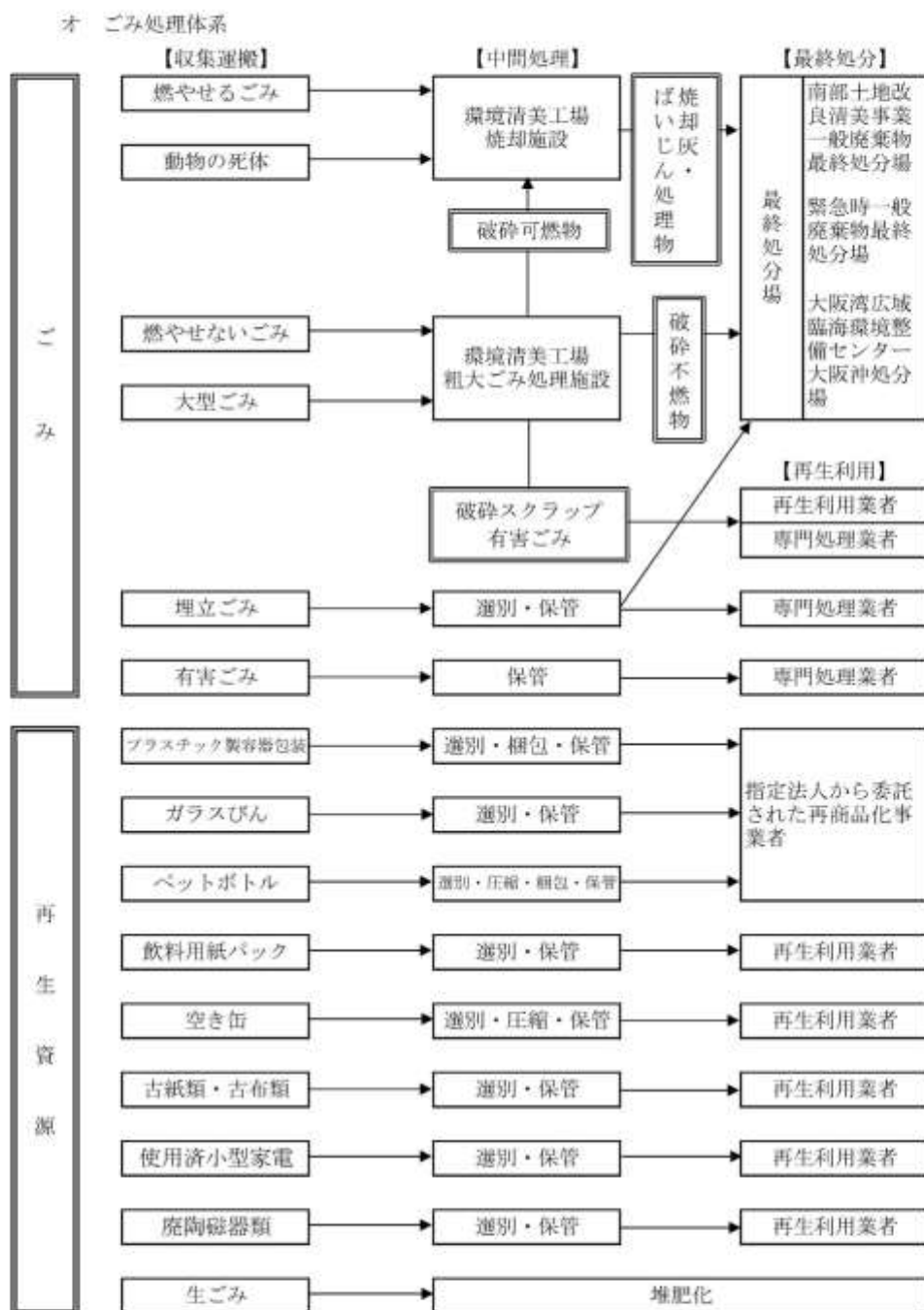
該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
動物の死体 飼犬、飼猫、野生動物等の死体	電話等申込により収集 (直営)	燃やせるごみと同様に処理	

※注 排出者自ら処理する場合を除く。

エ 市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定に基づき、市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物として、以下のものを指定する。

- 紙くず
- 木くず(パレット及び建設業からの木くずを除く)
- 繊維くず



※注 中間処理の選別において生じた残さは、その性状に応じて、焼却、破碎、直接埋立の処理をする。

※注 使用済小型家電・廃陶磁器類については、ボックス回収・イベント回収したものに限る。

※注 生ごみは、市内の保育園・幼稚園・小学校から発生する給食の残さに限る。

(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可

ア 許可指針

一般廃棄物処理業の許可については、平成21年4月1日に策定した一般廃棄物の処理業の許可指針に基づくものとする。また、一般廃棄物処理施設設置の許可は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2に基づくものとする。

イ 許可件数（令和4年3月1日現在）

(7) 収集運搬業

処理する廃棄物の種類	件数
浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く一般廃棄物	36
剪定枝木、草、木くず限定	3
剪定枝木、草限定	6
実験動物の死体限定	1
食品廃棄物限定	2

(4) 処分業

処理する廃棄物の種類	件数
剪定枝木、草、木くず限定	3
剪定枝木、草限定	1
びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、繊維くず限定	1
木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	1
木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定	2

(9) 処理施設

処理する廃棄物の種類	件数
プラスチック製容器包装及びその残さ（廃プラスチック、ガラスくず、紙くず、金属くず、動植物性残さ、焼却灰、木くず、ゴムくず等）	1

(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策

区分	取組	具体的な内容
3Rの推進	インターネット、広報紙による情報発信	市ホームページ等のインターネットやSNSを活用し、ごみ処理の現状、ごみの減量、ごみの出し方等の情報を発信する。
	ごみ減量キャラバン	ごみ減量に取り組んでいる市民団体が講師となり、組成分析等のデータを基にして、雑がみの判別、生ごみの水切り等の日常生活における工夫によるごみ減量を促進するための学習会を公民館での講座や、自治会を対象として実施する。
	環境学習の見直し	奈良市のごみ処理の状況及びごみ減量に関する新たな情報を提供し、環境教育の充実を図る。 また、市内小学校に呼び掛け、小学生向け「ごみ減量キャラバン」の活用を促す。
	家庭ごみ分別・減量説明会	市民からの要望に応じ、市民の用意する会場に職員・市民団体の講師が出向き、説明会を実施する。
	学習用教材の制作	「もったいない」の心を持ち、自主的にごみ減量の行動を実践できる子ども達を育成するため制作したごみに関する学習用教材について継続的に内容の見直しや新たな教材の制作を行い、充実を図る。
	事業者向けごみ適正処理説明会	大規模事業者へ対し、廃棄物の減量及び適正処理等の説明会を年に1回、実施する。
	大規模事業所への指導	事業系一般廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者を通じ、自主的にごみの減量が促進されるよう指導する。
	E - c h a n g e s	民間事業者の模範となるように、市役所等の公共施設でごみ減量と分別排出を徹底する。
	ごみ処理（搬入）手数料の見直し	環境清美工場へのごみ搬入手数料の改定を契機とし、事業所に対しごみの適正処理及び減量の取り組みを進めてもらう。
	家庭ごみ有料化実施の検討	廃棄物処理に係るコストや公平な負担のあり方について検証し、処理費用の適正化を図る。
	リユース交換会	靴、かばん、ぬいぐるみ等を市民に持ち寄ってもらうリユース交換会をイベント等で実施する。
	陶磁器製食器類リユース・リサイクル事業	ごみ減量及び資源の有効利用を目的とした陶磁器のリユース・リサイクル事業を奈良市内各所で実施する。
	再生資源分別収集	再生資源として、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶を収集する。
	公共施設等での再生資源・電池類の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所において、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶、家庭用インクカートリッジ、電池類の拠点回収を実施する。（施設により回収品目は異なる。）
	破碎スクラップ回収	破碎された不燃性のごみから鉄・アルミ等を選別し、再生利用業者に売却する。
	有害ごみ回収	回収した乾電池、蛍光灯等の有害ごみを専門処理業者に委託し、再生利用する。

区分	取組	具体的な内容
3 Rの推進	草木類の再生利用	町内清掃により排出された草木類をチップ化し、再生利用する。生産されたチップはイベント等で市民に無償で配布する。 また、更なる再生利用促進に向けた方法を検討する。
	汚泥発酵肥料（畑薬）の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を再生し、汚泥発酵肥料（畑薬）を製造する。製造した肥料は市民に無償で配布する。
	生ごみ処理機器等購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・EMぼかし専用容器）、電気式生ごみ処理機及びダンボールコンポストの購入者に対し、助成を行う。
	給食残渣や草木類の堆肥化	奈良市で収集している給食残渣や草木類から生産した堆肥を活用し、地産地消の仕組みづくりを関係者と進め、地域資源循環サイクルの構築を目指す。
プラスチックごみの処理	プラスチック製ごみの発生抑制・再資源化の推進	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行（令和4年4月施行予定）に伴い、ワンウェイプラスチックごみの発生抑制を推進する。 また、製造・販売事業者などによる自主回収や市町村の分別収集・再商品化などについて、行政としての取り組み内容の調査・研究を行う。
食品ロス削減	てまえどり運動の推進	すぐに食べる食品を買う際、陳列棚の手前の商品から順番に取っていくことで食品の廃棄を減らす購買行動「てまえどり」の普及のため、啓発ポップやポスターを作製し、協力事業者へ提供する。
	フードバンク事業への協力と同事業の周知・啓発	安全に食べられるにもかかわらず、流通することができない食品を企業や個人等から寄付を受け、必要としている方々に無償で提供するフードバンク活動を行う団体に協力するとともに、フードバンク活動について事業者や市民に広く周知し、活動の認知度を向上することで取扱い食品量を増加させ、廃棄量を減少させる。
	3010運動の推進	宴会時等の食べ残し削減を目的に、開始後30分と終了前10分に食事を楽しむ時間を設定して食べきる「3010運動」について市民・事業者に向け周知啓発を行うほか、協力店募集などを行っていく。
紙ごみの削減	「雑がみ」リサイクルの啓発強化	雑がみの対象品目や出し方、回収業者及び回収場所を周知することで、紙ごみのより一層の削減を目指す。
	古紙回収協力業者との提携	地域での雑がみ回収の促進に向け、市内で活動する古紙回収業者と協力関係を結び、集団資源回収の拡大を進める。
	古紙類・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。
多様な主体の参画・連携	ごみ懇談会との協働	ごみ減量などを考え、行動するための市民団体であるごみ懇談会と協働し、ごみ減量キャラバン等を実施する。
	大学との連携	「奈良市と奈良大学との包括連携協力に関する協定」に基づき、令和元年度から同大学学生有志と「ごみ減量プロジェクト」を起ち上げ、若年層に向けたごみの分別徹底、ごみ減量についての啓発活動などを行っている。今後もこの活動を継続し、他大学へも拡大・発展させていく。

区分	取組	具体的な内容
多様な主体の 参画・連携	ならクリーンフェスタの開催	市民、NPO等と協働し、市民参加型のイベントとして、10月頃に「ならクリーンフェスタ」を開催する。
適正処理の推 進	奈良市のごみ事典 ごみ・再生資源の分 け方と出し方	ごみの分別・収集について記載した奈良市のごみ事典を主に市外からの転入者に配布するとともに、ごみ・再生資源の分け方と出し方に係るパンフレットを奈良市ホームページで公開する。
	ごみカレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市ごみ分別アプ リ	ごみについて関心の低い若年層を主な対象として、ごみの適正排出の促進を図るため、スマートフォン向けアプリを配信する。
	ごみ分別用啓発ス テッカー	再生資源が混じる等、分別が不適切なごみに対し、ステッカーを貼り、啓発を行う。
	ごみの収集区分の見 直し	市民の要請や法制度の変更等により、必要があればごみの収集区分を見直す。
	一般廃棄物処理業者 に対する許可基準及 び許可指針の適用	収集・運搬について許可を受ける一般廃棄物処理業者数は市内で排出されるごみ量に対して適正であり、指導・監視の徹底を図るため、新規許可を見合わせる。
	家庭で発生する排出 禁止物の適正な排出 先の確保	排出先を確保しにくい排出禁止物について、全国都市清掃会議等を通じ、国や産業界に適正な引き取りシステムの構築を要望する。
	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努め、自走式コンベアごみ投入検査機を活用しごみ搬入車の積載物の展開検査を随時行うとともに、不適切なごみを搬入した許可業者に対し、指導等を行う。
	事業系ごみの出し方 に関するルールの一 貫性の徹底	奈良市内の事業所へ事業系ごみの適正排出に関する啓発を行い、処理に関するルールの一貫性を徹底する。
	違法な野外焼却や不 法投棄等の防止	市民、事業者への啓発活動を充実し、野外焼却や不法投棄等の防止を図る。 また、不法投棄の重点監視地域を設定し、パトロールや監視センサーの設置等を行う。
新クリーンセ ンター建設	適正な運転管理の継 続と運転データ等の 公表	環境清美工場、最終処分場において、適正な運転管理を継続し、運転データ等を公表する。
	最終処分量の削減に よる既存最終処分場 の延命	ごみ減量及び中間処理により、最終処分量を削減し、既存最終処分場の延命を図るとともにフェニックス最終処分場への計画的な搬入を進め、市の最終処分場を効率的に活用する。
災害時の廃棄 物処理	ごみ焼却施設の移転	ごみ処理広域化を視野に、建設候補地の地権者及び周辺住民の理解を得て、新クリーンセンターの建設計画を進めていく。
	災害時等の廃棄物処 理への対応	災害発生時等に迅速に対応することができるよう、災害廃棄物処理計画の見直しを令和3年度に行い、新たな計画を策定した。今後は、計画推進に向けた庁内体制を整備する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量

(令和4年度推計値)

種類		市収集 ※注	許可業者収集	直接搬入	合 計
家庭系	燃やせるごみ	40,975 t	-	2,320 t	43,295 t
	燃やせないごみ	2,777 t	-	2,746 t	5,523 t
	大型ごみ	2,387 t	-	-	2,387 t
	埋立ごみ	2,031 t	-	-	2,031 t
	有害ごみ	30 t	-	-	30 t
	再生资源	5,890 t	-	429 t	6,319 t
	小 計	54,090 t	-	5,495 t	59,585 t
事業系	燃やせるごみ	0 t	30,283 t	1,411 t	31,694 t
	燃やせないごみ	0 t	229 t	0 t	229 t
	生ごみ	143 t	-	-	143 t
	小 計	143 t	30,512 t	1,411 t	32,066 t
合 計		54,233 t	30,512 t	6,906 t	91,651 t
動物の死体		1,220 体	-	-	1,220 体

※注 市収集とは、市の直営又は市からの委託による収集

イ 収集運搬に係る施設 ※注

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(7) ごみ収集基地

名 称	環境清美センター事務厚生棟
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地
収 集 区 域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、埋立ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、生ごみ（事業系）、動物の死体

(イ) 再生资源収集基地

名 称	リサイクル推進課分室
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
収 集 区 域	委託収集区域を除く奈良市全域
処理する廃棄物の種類	ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

(イ) 委託業者収集基地

名 称	株式会社奈良市清美公社
所 在 地	奈良市大安寺西三丁目10番21号
収 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶

名 称	武田環境・大和清掃家庭系ごみ収集運搬業務共同企業体
所 在 地	奈良市八条三丁目737番地の1
収 集 区 域	市長が別に定める区域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装

ウ 家庭から排出される一般廃棄物の収集方法

下記のとおり、家庭から排出される一般廃棄物を収集する。

また、収集する日時については市長が別に定める。

なお、ステーション収集を行う種類のごみで、ステーション収集未実施の地区に対しては、ステーション収集の推進を図る。また、小規模ステーションの統合を図る。

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	原則ステーション収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出する。
燃やせないごみ		
大型ごみ	戸別収集とする。	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「不用品」と「排出者の姓」を記入した紙を貼る。
埋立ごみ	自治会等の申込者の指定する集積場からの収集とする。	排出物の性状に合わせ、市長の指示に従い、排出する。
有害ごみ	戸別収集とする。（電池類は拠点回収も実施）	45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「有害ごみ」と「排出者の姓」を記入した紙を貼る。
プラスチック製容器包装	原則ステーション収集とする。	洗浄し、45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れ、二重袋にせず排出する。
ガラスびん	ステーション収集とする。	洗浄し、無色・茶色・その他の色に分別し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。
ペットボトル	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
飲料用紙パック	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
空き缶	ステーション収集、又は拠点回収とする。	洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。
古紙類・古布類	拠点回収（環境清美センター内資源回収場）とする。	拠点に設置された回収場所に排出する。
使用済小型家電	拠点回収とする。	拠点に設置された回収ボックスに排出する。
廃陶磁器類	イベント回収とする。	イベント等において排出する。

エ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の収集方法

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	排出者と許可業者との契約による。	透明又は半透明の袋に入れ、排出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。
燃やせないごみ		
生ごみ ※注	個別に収集する。	市長の指示に従い、排出する。
公園ごみ		

※注 生ごみは、市内の市立学校園から発生する給食の残さに限る。

オ 市が収集しない一般廃棄物の処理方法

区分	品目の例示	処理方法
一時多量ごみ	引越し、死去等により、一時的に多量に発生するごみ	市の施設へ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼する。
特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物	①ユニット形エアコンディショナー ②テレビジョン受信機のうち、ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式のもの ③電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ④電気洗濯機及び衣類乾燥機	購入した小売店がわかる場合、又は買い換えの場合は、販売した小売業者に引き取り義務があるため、そこに引取りを依頼する。それ以外の義務外品は、自ら指定引き取り場所又は環境清美センター廃棄物対策課へ搬入するか、家電引き取り協力店に引取りを依頼し資源化を図る。
奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第1に規定する搬入禁止物	①有害な物 薬品、農薬、劇薬、ニカド・リチウム・ボタン電池等 ②危険性のある物 自動車用バッテリー、消火器、LPガスボンベ、ドラム缶等 ③引火性のある物 ガソリン、灯油、プロパンガス等 ④特別管理一般廃棄物に指定されている物 PCB含有物、感染性廃棄物等 ⑤その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物 農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、バイク（オートバイ）、タイヤ、タイヤホイール、スプリング入りマットレス等 ⑥設置又は撤去の際に専門業者の資格や技術が必要な物 流し台、ビルトインコンロ、洗面化粧台、便器、浴槽、風呂釜、給湯器、扉、瓦、門扉、フェンス等 ⑦資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品 パソコン等	排出者自ら処理する。または、販売店・メーカー・処理業者に引取、資源化を依頼する。
奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第2に規定する搬入条件を満たさないもの		搬入条件を満たして排出する。

(5) 中間処理・再生利用計画

ア 再生利用量 ※注

種類		再生利用量
再生資源搬入	プラスチック製容器包装	3,443 t
	ガラスびん	1,567 t
	ペットボトル	451 t
	飲料用紙パック	70 t
	空き缶	460 t
	古紙類・古布類	317 t
	使用済小型家電	10 t
	廃陶磁器類	1 t
	生ごみ	143 t
	小計	6,462 t
破砕スクラップ回収		1,240 t
有害ごみ回収		30 t
草木（剪定・枝木）チップ化等再生利用		560 t
集団資源回収		13,916 t
合計		22,208 t

※注 市内で発生する廃棄物の再生利用として、上記の他に各家庭での生ごみ堆肥化容器及び処理機によるもの、古紙類・古布類の民間拠点回収、販売店による店頭回収、その他事業所による自主的な再生利用等があるが、これらの数値は含めていない。

イ 中間処理・再生利用に係る施設 ※注

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を処理する。

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(7) 直営のごみ処理施設

α 焼却処理施設

名 称	環境清美センターごみ焼却施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	全連続燃焼式	
処 理 能 力	480t/24h (120t/24h×4基)	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ(再生資源選別残さを含む)、破碎可燃物、動物の死体	
処 理 量	燃やせるごみ	74,989 t
	破碎可燃物	4,632 t
	合 計	79,621 t
	動物の死体	1,220 体
残 さ 量	焼却灰	6,121 t
	ばいじん処理物	1,600 t
	焼却灰(非鉄)	2,600 t
	合 計	10,321 t
処 分 先	焼却灰：南部土地改良清美事業(第二工区)一般廃棄物最終処分場 ばいじん処理物：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場 焼却灰(非鉄)：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場	

b 破砕処理施設

名 称	環境清美センター粗大ごみ処理施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	横軸スイングハンマー式	
処 理 能 力	100 t/5h	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ（再生資源選別残さを含む）、大型ごみ、有害ごみ ※注	
処 理 量 ※ 注	燃やせないごみ	5,752 t
	大型ごみ	2,387 t
	有害ごみ	30 t
	合 計	8,169 t
残 さ 量	破砕可燃物	4,632 t
	破砕不燃物	2,267 t
	破砕スクラップ	1,240 t
	有害ごみ	30 t
	合 計	8,169 t
処 分 先	破砕可燃物：環境清美センターごみ焼却施設 破砕不燃物：南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 破砕スクラップ：再生利用業者 有害ごみ：専門処理業者	

※注 破砕ごみ処理施設内で有害ごみの保管を行っている。

(イ) 直営または委託先の再生利用施設

a 草木類選別施設

名 称	草木類選別施設	
所 在 地	奈良市奈良阪町2683番地	
処 理 方 法	選別	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	埋立ごみ	
処 理 量 ※ 注	560 t	
処 分 先	草木類：草木（剪定・枝木）資源化施設 土砂類：緊急時一般廃棄物最終処分場	

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計測量に含めない。

b 草木（剪定・枝木）資源化施設

名 称	奈良県コンポスト園事業協同組合	
所 在 地	奈良市大柳生町2705-2、奈良市横井六丁目621-3、奈良市山町1009-1・1010-1・1011-1、奈良市南庄町136、奈良鹿野園町131	
処 理 方 法	チップ化等再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	草木（剪定・枝木）	
処 理 量	560 t	

c 有害ごみ資源化施設

名 称	野村興産株式会社
所 在 地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1
処 理 方 法	焙焼処理・水銀回収等再生利用
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等
処 理 量	30 t

d プラスチック製容器包装中間処理施設

名 称	プラスチック製容器包装中間処理施設	
所 在 地	奈良市西九条町五丁目4-3及び4-13地内	
処 理 方 法	選別及び梱包	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装及びその選別残さ	
処 理 量	プラスチック製容器包装	3,443 t
	選別残さ	757 t
	合計	4,200 t
処 分 先	プラスチック製容器包装：指定法人の定める再商品化事業者施設 選別残さ：環境清美センターごみ焼却施設	

e ガラスびん保管施設

名 称	ガラスびん保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	選別及び屋外保管	
面 積	48 m ²	
操 業 形 態	直営	
処理する廃棄物の種類	ガラスびん及びその残さ	
処 理 量 ※ 注	ガラスびん（無色）	802 t
	ガラスびん（茶色）	375 t
	ガラスびん（その他の色）	390 t
	合計	1,567 t
処 分 先	ガラスびん：指定法人の定める再商品化事業者施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残さは個別に計量していないため、計画量に含めない。

f ペットボトル資源化施設

名 称	ペットボトル圧縮梱包作業所
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	選別、圧縮及び梱包
処 理 能 力	0.7t/h (0.3t/h×1基、0.4t/h×1基)
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	ペットボトル及びその残さ
処 理 量 ※ 注	451 t
処 分 先	ペットボトル：ペットボトル保管施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計測量に含めない。

g ペットボトル保管施設

名 称	ペットボトル保管施設
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	屋外保管
面 積	710 m ²
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	ペットボトル
処 理 量	451 t
処 分 先	指定法人の定める再商品化事業者施設

h 飲料用紙パック保管施設

名 称	飲料用紙パック保管施設
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	選別及び屋外保管
面 積	22 m ²
操 業 形 態	直営
処理する廃棄物の種類	飲料用紙パック及びその残さ
処 理 量 ※ 注	70 t
処 分 先	飲料用紙パック：再生利用業者 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計測量に含めない。

i 空き缶資源化施設

名 称	空き缶選別作業所	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	機械選別及び圧縮	
処 理 能 力	1.33t/h (0.63t/h、0.7t/h)	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	空き缶及びその残さ	
処 理 量 ※注	アルミ缶	220 t
	スチール缶	240 t
	合計	460 t
処 分 先	空き缶：空き缶保管施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設	

※注 選別過程で生じる残さは個別に計量していないため、計測量に含めない。

j 空き缶保管施設

名 称	空き缶保管施設	
所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	460 m ²	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	空き缶	
処 理 量	アルミ缶	220 t
	スチール缶	240 t
	合計	460 t
処 分 先	再生利用業者	

l 古紙類・古布類保管施設

名 称	古紙類・古布類保管施設	
所 在 地	奈良市左京五丁目2番地	
処 理 方 法	屋外保管	
面 積	50 m ²	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	新聞、雑誌、ダンボール、古布類	
処 理 量	新聞	24 t
	雑誌	153 t
	ダンボール	100 t
	古布類	40 t
	合計	317 t
処 分 先	再生利用業者	

m 使用済小型家電資源化施設

名 称	大栄環境株式会社三木リサイクルセンター	
所 在 地	兵庫県三木市口吉川町吉祥寺谷132番地8	
処 理 方 法	選別・保管後、再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等	
処 理 量	10 t	

n 廃陶磁器類資源化施設

名 称	藤野興業株式会社資源リサイクルセンター森屋工場	
所 在 地	大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋 630-1	
処 理 方 法	破碎処理後、再生利用	
操 業 形 態	委託	
処理する廃棄物の種類	廃陶磁器製食器類	
処 理 量	1 t	

(ウ) 処分業許可業者の施設

名称	所在地	処理する廃棄物の種類	処理能力
(株) オギタ	奈良市大柳生町2705-2	剪定枝木、草、木くず	2t/24h
石庭園グリーンサービス	奈良市横井六丁目621-3	剪定枝木、草	2.7t/24h
リプロ/ヨシダ	奈良市山町1009-1・1010-1・1011-1	剪定枝木、草、木くず	2.52t/24h
奈良市エコロジー事業(協)	奈良市北之庄町23-2	びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、木くず、繊維くず	4.8t/24h
(有) 丸進商会	奈良市北之庄西町一丁目5-2	木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	2.58t/24h
(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目6-6	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	34.19t/24h
(株) I・T・O	奈良市南庄町136	木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類	60t/24h
E・G・C	奈良市鹿野園町131	剪定枝木、草、木くず	4.5t/24h

(6) 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を最終処分する。

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場(第二工区)

所在地	奈良市米谷町1857番地 他		
敷地面積	82,920㎡		
埋立面積	58,100㎡		
埋立容量	747,900㎥		
操業形態	直営		
埋立対象物	焼却灰、破碎不燃物		
処分量	焼却灰	6,121 t	
	破碎不燃物	2,267 t	
	合計	8,388 t	

イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

所在地	奈良市奈良阪町1325番地 他		
敷地面積	46,611㎡		
埋立面積	27,400㎡		
埋立容量	264,403㎥		
操業形態	直営		
埋立対象物	土砂類		
処分量	1,471 t		

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場

所在地	大阪市此花区北港緑地地先		
処分場面積	95ha		
埋立容量	13,975,000㎥		
埋立対象物	ばいじん処理物、焼却灰(非鉄)		
処分量	ばいじん処理物	1,600 t	
	焼却灰(非鉄)	2,600 t	
	合計	4,200 t	
埋立計画	埋立対象物は委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入された後、同センターにより埋立処分される。		

4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画

(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体

※都祁・月ヶ瀬地域は、奈良市と山添村により構成される一部事務組合である山辺環境衛生組合が処理主体となる。

ア 処理方法及びその主体

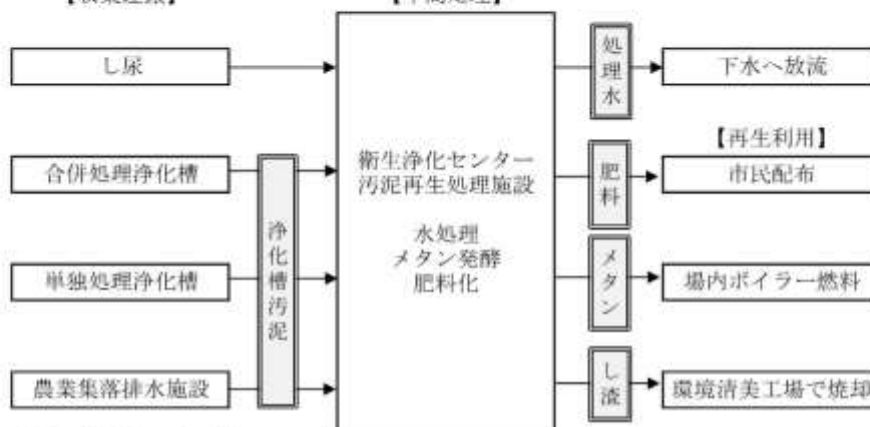
該当物	収集運搬方法	中間処理方法	最終処分方法
し尿	概ね月1回収集 (委託)	○月ヶ瀬・都祁を除く地域	○月ヶ瀬・都祁を除く地域
浄化槽汚泥	浄化槽清掃業許可業者が清掃にあわせて収集 (許可業者)	し尿・浄化槽汚泥は高負荷脱窒素処理方式で処理 (直営) ○月ヶ瀬・都祁地域 高負荷脱窒素処理方式 (直営)	汚泥は肥料として再生利用 (直営) ○月ヶ瀬・都祁地域 汚泥は炭化肥料化し、再生利用 (直営)

イ 処理体系

【奈良市衛生浄化センター】

【収集運搬】

【中間処理】



【山辺衛生センター】

【収集運搬】

【中間処理】



(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可

許可件数（令和3年3月1日現在）

種類	件数
収集運搬業	1
収集運搬業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4
浄化槽清掃業	1
浄化槽清掃業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定）	4

(3) 市民等に対する広報・啓発活動

浄化槽清掃業許可業者を市ホームページに掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業者に啓発する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量（都祁・月ヶ瀬地域除く）

種類	令和2年度(実績値)		令和4年度(推計値)	
	市収集	許可業者収集	市収集	許可業者収集
し尿	3,097 kℓ	0 kℓ	2,969 kℓ	0 kℓ
浄化槽汚泥	0 kℓ	12,793 kℓ	0 kℓ	12,824 kℓ
計	3,097 kℓ	12,793 kℓ	2,969 kℓ	12,824 kℓ
合計	15,890 kℓ		15,793 kℓ	

イ 収集運搬する廃棄物の量（都祁・月ヶ瀬地域）

種類	令和2年度(実績値)		令和4年度(推計値)	
	組合収集	許可業者収集	組合収集	許可業者収集
し尿	579 kℓ	0 kℓ	570 kℓ	0 kℓ
浄化槽汚泥	0 kℓ	4,889 kℓ	0 kℓ	4,880 kℓ
計	579 kℓ	4,889 kℓ	570 kℓ	4,880 kℓ
合計	5,468 kℓ		5,450 kℓ	

(5) 中間処理計画

衛生浄化センター汚泥再生処理施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
処理方法	高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥はメタン発酵・肥料化を行う。 また、残さは環境清美工場で焼却する。	
処理能力	し尿、浄化槽汚泥	90kℓ／24h
	生ごみ	3.4t／24h
操業形態	直営（ただし、運転管理は委託）	
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥	
処理量	し尿	2,969 kℓ
	浄化槽汚泥	12,824 kℓ
	合計	15,793 kℓ
残さ量	9 t	
堆肥化量	142 t	
残さ処分先	環境清美工場焼却処理施設	

山辺環境衛生組合 山辺衛生センター

所在地	山辺郡山添村大字遅瀬2384番地	
処理方法	高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥は炭化処理し肥料化を行う。	
処理能力	し尿、浄化槽汚泥	20kℓ／24h
操業形態	一部事務組合	
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥	
処理量	し尿	570 kℓ
	浄化槽汚泥	4,880 kℓ
	合計	5,450 kℓ
堆肥化量	〈山添村で発生の汚泥由来分を含む〉 17 t	

※処理残渣は発生せず、汚泥はすべて炭化肥料となる。

(令和4年4月1日揭示済)

奈良市告示第231号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市大安寺三丁目10番21号 株式会社 奈良市清美公社 代表取締役 葛原 克巳	し尿の収集運搬に係る一般廃棄物処理手数料 (月ヶ瀬・都祁を除く地域に限る)

2 委託の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(令和4年4月1日揭示済)

奈良市告示第232号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市二条町二丁目9番2号 一般社団法人 奈良市歯科医師会 会長 森 直樹	奈良市立みどりの家歯科診療所にかかる使用料及び手数料

2 委託の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(令和4年4月1日揭示済)

奈良市告示第233号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。

令和4年4月4日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和4年4月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190001	訪問介護	株式会社スーパー・コート	大阪府大阪市西区西本町一丁目7番7号	スーパー・コートプレミアム奈良・学園前訪問介護事業所	奈良県奈良市学園南三丁目15-35 ルミエール101号室
2970190019	訪問介護	T.P.O.S 合同会社	京都府木津川市加茂町大野内畑18番地	介護ステーション がじゅまる	奈良県奈良市法蓮町433番地1 グローリー新大宮310
2960199103	訪問看護	株式会社福丸	京都府木津川市	訪問看護ステー	奈良県奈良市芝辻

			木津殿城 90 番地 6	ション福丸	町二丁目 5 - 3 タ ウニイマサキ 105 号室
--	--	--	-----------------	-------	----------------------------------

2 指定年月日 令和 4 年 4 月 1 日

事業所番号	サービスの 種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2960199103	介護予防訪 問看護	株式会社福丸	京都府木津川市 木津殿城 90 番地 6	訪問看護ステー ション福丸	奈良県奈良市芝辻 町二丁目 5 - 3 タ ウニイマサキ 105 号室

(令和 4 年 4 月 4 日揭示済)

奈良市告示第 234 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条第 1 号の規定により公示する。

令和 4 年 4 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 4 年 4 月 1 日

事業所番号	サービスの 種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190027	居宅介護支 援	社会福祉法人うね び会	奈良県橿原市北 越智町 322 番地	ケアプランセン ターぽれぽれ青 山	奈良県奈良市青山 四丁目 3 番地の 2

(令和 4 年 4 月 4 日揭示済)

奈良市告示第 235 号

奈良市総合福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 4 年 4 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市左京五丁目 3 番地の 1

奈良市総合福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良杏町 79 番地の 4

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市総合福祉センター条例第 5 条（第 3 号及び第 4 号を除く。）、第 9 条、第 14 条及び第 16 条に掲げる事業の実施に関すること。

(2) 奈良市総合福祉センター（みどりの家歯科診療所及びみどりの家はり・きゅう治療所を除く。）の利用承認及び利用制限に関すること。

(3) 奈良市総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

(令和 4 年 4 月 5 日揭示済)

奈良市告示第236号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により告示する。

令和4年4月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和4年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算した金額とする。

3 包括外部監査契約の相手方の氏名及び住所

氏名 福竹 徹

住所 滋賀県草津市渋川1丁目2番26-2407号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

契約の定めるところによる。

(令和4年4月6日掲示済)

奈良市告示第237号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

住居番号をつけた建造物の表示	
四条大路二丁目5番11-室番号	西大寺国見町三丁目3番5号
西大寺本町4番27-3号	学園南一丁目4番12号
菅原東二丁目2番1号	登美ヶ丘六丁目1番10号
恋の窪一丁目13番3号	六条二丁目10番25号
西大寺竜王町一丁目5番16号	六条二丁目20番65号
五条西一丁目16番3号	帝塚山四丁目3番12号
五条西一丁目16番2号	西登美ヶ丘三丁目16番3号
芝辻町三丁目5番29-室番号	学園緑ヶ丘一丁目15番15号
四条大路五丁目2番27-室番号	四条大路三丁目4番36-2号
三条大路三丁目1番7-室番号	六条西五丁目15番48-4号
六条西三丁目23番25号	中登美ヶ丘五丁目11番2号
疋田町二丁目6番9号	西登美ヶ丘四丁目11番5号
帝塚山五丁目10番3号	西大寺竜王町一丁目5番15号
登美ヶ丘三丁目5番7号	
西登美ヶ丘一丁目19番8号	
西大寺竜王町一丁目5番37号	
六条二丁目9番58-4-室番号	
七条東町3番14-2号	
六条三丁目9番24号	

(令和4年4月6日掲示済)

奈良市告示第238号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 4 年 4 月 7 日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 4 年 4 月 7 日揭示済）

奈良市告示第 239 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により西大寺新田町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	中 島 純一 奈良市西大寺小坊町 6 番 13 号	片 根 得光 奈良市西大寺新田町 3 番 21 号
主たる事務所の 所 在 地	奈良市西大寺小坊町 6 番 13 号	奈良市西大寺新田町 3 番 21 号

2 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

（令和 4 年 4 月 7 日揭示済）

奈良市告示第 240 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により六条緑町二丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名	直 井 泰男	北 川 郁代

及び住所	奈良市六条緑町二丁目 11 番 11 号	奈良市六条緑町二丁目 10 番 6 号
2 変更の年月日 令和 4 年 4 月 1 日 (令和 4 年 4 月 7 日揭示済)		
奈良市告示第 242 号 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定により、児童自立支援施設の事務を、次の規約により奈良県に委託した。 令和 4 年 4 月 13 日 奈良市長 仲 川 元 庸 奈良市と奈良県との間の児童自立支援施設の事務の委託に関する規約 (児童自立支援施設の事務の委託) 第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、奈良市（以下「甲」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 44 条の規定による児童自立支援施設の事務を奈良県（以下「乙」という。）に委託する。 (管理及び執行の方法) 第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。 (経費) 第 3 条 委託事務を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。 2 前項の経費の額及び納付の時期は、甲と乙が協議して定める。 (その他必要な事項) 第 4 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。 附 則 この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 (令和 4 年 4 月 13 日揭示済)		
奈良市告示第 243 号 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 38 第 1 項の規定に基づく、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存又は移転の登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。 このことに異議のある登記関係者等は、公告期間内に申し出てください。 令和 4 年 4 月 13 日 奈良市長 仲 川 元 庸 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所 名称：長谷町自治会 区域：奈良市長谷町の全区域とする 主たる事務所の所在地：奈良市長谷町 1032 番地の 1 2 申請不動産に関する事項 別紙のとおり 3 公告期間 告示日から 3 ヶ月間 令和 4 年 4 月 13 日から令和 4 年 7 月 12 日まで 4 異議を述べることができる者の範囲 異議を述べることができる登記関係者等は、上記不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者 5 異議を述べる方法 奈良市長に対し、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 3 項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認		

できる書類等を添えて提出してください。

6 異議申出書の提出先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市市民部地域づくり推進課

別紙省略

(令和4年4月13日揭示済)

奈良市告示第244号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により六条緑町三丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	西川 静雄 奈良市六条緑町三丁目6番26号	川村 和之 奈良市六条緑町三丁目6番4号

2 変更の年月日

令和4年4月1日

(令和4年4月13日揭示済)

奈良市告示第245号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により今在家町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
事務所の所在地	奈良市川上町574番地	奈良市今在家町52番地
代表者の氏名 及 び 住 所	稲田 哲男 奈良市川上町574番地	樋口 徹 奈良市今在家町52番地

2 変更の年月日

令和4年1月23日

(令和4年4月13日揭示済)

奈良市告示第246号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和4年4月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和4年4月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910100805	社会福祉法人青葉仁会	630-2152	奈良県奈良市杣ノ川町50-1	水間ワークス	630-2151	奈良市水間町3030-1	就労継続支援A型	令和10年3月31日
2910102322	特定非営利活動法人Msねっ	630-8113	奈良県奈良市法蓮町433番	るあんMoMo	631-0078	奈良市富雄元町一丁目	就労継続支援B型	令和10年3月31日

	と		地1 グローリー新大宮1階			目22-12 タワー・ラ・モード 101号		
2910103668	株式会社 服部モーターズ	630-8013	奈良県奈良市三条大路3丁目502番1号	就労継続支援B型事業所フラッフィー	630-8013	奈良市三条大路502番1号	就労継続支援B型	令和10年3月31日
2910103676	株式会社 すみれサポート	631-8033	奈良県奈良市五条一丁目2番30号	coco	631-0846	奈良市平松二丁目22番21号	短期入所	令和10年3月31日

(令和4年4月13日揭示済)

奈良市告示第247号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定に基づき告示する。

令和4年4月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和4年4月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100934	けいはんなソーシャルサービス株式会社	605-0812	京都府京都市東山区東大路松原上る四丁目毘沙門町30番地2イーストビル3階303	相談支援事業所たちばな	631-0012	奈良市中山町39-1A-101	地域移行支援 地域定着支援	令和10年3月31日

(令和4年4月13日揭示済)

奈良市告示第248号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和4年4月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和4年4月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950100053	一般社団	544-0034	大阪府大阪	きらら kids	630-8114	奈良市芝	保育所	令和10

	法人芳縁会		市生野区桃谷四丁目 4 番 3 号	奈良		辻町二丁目 11-1 ML ビル 3F	等訪問支援	年 3 月 31 日
2950100210	一般社団法人 L'abri	630-8325	奈良県奈良市西木辻町 33 番地の 3	エデン	630-8325	奈良市西木辻町 33 番地の 3	放課後等デイサービス	令和 10 年 3 月 31 日
2950100293	特定非営利活動法人ともに	630-8101	奈良県奈良市青山八丁目 104 番地	ともに	630-8101	奈良市青山八丁目 104 番地	保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援	令和 10 年 3 月 31 日

(令和 4 年 4 月 13 日掲示済)

奈良市告示第 249 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第 51 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 4 年 4 月 13 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和 4 年 4 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910101225	特定非営利活動法人ふぁーちえ	631-0016	奈良県奈良市学園朝日町 2-6 ハイマート学園前 203	たむたむ荘	631-0016	奈良市学園朝日町 2-6 ハイマート学園前 203	就労継続支援 B 型	令和 10 年 3 月 31 日
2910101241	社会福祉法人ならやま会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町 2532-3	生活介護事業所ウィズ・ユー	630-8104	奈良市奈良阪町 2292 番地の 2	生活介護	令和 10 年 3 月 31 日
2910101258	株式会社すみれサポート	630-8033	奈良県奈良市五条一丁目 2 番 30 号	株式会社すみれサポート	631-0846	奈良市平松一丁目 32-25-1	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	令和 10 年 3 月 31 日
2910101910	一般社団法人みやこいち福祉会	630-8114	奈良県奈良市芝辻町一丁目 7 番 18	ジョイアスクールつなぎ	630-8141	奈良市南京終町七丁目 540-	就労移行支援	令和 10 年 3 月 31 日

			号			5 2階		
2910102454	社会福祉 法人寧楽 ゆいの会	631-0823	奈良県奈良市西大寺国見町三丁目5番5号	ぐっど・たいむ	630-8357	奈良市杉ヶ町27番地1西本ビル2階	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	令和10年3月31日

(令和4年4月13日揭示済)

奈良市告示第250号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を廃止したので、同法第51条の30第2項第2号の規定に基づき告示する。

令和4年4月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和4年3月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100520	社会福祉 法人史明 会	630-2192	奈良県奈良市鹿野園町1584番地の2	相談支援 事業所リ ノ	630-8054	奈良市七条西町二丁目928番地	計画相談 支援

(令和4年4月13日揭示済)

奈良市告示第251号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を廃止したので、同法第21条の5の25第2号の規定に基づき告示する。

令和4年4月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和4年3月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2950160503	合同会社 ku-chi	630-8423	奈良県奈良市出屋敷町17-98	児童発達 支援あり す	630-8423	奈良県奈良市出屋敷町17-98	児童発達 支援

(令和4年4月13日揭示済)

奈良市告示第252号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第51条第2号の規定に基づき告示する。

令和4年4月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和4年3月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102447	有限会社 ISD	630-8012	奈良県奈良市二条大路	有限会社 ISD	630-8012	奈良市二条大路南二丁	行動援護 同行援護

			南二丁目2-22-1			目2-22-1	
2910102686	株式会社 ルピナス	590-0434	大阪府泉南 郡熊取町小 谷北一丁目 18番32号	ヘルパー ステーシ ョンルピ ナス	630-8115	奈良市大宮 町四丁目 275番地の5 森村第2ビ ル303号室	居宅介護重 度訪問介護 行動援護
2910102769	合同会社 カレッジ ハブ	630-8127	奈良県奈良 市三条添川 町2番8号 3F	元氣の里 太陽	630-8127	奈良市三条 添川町1番 5号2F	就労継続支 援B型

(令和4年4月13日揭示済)

奈良市告示第253号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年4月13日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和4年4月13日揭示済)

奈良市告示第254号

国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり公示する。

令和4年4月13日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 事業計画が決定された年月日
令和4年4月1日
- 2 調査を実施する者の名称
奈良市
- 3 調査地域
奈良市百楽園一丁目、百楽園二丁目、百楽園三丁目、百楽園四丁目、百楽園五丁目、鶴舞西町の一部、学園新田町、南登美ヶ丘、登美ヶ丘一丁目、二名二丁目、学園北一丁目
- 4 調査期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(令和4年4月13日揭示済)

奈良市告示第255号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年4月14日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和2年7月17日 奈良市指令整開 第20A -15号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和4年4月14日 第1807号
公共施設 令和4年4月14日 第897号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市三条本町1002番2、1003番及び1004番2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良県大和郡山市北郡山町106番地
DMG 森精機株式会社 代表取締役 森 雅彦
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
防火水槽：奈良市三条本町1004番2の一部

(令和4年4月13日揭示済)

奈良市告示第257号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年4月14日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和4年4月14日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和4年4月14日揭示済)

奈良市告示第261号

令和4年奈良市告示第218号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

令和4年4月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙1の表中

有馬 純	ありまこどもクリニック	北登美ヶ丘四丁目 1-18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
------	-------------	---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

を

有馬 純	ありまこどもクリニック	北登美ヶ丘四丁目 1-18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
飯田 孝志	飯田医院	北市町 36									○			

に、

鶴原 志のぶ	大西クリニック	漢国町 10	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
--------	---------	--------	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

を

鶴原 志のぶ	大西クリニック	漢国町 10	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○
--------	---------	--------	---	--	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---

に、

奥 成顕	奥医院	東城戸町 53	○	○	○	○	○		○	○	○	○		
------	-----	---------	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	--	--

を

奥 成顕	奥医院	東城戸町 53		○		○	○							
------	-----	---------	--	---	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--

に、別紙 2 の表中

田中 幸博	田中医院	百楽園二丁目 1-1	44-6669	を
田中 輝房	田中小児科医院	右京四丁目 14-14	71-6660	

田中 幸博	田中医院	百楽園二丁目 1-1	44-6669	に改める。
-------	------	------------	---------	-------

(令和 4 年 4 月 15 日揭示済)

奈良市告示第 262 号

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 12 項）の規定により次のとおり公表します。

令和 4 年 4 月 15 日

奈良市長 仲 川 元 庸

令和3年4月1日～令和4年3月31日閲覧者

(市 民 課)

閲覧の請求をした国又は地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
3 株式会社 野村総研 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	テレビ視聴に関する調査	令和3年5月18日	奈良市芝辻1丁目4～ 13名
4 公益財団法人 笹川スポーツ財団 (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 渡邊 一利	「子ども・青少年のスポーツライフに関する」調査	令和3年5月25日	西新屋町、高御門町、臨陽町、南城戸町、南新町西木辻町 4歳～21歳の男女(平成11年4月2日～平成29年4月1日生まれ)29名
7 内閣府大臣官房政府広報室 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「道路に関する世論調査(附帯調査 農業遺産)」	令和3年6月4日	奈良市田中町342～ 満18歳以上(平成15年6月末までに生まれた)日本人男女 対象人数:16人
8 株式会社 野村総合研究所 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	日常生活に関するアンケート	令和3年6月4日	奈良市菅原町296～ 39人(昭和16年7月1日から平成18年6月末までに生まれ)
9 日本放送協会営業局 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	受信契約状況実態調査(調査票タイトル・テレビ放送に関するアンケート)	令和3年6月17日	①大宮町4丁目②神殿町、小西町、此瀬町、五条町③芝辻抜町、芝辻町、芝辻町1丁目、芝辻町2丁目④東九条町⑤山腰町⑥六条西1丁目、六条西2丁目、六条西3丁目⑦都祁こぶしが丘、都祁白石町 ①～⑦各20名(合計140名)
14 NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 一般社団法人 中央調査社 会長 福角 美佐	2021年9月東京オリンピック・パラリンピックに関する調査	令和3年7月14日	奈良市青野町、西大寺芝町2丁目 対象人数12人(20歳以上の日本人の男女(平成13年12月末日までに生まれ)
15 総務省 大臣官房総括 審議官 竹村 晃一 一般社団法人 輿論科学協会 理事長 井田 潤治	通信動向調査	令和3年7月15日	①西木辻町、②秋篠町、③藤ノ木台一丁目、④都祁白石町 20歳以上(平成13年4月1日以前の生まれ)の世帯主(世帯主が判別できない場合は20歳以上男女個人)対象丁:任意の住民基本台帳を4冊 ※一区分から一定間隔にて43人の世帯構成員を抽出(計4区分、合計172世帯)
21 内閣府経済社会総合研究所長 井野 靖久 一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 泰久	消費動向調査	令和3年7月28日	寺町、小川町、餅飯殿町、光明院町、元林院町 日本国籍を有する男女個人72名
22 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 理事長 樋口 英雄 (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	第8回 勤労生活に関する調査	令和3年8月19日	東九条町 20歳以上の男女(平成13年8月31日生まれまで)18名
24 NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 一般社団法人 中央調査社 会長 福角 美佐	全国メディア意識世論調査	令和3年9月8日	奈良市宝来5丁目、五条畑2丁目 12人 満16歳以上の男女(平成17年9月末日までに生まれ)
25 内閣府大臣官房政府広報室長 田中 愛智朗 一般社団法人 中央調査社 会長 福角 美佐	令和3年度第6回調査「国民生活に関する世論調査」	令和3年8月17日	大安寺6丁目 17名 満18歳以上の日本人男女(平成15年8月末日までに生まれ)
32 内閣官房 孤独・孤立対策担当室 室長 谷内 繁 株式会社サベイリサーチセンター	孤独・孤立に係る実態把握	令和3年10月12日	法蓮町、学園朝日町2丁目 満16歳以上の男女個人(令和3年12月1日現在) 100人
33 消費者庁長官 伊藤 明子 一般社団法人情報センター 事務局長 山本 恭久	令和3年度消費者意識基本調査	令和3年10月14日	西登美ヶ丘8丁目4～ 平成18年10月31日以前に出生の男女個人(2021年11月1日現在 満15歳以上の男女個人) 25人

令和3年4月1日～令和4年3月31日閲覧者

(市 民 課)

	閲覧の請求をした国又は地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
35	株式会社 時事通信社 大阪支社長 矢野 英樹	住民意識調査	令和3年10月15日	①奈良市青山1丁目1～、②奈良市大宮町2丁目5～、③奈良市西大寺新田町1～ ①22人、②22人、③22人 満20歳以上の日本人男女(平成13年10月末日生まれまで)
	一般社団法人 中央調査社 会長 福角 美佐			
37	学校法人 中央大学 中央大学学長 河合 久	メディアの利用と意識に関する調査	令和3年10月15日	奈良市法華寺町305～ 13人 12歳以上69歳以下の男女 (昭和26年12月1日～平成21年11月30日生まれ)
	一般社団法人 中央調査社 会長 福角 美佐			
39	農林水産省 消費・安全局長	食育に関する意識調査	令和3年10月14日	南登美ヶ丘10～ 25名 令和3年10月31日現在、20歳以上の日本国籍を有する者(男女を問わない。)
	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久			
40	奈良県医療福祉部医療政策局健康推進課長	令和3年度県民健康・食生活実態調査	令和3年10月18日	性別・年齢別(1～5歳)で抽出 標本数 522
	株式会社 名豊 代表取締役 小池 武史			
49	奈良県医療福祉部医療政策局健康推進課長	令和3年度県民健康・食生活実態調査	令和3年10月25日～26日	20歳以上の男女 2,300人 標本数2,300 20～39 528、40～64 909、65～74 410 75歳以上 453
	株式会社 名豊 代表取締役 小池 武史			
50	環境省地球環境局総務課炭素社会移行推進室長	令和4年度 家庭部門のCO ₂ 排出実態統計調査	令和3年11月16日	西城戸町、2 柳町、杉ヶ町 60件
	株式会社 インテリサーチ 代表取締役社長 小田切俊夫			
56	学校法人 立教学院 立教大学 総長 西原 康太	パーソナルネットワーク調査	令和3年11月30日	奈良市産之庄町 対象数:18人 対象者:満25歳以上74歳以下の日本人の男女(昭和22年2月1日～平成9年1月末日生まれ)
	一般社団法人 中央調査社 会長 福角 美佐			
73	国土交通省総合政策局交通政策課長	第13回大都市交通センサス	令和4年2月9日	般若寺町、青山4丁目、佐保台3丁目 平成28年12月1日以前の生年月日の満5歳以上男女、日本国籍・外国籍【閲覧予定件数89件】
	株式会社エム・アールビジネス 代表取締役 棚谷 忠則			
74	一般財団法人 日本宝くじ協会 理事長 山口 一久	宝くじに関する世論調査	令和4年1月28日	①奈良市中山町、②奈良市神殿町182～ 対象者数:①18人、②18人 対象者:満18歳以上の日本人の男女(平成16年3月末日までに生まれ)の日本人の男女
	一般社団法人 中央調査社 会長 福角 美佐			
79	日本銀行情報サービス局 局長 渡邊 昌一	生活意識に関するアンケート調査	令和4年2月10日	法連町 20歳以上の男女(平成14年4月30日生まれまで)15名
	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 健治			

令和3年4月1日～令和4年3月31日閲覧者

【西部出張所】

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
日本銀行情報サービス局 局長 渡邊 昌一 (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	「生活意識に関するアンケート調査」 (第87回)	5月25日	学園朝日元町二丁目、学園北一～二丁目 15名 20歳以上の男女(平成13年7月31日生まれまで)
厚生労働省大臣官房長参事官 (自殺対策担当) 岡 英範 (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	「自殺対策に関する意識調査」	6月9日	南登美ヶ丘、大瀬町 19名 18歳以上の男女(平成15年5月31日生まれまで)
朝日新聞社マーケティング戦略本部 ビジネスインテリジェンス部 部長 田岸 貴之 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「新聞およびWeb利用に関する総合調査 (くらしと情報についてのおたずね)」	6月16日	千代ヶ丘三丁目 24名 満15歳以上の日本人男女(平成18年8月末日まで生まれ)
日本放送協会営業局 局長 吉田 健 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「受信契約状況実態調査 (テレビ放送に関するアンケート)」	6月17日	西登美ヶ丘二丁目、三丁目 20名 18歳以上の日本人男女(平成15年7月末日生まれまで)
内閣府大臣官房政府広報室 室長 田中 愛智朗 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「外交に関する世論調査」	8月25日	中登美ヶ丘六丁目5～ 16名 満18歳以上の日本人男女(平成15年8月末日まで生まれ)
NHK放送文化研究所 世論調査部 部長 吉田 理恵 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「新型コロナウイルス感染症に 関する世論調査」	9月3日	あやめ池北二丁目 12名 18歳以上の日本人男女(平成15年10月末日までに生まれ)
日本銀行情報サービス局 局長 渡邊 昌一 (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	「生活意識に関するアンケート調査」	9月9日	二名四～六丁目、二名東町、二名平野一～二丁目 15名 20歳以上の男女(平成13年10月31日生まれまで)
内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 渡邊 清 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「離婚と子育てに関する世論調査」	9月16日	藤ノ木台一丁目3～ 15名 18歳以上の男女(平成15年9月末日までに生まれ)
(株)時事通信社 大阪支社長 矢野 英樹 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「住民意識調査」	10月7日	中登美ヶ丘四丁目 21名 満20歳以上の日本人男女(平成13年10月末日生まれまで)
内閣府大臣官房政府広報室 室長 渡邊 清 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「家族の法制に関する世論調査」	10月25日	富雄北二丁目 14名 18歳以上の男女(平成15年11月末日まで生まれ)
大阪商業大学 学長 谷岡 一郎 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「健康と暮らしについての調査」	11月2日	三松四丁目 15名 20歳以上89歳以下の日本人男女 (昭和7年1月1日～平成13年12月31日生まれ)
(株)野村総合研究所 専務執行役員 立松 博史 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「テレビ視聴に関する調査」	11月2日	丸山一丁目 14名 16歳以上の日本人男女(平成17年12月末日まで生まれ)
NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「復興50年の沖縄に関する意識調査」	11月10日	富雄元町三丁目、二丁目 12名 18歳以上の男女(平成16年1月末日まで生まれ)
文化庁 国語課 課長 西入 由美 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「国語に関する世論調査」	11月24日	登美ヶ丘三丁目7～15 18名 16歳以上の日本人男女(平成17年12月末日まで生まれ)
慶応義塾大学 塾長 伊藤 公平 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「新たな時代における子どもの学びと 育ちについての全国調査」	1月17日	中登美ヶ丘六丁目5～ 30名 3歳以上13歳以下の日本人男女 (平成20年4月2日～平成30年4月1日生まれ)
公益財団法人 生命保険文化センター 代表理事 浅野 俊也 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「2022年度生活保障に関する調査」	2月1日	三雑五丁目 36名 満18歳以上79歳以下の日本人男女 (昭和17年4月1日～平成16年3月末日まで生まれ)

令和3年4月1日～令和4年3月31日閲覧者

【北部出張所】

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名）	請求事由（利用目的）の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
公益財団法人 新聞通信調査会 理事長 西沢 豊	第14回 メディアに関する全国世論調査	令和3年 6月24日	朱雀四丁目3～ 満18歳以上（平成15年7 月末日まで生まれ）の男女 19人
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦			
内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 田中 愛智朗	令和3年度第3回調査「移植医療に関する世論調査	令和3年 8月4日	左京二丁目3～ 満18歳以上（平成15年 8月末日生まれまで）の日 本人男女 17人
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦			
NHK放送文化研究所 世論調査部 部長 吉田 理恵	メディア利用の生活時間 調査2021	令和3年 8月13日	朱雀六丁目 10歳以上の男女（平成2 3年12月31日生まれま で）12人
㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治			
株式会社 時事通信社 大阪支社長 矢野英樹	くらしと環境に関する世 論調査	令和3年 10月6日	神功六丁目3番地2～ 満20歳以上の日本人男女 （平成13年10月末日生 まれまで）21人
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦			

(令和 4 年 4 月 15 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 11 号

奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 45 年奈良市条例第 16 号）第 5 条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり告示する。

なお、関係図書は令和 4 年 4 月 1 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 1 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

賦課対象区域（第 2 負担区）

敷島町一丁目の一部

敷島町二丁目の一部

学園中五丁目の一部

賦課対象区域（第 3 負担区）

山陵町の一部

(令和 4 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市企業局告示第 12 号

奈良市企業局公金徴収事務等委託規程（平成 6 年奈良市水道局管理規程第 11 号）第 4 条の規定に基づき、次のとおり徴収事務等を委託したので告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

- 1 委託の範囲 宿日直窓口における水道料金及び下水道使用料等の収納業務
- 2 受託者 奈良市芝辻町四丁目 6-2
南都ビルサービス株式会社
代表取締役 藤野 正明
- 3 委託期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(令和 4 年 4 月 1 日揭示済)

奈良市企業局告示第 13 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和 4 年 4 月 1 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 1 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 4 年 4 月 15 日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
紀寺町 973-1 他	①	合流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
今市町 279-1 他	②	分流	
西ノ京町 119-3	③	分流	
神殿町 390-4 他	④	分流	
西大寺北町三丁目 398 他	⑤	分流	

大安寺西二丁目 288-1	⑥	分流	
西大寺本町 264-9	⑦	分流	
南紀寺町五丁目 80-6	⑧	分流	
高畑町 44-5	⑨	分流	
学園中三丁目 705-63	⑩	分流	
西大寺竜王町一丁目 1557-1 他	⑪	分流	

位置図省略

(令和4年4月1日揭示済)

奈良市企業局告示第14号

農業集落排水事業の供用及び汚水の処理を開始するので、奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）第4条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和4年4月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

農業集落排水の供用及び汚水の処理を開始する年月日

令和4年4月15日

汚水を排除及び汚水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
横田町 374	N①	分流	此瀬町 34 田原地区浄化センター

位置図省略

(令和4年4月1日揭示済)

奈良市企業局告示第15号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和4年4月12日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
高栄工業株式会社	代表取締役 氏原里志	奈良県天理市田部町 94 番地の 5	令和4年3月30日

(令和4年4月12日揭示済)

教 育 委 員 会**奈良市教育委員会告示第8号**

令和4年4月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和4年4月13日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和4年4月19日（火） 午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

- (1) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの臨時開所について
- (2) 令和5年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について

議事

- 議案第1号 奈良市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について
- 議案第2号 奈良市いじめ防止基本方針策定委員会委員の委嘱について
- 議案第3号 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第4号 奈良市学校給食センター条例の一部改正について
- 議案第5号 奈良市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について
- 議案第6号 奈良市教育委員会処務規則の一部改正について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和4年4月13日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第4号

奈良市農業委員会令和4年4月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和4年4月7日

奈良市農業委員長 巽 一孝

1 日時

令和4年4月14日(木) 午前10時00分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所北棟6階 601会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する
許可申請及び届出について
- (2) 事業計画変更申請について
- (3) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画について
- (4) 農地法施行規則第29条第1号に該当する転用の届出について(3月専決処理分)
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(3月専決処理分)
- (6) 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の要件確認について
- (7) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
- (8) 知事許可について(3月許可分)

(令和4年4月7日揭示済)